

下半はいつも夜なるべし、然るに鎮火祭、祝詞、伊邪那美命の御言に、日七日夜七夜見え、記、黄泉段に、一日いふと見え、大穴牟遲神の、泉國に往坐しし段にも、晝夜のさま見え、天若日子段に、日八日夜八夜見えたる、これらみな、いまだ皇御孫命の天降坐ざりしほごにて、日の旋り初ぬ世なるに、何を以て晝夜をば別たるにか、いぶかし、答、日月の旋る世に成りてこそ、專、日の出沒によりて、晝夜を分つとなれ、未、旋らざりしほごには、日にはよらずして、他に晝夜夜の分ちはありて、運びゆき、又その晝夜の長短なごもありしなるべし、さて後に、日のめぐるも、其もごよりの分ちに隨ひて、晝は地の上方をめぐり、夜は下方を旋るなるべく、長短なごも、もごよりのま、によるなるべし、さて泉國は、もご地の下に在りしかば、いつも日の光はあたらねば、いつも闇かりしか、他に光りありしか、しらねごも、晝夜ご定まりありしごは、此、國土ご同じかりけむ、さて又地の下半に着たる國々の晝夜ごとは、今、世にすら、夜國ごか云て、夜ごがちなる國もありいへば、そのかみは地の下半は、日の光に至るとなかりしは、論なし、凡て外國ごもの成竟たるは、皇國ごははるかに後のご、おほしければ、いまだ皇御孫命の天降坐ざりし前の世の、外國の事は、ごかく論ふべきにあらず、百餘萬歳の前にあれば也、又問、日、神天、石屋に隱坐ししほご、天地共に常夜往ごある、そのかみ晝夜を分つと、日の出沒によらずは、闇きを以て常夜ごは云べきに非ず、いかゞ、答、闇かりしを常夜ごいへるは、後の言を以て語り傳へたるなれば、妨なし、此、類はつねに多きごとなり、又長鳴鳥を鳴せたるごも、大御神つねに此鳥を愛好ませ給へる故見えれば、妨なし、たゞ心得がたきは、沼河比賣の哥に、青山に日が隠らば、ぬばたまの夜は出なむごある、此、時いまだ日はめぐらざりしに、かくよめるは、いぶかし、又或人、皇國は大地の頂上に在て、正しく天に對へりし國也ご云ご、心得ず、若、然らば日のめぐり、春分秋分の時、眞頂上をめぐるべきごごわりなるに、恒も南方にかたよりて、斜に旋るを以て見れば、地の頂上ごはいひがたしいか、ご問に、已、此、ごごわりを

え解らず、師に問けるに、師の考に云、ごは人の面の、頭、頂には着ずして、目も鼻も口も、前、の方にかたよりてあるご同、理、也、抑地は圓にして、其形には、上下前後なごのけぢめなきが如くなれごも、實には其けぢめなきにあらず、日月星みな、東西ごのみめぐりて、南北ごはめぐるとなし、故、日をつねに横にのみ見る國もあり、然ればこれ、まのあたり東西ご南北ごの差ありて、何方も同じには非るにあらずや、これに准へて、上下も前後もあるごをささるべし、かくて其、上方の正中は、皇國にして、南方は前、也、北方は後、也、東方は左也、西方は右也、故、日月のや、南方によりてめぐるは、人、面の、前、方にあるご同じごにて、前、方をめぐるなれば、皇國の大地の頂上なるご、いよ、着明しご云れき、又問、もし然らば、日月をや、南のそらに望む國々は、皆地の頂上ご云べし、頂上ごかでか皇國に限らむ、答、皇國の地の頂上なるごは、日月の南によりてめぐる故に然りごするにはあらず、もごより頂上なるが故に、日月は其、前、方によりてめぐるなり、されば皇國ご同じさまに、日月を南の空に望む國々あるは、たまく、皇國の東西にあたるすぢに近きが故也、○日ご地ご月ごの三つ、初、には一つにて、分ちなく混れて、彼、浮、脂の如くなりし物これ也、其中に清明かなる物分れて、葦牙の萌出る如く、上方へ騰り去りて、天ごなれる、是、即、日也、又、重濁れる物は、分れて下方へ垂降り去りて、泉ごなれる、是、即、月なり、かくて其、中間にのこり留まれる物、是、大地なり、されば日の質は、清明かにして此地なる物にては、火ご近き物也、然れごも、火ご全く同き物には非ず、彼、浮、脂の如くなる物の中に、混れてありしほごは、一つなれごも、既に分れ昇りて、日ごなれるごご、地にのこり留まりて、火ごなれるごごは、異ありて、地にある火は、日の昇去ぬる跡に残れる、滓のどくなる物也、本、同、物なる故に、其、熱きごも、明きごも、よく似たり、然れごも日ご火ごの熱き、全くは同じからず、又、明さごも、日は火ごは異ありて、火の如くに、物を照す光りはなくして、たごへていは、炭火なごの如くなりご見えたり、世を照し賜ふ

光は、日の光にはあらず、此光は、其中に坐々天照大御神の大御光なるを、上に云るがどし、何を以て知れぞ云に、此大御神、天、石屋に隱坐れば、天地皆闇かりしかば也、或人問、火は日の滓の如し云、其滓に光ありて、日に光なきといか、答、滓は凝たる物なる故に、かへりて光はまされるなるべし、同じ火にても、炭火なきは、炭につきたるのみにて、火凝ざる故に、光らず、燃る火は、専ら火ばかり凝りてもゆるゆゑに、光あるを以て知れべし、日は物に着たる物にはあらざれども、もこより清て凝らざる物のなれるなれば、火はそのやう異也、次に月の質は、重く濁りて、此地なる物にては、水に近き物也、然れども是も、水に全く同物には非ず、既に分れ降りて、月となれるころこ、地に残り留まりて、水となれるころこは、異有て、地にある水は、月の垂下り去ぬる跡に、のこれる滓の如き物也、但し是は、重く凝り濁れる物の滓なれば、滓の方が返りて軽く淡き也、さて今現に海潮の満干の、月のめぐりに隨ふも、本一つなるが故なり、さて思ふに、記に須佐之男、命に所せせある海原、又書紀に、滄海原潮之八百重あるは、すなはち泉國を云るにもあらむか、○上に云る如く、天に地こつきてありし帯の天浮橋、數條ありしやうにも聞えたり、若し然らば、富士信濃の淺間、嶽日向の霧嶋山なきは、其帯の斷離れたるあきの帯にもやあらむ、山のさまも然云べきさま也、又今に火の出るも、初に昇りゆきし氣のなごりの、なほのこりて騰るにやあらむ、○今水晶なきを以て、日の火月の水を取れいふとあり、これは日は火月は水なるによりて、其火水の降り來ると思ふれき、然にはあらず、日月の親しくうつり來る故に、其氣に牽れて、地なる火水のより來るなり、○遙なる西國の説に、此大地も、恒に旋轉る云説もありしかや、すべて西國は、さるたぐひの測度、いこ精密ければ、さるまじきにもあらず、さてたみひ大地をめぐる物にして、古の傳への旨に合はざるもなく、己が此考にも、いさ、かも妨はなきなり、○外國には、星を日月にならべて、いみじき物にすれども、皇國の古傳には、星の事なし、た書紀に、星、神香々背男云、微き

神の名の見たるのみ也、日月にならべてこましく云べき物にあらず、

寛政三年五月廿五日に書をへぬ

服部 中 庸

三大考をよみてしりへにしるせる

はごりの中つねが、此あめつちよみのかむかへはも、さごり深く、物よくかむかふなる西の國々の人にも、いにしへよりいまたえかむかへ出さし事をし、めつらかにも考へ出たるかも、くすしくも考出たるかも、かくてこそ、高天原も夜之食國も、いふかしきくまなくはあからひぬれ、これによりても、いにしへのつたへとはいよ、ますますたふさかりけり、すめら御國のゆゑよはいよ、ますますたふさかりけり、

宣 長

古事記傳十八之卷

本居宣長謹撰

古事記中卷

白檮原宮上卷

神倭伊波禮毘古命神倭伊波禮毘古命與其伊呂兄五瀨命伊呂二柱坐高
 千穗宮而議云坐何地者平聞看天下之政猶思東行即
 自日向發幸御筑紫故到豐國宇沙之時其土人名宇沙都比古
 宇沙都比賣此十字二人作足一騰宮而獻大御饗自其地遷移而
 於竺紫之岡田宮一年坐亦從其國上幸而於阿岐國之多祁理
 宮七年坐自多下三亦從其國遷上幸而於吉備之高島宮八年坐

神倭伊波禮毘古命、御名義上卷傳十七【九十一葉】に見ゆ、「書紀に、諱彦火々出見とあるは、心得ぬ書ざまなり、
 ○古事記傳十八(神武)

先、此天皇をも彦火々出見と申せしことの由は、傳十六四十六葉に云るが如し、然るに是を諱としも書れたるは、漢國の史どもに、某帝諱某と云例に倣てなれども、甚く事たがへり、皇國の上代天皇たちの大御名は、諱と申すべきに非ず、凡て尊むべき人の名を呼ぶことを忌憚るは、本外國の俗なり、名は本其人を美稱ていふものにて、上代には稱名にも多く名てふことをつけたり、大名持などの如し、されば後世萬事漢國の制に因たまふ代に至てこそ、天皇の大御名をば諱と申すべきなれ、上代のは何れの御名も、諱と申すべきに非ず、仁賢紀に諱、大脚と記して、註に、自餘諸天皇不言諱字、而至此天皇獨書者據舊本耳とあり、此大脚を諱と書るも非なり、さて自餘天皇には諱を言さずとあれば、此神武天皇の彦火々出見てふ御名も、古書には諱とはあらざりしを、撰者のさかしらに然る書れたること著し、さて上代には名を忌むこと無ければ、伊美那と云も古言に非ず、諱字に就て設たる訓なり、又此字を多々乃美那と訓るも古言にあらず、是は稱名諱などに對へて、唯何となき常の名と云意にて設たる訓なり、此天皇、後の漢様の諱號神武天皇と申す、凡て御代御代の漢様の諱のこと、書紀私記に、師說神武等諱名者、淡海御船奉勅撰也とあり、まことに然るべし、【時は桓武の朝と或説に云るも然るべし、抑此御船てふ人は、續紀に、天平勝寶三年正月辛亥、賜无位御船王淡海真人姓、とあるを始にて、次々に官位進まれしこと見えて、延曆四年七月庚戌、刑部卿從四位下兼因幡守淡海真人三船卒云々、年六十四とありて、其處に傳を記されたり、考見べし、さて此人廢帝紀に、敏性聰慧兼明文史と見え、光仁紀に、自寶字後爲文人之首とも見えて、大學頭文章博士などにも任ぜられたり、然れば此御代々々の諱號の事、此人に撰しめ賜けむことさもあるべし、さて桓武の御時と云説も然るべしと云、故は、先續紀を考るに、持統より以來御代々々の天皇崩の時みな古禮の諱を奉しことのみ見えて、漢様のはすべて見えず、然るに天平寶字二年八月に、寶字稱德孝謙皇帝と云尊號を奉しことあり、是は當代の御事にて、諱に

は非されども、漢様音讀の號の始にぞ有ける、さて同月に、豐稜彦天皇に勝寶感神聖武皇帝と云尊號を奉らる、是ぞ諱號の漢様の始なる、されど此時も、古の歴代天皇の漢諱のさだはなかりき、さて光仁天皇崩坐て、上尊諱曰天宗高紹天皇とあるは、音讀の漢諱の如く聞ゆめれども、さにあらず、なほ古禮の諱なり、文武天皇の天眞宗云々、桓武天皇の皇統云々なども、皇朝様の諱ながら、漢めきたるは、やうやくに漢意のまじれる故ぞかし、此天宗高紹天皇も、漢様のは別に光仁と申して、本紀の首にも、細字にて光仁天皇と注せり、續紀の例、凡て古禮の諱を標て、其下に漢様のを注せれば、是も其例なること明けし、又此後仁明天皇までは御代々々皆古禮の諱あれば、光仁天皇にのみ無るべきに非ず、孝謙天皇は出家し賜へるに因て、諱を奉らず、かの寶字二年の尊號を用る由見ゆ、嵯峨天皇のは、有けるが傳らざるか、又元より無りしか、物に見えず、此二御代の餘は、仁明まで皆有なり、如此て桓武天皇の御代に至て、かの御船真人の在世し延曆四年七月までの間にぞ神武より光仁までの漢様の諱は撰定めしめ賜ひけむ、其證は、延曆十六年に成れる續紀に古の天皇たちのも往々見えたり、第一卷に天武天皇天智天皇などある類是なり、然るに如此く漢諱を以て記されたる處を考るに、皆撰者の文のみにして、昔の文を載たるには、皆某宮御宇天皇、或は某宮朝などとのみありて、漢諱は見えたることなし、これらを以て、撰ばれたる時を定むべし、然るに甘露寺親長卿記などに、文武天皇の御世に、淡海公藤原不比等に勅して定めしめ賜へる由あるは、委曲も考へざる浮たる説なり、そは淡海御船てふ人は、世に聞なれざる故に、ゆくりなく淡海公に思ひまがへて、桓武の御世をも文武と誤れるものなり、○ついでに云、凡て古の御代を、古は或は近江、大津、宮御宇天皇、或は飛鳥、淨御原、朝などこそ申せるを、後世人はたゞ後の漢諱のみ知て、返して本の眞の御稱をばさらにしらす、古書に記せるを見ても、何れの御代の稱とも得辨へぬ人のみ多し、甚しきものは、漢諱を當昔の眞の御名と心得て、上代を疑ふ者もあるをや、古

を尙む人は、よく思ふべきことなりかし、○又ついでに云、古の文には、凡て某宮御宇、天皇御世と申せることなるを、後世の俗文には、なべて某天皇御宇と申すは非なり、御宇は天下所知看と云ことにて、御宇、時御宇、御世などこそいふべけれ、たゞに御宇とのみにては、其御時と云ことにはなり難きぞかし、○與其伊呂見五瀨命、伊呂見の解は傳九【二十六葉】に見え、五瀨命の御名義は傳十七【九十葉】に見ゆ、○注なる上伊呂の上字は、衍なるべし、例なきことなり、○此時の有狀を思ふに、五瀨命は葦不合命の第一の御子に坐せば、父命崩坐てよりは、此命ぞ天津日嗣は所知看たりけむ、【書紀に、此御兄弟の次第に、五の異なる傳あれども、此五瀨命は何の傳にも皆第一なり】然れば伊波禮毘古命も、此時は稻水命御毛沼命と共に、此五瀨命に奉仕て坐せけむを、五瀨命は、未中州を言向終賜はぬ間に早く崩坐て、御業を終賜はざりし故に、其事は慥に傳はらざれども、今此處に取り分て、此命一柱をしも擧たるを以て、君に坐しことをしるべし、【若し此時伊波禮毘古命既に天津日嗣所知看て、御兄弟諸共に議り給むには、稻水命御毛沼命も同じく御兄に坐せば、此命等をも此處に連ね擧べきに、只五瀨命一柱をのみ擧たるを思ふべし】かゝれば此處は、當時の有けむ隨に記さば、五瀨命與其伊呂見若御毛沼命二柱云々、とあるべきことなれども、若御毛沼命、【伊波禮毘古命なり】御業を成終て、遂に天下を知看ける後を以て、其御世の初を記す言なる故に、彼命を主として首に標て、五瀨命をば客に爲て、次には云るなり、【此處書紀には、元より伊波禮毘古命を主として、謂諸兄及子等曰云々とありて、殊に五瀨命を取り分てはあげず、此記の趣と異なり、然れども是も伊波禮毘古命既に天下を治しける後を以て記せればこそ、如此はあるなれ、實は五瀨命ぞ君にては坐せけむ、】さて若五瀨命崩坐せば、第二の御子なる稻水命こそ、天津日嗣は所知食べきに、末の御子に坐す伊波禮毘古命しも嗣賜へるは如何と云に、凡て上代には、諸皇子の中に、取分て日嗣御子と定まり坐すも、必しも一柱には限らざりしこと、日

代宮段に其證あり、【此事委くは彼處にいふべし、】然れば此御兄弟四柱の中にも、五瀨命と伊波禮毘古命と二柱ぞ、由ありて元來日嗣御子にては坐せけむ、【又思に、稻水命の海に入り坐、御毛沼命の常世國に渡り坐しは、此記には既に上卷に見えたれば、未日向宮に坐ける時の事にて、今東方幸行の時、此二柱は坐まさるる故に、自然伊波禮毘古命の嗣坐るにて、此處に五瀨命一柱をのみ擧たるも、彼二柱は既に斃坐し故なりとも云べけれども、彼二柱の御子の、海に入り坐常世國に渡り坐しこと、日向國に坐けるほどの事としては、然るべき由縁なし、此事は書紀に見えたる如く、東征せる時、紀國の海路にての事なりけむは明らけきを、此記は、其時も處も云ざる傳によれる故に、上卷に彼二柱の御名の出たる處に云るにこそあれ、實は東征し時も存在けるなり、又思に、此記及書紀の五の傳ある中四の傳には、皆伊波禮毘古命を末とせれども、一の傳には第二の御子とせれば、五瀨命崩坐ては、此命の嗣坐すべき理にて、彼第二とせるや正傳ならむとも思へども、此記の次第に違へれば取がたし、然れば左に右に此時の事は、五瀨命と伊波禮毘古命と二柱元より日嗣御子に坐しを、父命崩坐てよりは、御兄の五瀨命、君にて坐けむが、此命崩坐る故に、伊波禮毘古命の嗣坐るにぞありける、故稻水命は、此伊波禮毘古命を救奉り賜むが爲にぞ、海原には入り坐せけむ、【此事既に上卷傳十七の九十三葉に委く云り、考合すべし、】若然らずば、海原に入り坐しは何の由とかはせむ、○高千穂宮、此宮の事傳十七の卷【八十二葉】に委曲く云る如く、大隅國なるべくおぼゆ、【日向國宮崎なりと云説は、古書の趣に叶はず、今世に日向國南方村と云に、神武天皇の社とて有て、其處を皇居の跡ぞと云なるも信られず、書紀などに、日向高千穂峯と云、此記の此處の言にも、自日向發とあるから、今の日向國の地なりと心得るは、委しからず、上代には、大隅薩摩の地までをかけて、日向と云しこと、上に處々云るが如し、三代實錄に、日向國高智保神と云あり、和名抄、同國白杵郡に智保郷

あり、是らも高千穂山に附たる名とは開ゆめれど、高千穂宮はなほ大隅國の方に有べきこと疑ひなし。○天下は、万葉十八評又廿二評に、安米能之多とあり、如此訓べし、【能を我と云るは、古に見えず、わろし】さて此稱は、天照大御神の所知看する高天原に對へて、此國土を謂むこと、古意にも叶てはあれど、猶よく思ひ、本漢籍より出たる稱にて、神代よりの古言にはあらかじか、然れど甚々古より普云なれぬることにはあるなり、【此天皇の御代などには、未だ此稱あるべからざれども、漢國より書籍渡り參來て言初たる稱を以て、古へ及ぼして語り傳へたるなり】○政は、凡て君の國を治坐す萬事の中に、神祇を祭賜ふが最重事なる故に、【他國にも此意あり、皇國は更なり】其餘の事等をも括て祭事と云とは、誰も思ふことにて、誠に然ることなれども、猶熟思ひ、言の本は其由には非で、奉仕事なるべし、そは天下の臣連八十伴緒の、天皇の大命を奉はりて、各其職を奉仕る、是天下の政なればなり、さて奉仕るを麻都理と云由は、麻都流を延て麻都呂布とも云へば、即ち君に服從て、其事を承はり行ふをいふなり、【されば都加間麻都留は、事服從なり、又服從は奉仕にて、皆本は一意より出たり、書記雄畧卷、大御哥に、波賦武志謀飯根瀨瀨都羅符とある、磨都羅符は奉仕るをよみ賜へり、又万葉二に不奉仕とあるは、服從ぬことを云り、これらを以て、言の相通ひて、本同意なることをささるべし、又神を祭ると云も、其神に奉仕るにて、本同意なり、されば政とは、天皇の神に奉仕り坐す義とせむも、言の本の意は同じけれども、其祭祀の事に因て云稱にはあらず、臣連等の天皇に奉仕る方に就て云稱なり】故古言には、政と云をば、君へは係す、皆奉仕る人に係て云り、上卷天照大御神の詔に、思金神者取持前事爲政と見え、輕島朝の詔に、大山守命爲山海之政、大雀命執食國之政、以白賜、宇遲能和紀郎子所知天津日繼也と見え、又下に引る續紀卅一の文など、皆然るを以曉るべし、【然れば言の本を以て見れば、麻都理恭登には政、字は當らず、此字になづむべきに非ず、さ

れど臣下の奉仕る萬事は、即ち君の國を治め賜ふ御事なれば、末は一ッにおつめり、○麻都理恭登は、令服事なりと云説もあれど、若然らば、麻都禮恭登と云されば、自他の違あり、麻都理とは自奉仕るを云言、麻都呂間は、他をして奉仕らしむるを云言なればなり。○平は安くと云むが如し、さて其は難きの反の易きにて、何の地に坐せば、天下治易からむといふ意なり、【何事にまれ難ければ平らかならず、爲易ければ平けし、故易きをも平とは云るなり】天下を治、坐すに、其地によりて、便不便とある故に、其地を議りたまふならむ、○聞看とは、天下の臣連八十伴緒の執行奉仕事を、君の聞し賜ひ看し賜ふを云り、續紀卅一評詔に、自今日者大臣之奏之政者不聞看、夜成半、とあるを以心得べし、【聞看と云を以ても、其政は臣下へ係る言なるを思ひ定むべし】さて聞看てふ言の意は、傳七【六葉又八葉又十七葉】所知看の處に委く云り、又八【八葉】聞看大嘗てふ處をも考合すべく、なほ此卷にも下卷にも、處々見えたる言なり、又續紀十七評に、聞看食國、又評天津日嗣高御座乃業者、伊夜嗣爾奈賀御命聞看止勅夫なども見ゆ、○猶、此猶の意は、【常のにはいさゝか異りて】數多ある中の物を、此やよからむ、彼やよからむと、左右に反覆ひ思ひて、終に一に思決むるが如きことに云て、【今世の俗言に、登加久爾といふが如し】中昔の物語文などにも、此意に云ること多し、此處は、坐すべき地を此處やよけむ、彼處やよけむと、相論ひ議りて、終に東方、地こそ善からめと決め賜ふ意なり、万葉八評に、梅花折しも不折も見つれども、今夜の花に尙しかずけり、○思東行は、比牟加志乃加多爾許會伊傳麻佐米と訓べし、【別に思字をば讀むべからず、かゝる處は於毛布於毛富須など、訓ては、語のさま宜しからず、然訓ねども、おのづから其意はあるなり】只比牟加志とのみは云ずて、方てふ言を讀添るは古言なり、漢籍などにも、古訓には、東西南北みな方と訓附たり、【こは其用ひ所によりて、加多と云へでは言の足はぬ故なり、古人はさる語の用ひさまをよく辨へ居し故に、然訓るを、今人

はさる差別をば知すて、煩はしと思ふめり、伊傳麻須は、行賜ふと云ことにて、古は天皇の行幸をも、伊傳麻志と云り、此事前に見えたり、さて此處を書紀には、及二年四十五歳、謂諸兄及子等、曰云々、【この文に、是時運云々といふより、積慶重暉といふまでは、古意にあらす、例の漢意を以て、撰者の添られたる潤色の文なり、】抑又聞鹽土老翁曰、東有美地、青山四周、其中亦有乘天磐船飛降者、余謂彼地必當足以恢弘天業、光宅天下、蓋六合之中心乎、厥飛降者、謂是饒速日敷、何不就而都之乎、諸皇子對曰、理實灼然、我亦恒以爲念、宜早行之、是年也大歳甲寅とあり、【かゝれば書紀の趣は、日向にして議り給ふ時より、既に大倭國へと定めて發向せるなり、此記の趣は、未何國と定賜へることはなくて、只東方にと幸行て、行々美地を求賜ふと聞えたり、邇々藝命の國覓給ひしと同じさまなるべし、故阿岐國にも七年、吉備國にも八年坐せり、若始より大倭國と定て幸行むには、半途にかくまで久しく留りたまふべくもあらずかし、大歳甲寅、このことは論ふべきことあり、下に委し、】さて今如此、皇祖の遠き御代より久しく坐々ける宮所を去て、他處に遷り坐むことを議り給ひ、終に東方にと決め賜へる御意を、地方に就て推度るに、此日向國は西の邊なる故に、天下所知看に不便す、中央なる國に坐むとなるべし、かの書紀に、大倭國のことを詔へるに、蓋六合之中心乎とあるも、其由なり、○即、こは只語つゞけの助のみに置る辭にて、いと輕し、必しも猶豫たまはず、速なる意にはあらず、○日向、上卷【傳五の十三葉六の四十一葉】に見ゆ、古は大隅薩摩までかけての總名なり、○筑紫、上卷【傳五、卷の九のひら】に見ゆ、九國を總ても筑紫、島と云ども、此は其中の一國の筑紫にて、後の筑前筑後の域を云、○幸御の御字は、行の誤なり、【御字にても通ゆれども、幸御と云ること、記中にも他の古書にも例なし、凡てかゝる處は、みな幸行とある例なり、】さて此は、筑紫國へと行給ふを云なり、既に筑紫に到り坐るには非ず、【故次にその間の路

次の事を云て、筑紫に到り坐ることは、下にあり、】○豊國、上卷【傳五の十一葉】に出、此國は、日向と筑紫との間に在り、今幸行す道路なり、【日向の北に並て豊後、々々の北に並て豊前、々々の西に並て筑前なり、】○宇沙、和名抄に豊前國宇佐郡、これなり、書紀、神代卷には、宇佐、島ともあり、【海中ならねど、山川の周れる故に島といふ、】名義未考す、さて書紀に、其年冬十月丁巳朔辛酉、天皇親帥諸皇子舟師、東征と見え、其次にも皇舟の事あれば、此、わたりも海路より幸行りと見ゆ、○土人は久邇毘登と訓べし、【こは豊國の國人といふことにも有べけれど、なほ】宇佐の國人なり、【書紀に菟狹國造ともあれば、宇佐をも國と云べし、凡て後に郡とも郷とも云ほどの地をも、上代には國とも云へりしこと、云もさらなり、】○宇沙都比古宇佐都比賣は、兄弟と聞ゆ、名は地名に依れり、書紀に、行至筑紫國、菟狹一時、有菟狹國造、祖號曰菟狹津彥菟狹津媛とあり、【菟狹を、筑紫國と云るは疑はし、若九國の總名の意ならば、日向も筑紫、内なれば、こゝに分て筑紫國とことわるべきにあらず、さて舊事紀三、饒速日、命の天降坐時供奉の神等の中に、天三降、命と云ありて、豊國、宇佐、國造等、祖といひ、又十國造本紀に、宇佐、國造、樞原、朝高魂、尊、孫宇佐都彥、命、賜國造と云り、此説ども若據あらば、天三降、命と云は、高御魂、尊の御子にて、宇沙都比古は其子にや、】○足一騰宮、書紀に、乃於菟狹川、上造一柱、騰宮、而奉饗焉、一柱騰宮、此云阿斯毘苔徒鞅、餓離能宮とあり、【菟狹川、景行紀にも見ゆ、】此名は、宮の造様に依れる名なり、さて如何なる構ぞと考るに、宮の一方は、宇沙川の岸なる山へ片かけて構、今一方は、流の中に大なる柱を唯一つ建て支へたる構なるべし、【宇沙川の岸へ、山ある處なり、】さて騰と云故は、宮の御床は、山の片岸の上に構たるに、彼、一方を支たる柱は、川中より立たる故に、其方より望めば、高く騰りて見ゆればなり、抑此宮は、一時大御饗を奉む料なるが故に、ことさらに如此めづらしくけしきあるさまには構たるなるべし、【彼、一方の柱を、川中へ只一立て持せたるも、ことさらに希見し

く構たるなり、さればこそ足一騰てふ名をも負つらめ、さて柱を足といふことは、後世にも四つ足門など云例あり、延佳本に、漢籍の一柱觀のことを引り、似たることなり、此名義は、種々思ひ依れることあれども、皆善からず、右の考へに思ひ定めつ、○御饗、上卷【傳十四の五十五葉】に出づ、【○書紀に、是時、勅以菟狹津媛賜、妻之侍臣天種子、命とあり、中臣系圖に、天種子、命の子、佐津臣命あり、是は此、菟狹津媛の所生にて、母名を取る名にや、】○岡田宮、書紀には、十有一月丙戌朔甲午、天皇到筑紫國、岡水門とあり、和名抄筑前國遠賀郡あり、是歟、仲哀紀にも、幸筑紫時、岡縣主祖云、また自山鹿岬廻之入岡浦、到水門と見ゆ、【和名抄に、遠賀郡に山鹿郷あり、さて万葉七に、水葦之岡水門とあるは、此、岡水門にて、水葦は枕詞なり、別に考あり、】岡と岡田とは一にや、別に岡田てふ地名は、古書に見えず、○一年坐、書紀には、十一月甲午より【九日なり】坐て、十二月壬午【二十七日なり】には、安藝宮に至る由あれば、此宮に坐し間は、僅に四十日餘なり、此記と異なり、○上幸、凡て四方國より京へ行を、上ると云り、今世とても然なり、【京より四方へ行を下ると云、又四方國より、京の方を上といひ、畿内を上方と云、京よりは、四邊方を下と云り、然るに今山城、伏見より南方、奈良のあたりまでの土人の言を聞に、京方を下と云、其方へ行を下ると云、奈良の方を上と云、そなたへ行を上る云り、是は古倭京のころに言ならへるまゝの遺れるにや、猶諸國の言を尋ねば、此類のめづらしきことありなむかし、又漢國にては、西上東下と云は、東邊に偏れる國にて、水も皆東に流るればなり、】されば此時は、未東に行を上るとは云まじき理なれども、既に倭京に定まりての後を以て、前へ及して語傳たる言なり、さて始に日向より筑紫へ幸行をば、上るとは云すして、此に始て云るは、地方を以て思に、信に然るべきことなり、【日向より筑紫へ北行にて、必しも京の方へ行に非ず、上るとは云はたからむか、今世國人は如何云らむ、尋ねべし、さて筑前より阿岐へ

は東行にて、京の方なれば、誠に上るなり、】○阿岐國は、山陽道なる安藝國なり、名義未思得ず、【山城國相樂郡の和伎は、崇神紀に依れば、我君の義なり、是に准へば、此國名も若くは我君歟、さる由縁ありてや名けむ、】安藝郡安藝郷もあれば、其より出たる國名なるべし、【三代實錄十四に、此國に安藝都彦神と云も見えたり、】岐字濁て讀べし、藝も濁音に用ふ字なり、○多祢理宮、書紀には、十有一月丙辰朔三午、至安藝國、居于埃宮とあり、【埃は、神代紀に、素戔鳴尊下、到於安藝國、可愛之川上、とあると同處や、此可愛之川は、今可部川と云川なりとぞ、可部と云邑もあり、和名抄に安藝郡漢辨とある處なり、さて廣島より出雲石見へ通ふ道、此可部川にそひて上る、上にては根谷川と云り、川上に八岐大蛇の居住し跡と云あり、又山縣郡の山奥、石見の堺近き所に、可愛淵と云もありとぞ、又廣島より西に、川合川と云あり、川合は可愛の字音にて、これぞ可愛之川なるとも云り、此川のあたりに、式に載る速谷神社あり、今は速田大明神と云、瀬織津姫を祭りて、是神武天皇の御饗し給し所なりと云り、信られぬことどもなり、此外にも、此天皇の古事を云處々あり、何れも實しげにも聞えずなむある、さて書紀に埃宮とある、埃字こそ疑はしけれ、若しかの可愛之川と同處ならむには、此も可愛宮と書るべきことなり、此外可愛之山陵などの文字も然なり、此山陵の下の訓注に、可愛此云埃とあり、然るに今はその訓注の假字の音を用ひて書れたる、さらに例なきことなり、】此埃宮と名は異なれども一にや、【かの埃字の疑はしきにつきて思ふに、若くは峻字にて、多祢と訓べきか、又峻も峻と同じければ、此字ならむか、多祢は多加と通ひて、嶽なども高の意なり、万葉十三に吉野之高などかけり、】又本より傳の異にして異處にや、何にまれ多祢理てふ地名は、高宮郡高宮郷あれば是ならむか、【郡も郷も、和名抄には多加美也とあれども、上代には多祢美也と云しか、左まれ右まれ祢と加とは近く通音なり、さてかの可部川の上は、高宮郡をも流るれば、是實に可愛之川にて、多祢理宮一名埃宮とも

云しにてもあるべし、さて又周防、國との堺に、大竹川と云あり。續紀十一にも見えたり、是敷とも思ひしかど、然には非じ、又神名式に、安藝郡に多家神社あり、今府中村に在て總社と云、この多家を多祚と訓べきかとも思ひしかども、然らず、是は意富能美と訓べきなり、此社の神主世々大吞氏なり、文字は異なれども、即多家なり、家を能美と云例は、伊勢國壹志郡に、今も新家村といふあり是らなり、さて多祚理てふ名、義は高か、又建の意か、【若高ならば、理の意は別に有べし】、さだかならず、○七年坐、書紀には、甲寅年十二月壬午【二十七日なり】に安藝國に至りて、明年乙卯三月己未【六日なり】に、吉備國に移り坐る由あれば、其間わづかに七十日許なれば、此記と大異なり、○遷上幸、始に幸行と云、次に遷移と云、次に上幸と云、次に此に遷り上幸と云て、次々に詞を換たるは文なり、○吉備、上卷【傳五の二十二葉】に見ゆ、○高島宮、此地さだかならず、【或云、今備前國に高島と云島あり、神武天皇の宮跡は此處なり、今に神異き事どもありと云り、其郡など猶委く尋ぬべし、又吉備國人、云、今高島はいと小き島にて、天皇のとまり坐すべき地に非ず、其島を去ること遠からぬ兒島の北浦に、宮浦と云處あり、これ行宮の跡ならむかと云り、又或備前國に高島あり、是なりと云り、されど是は、神名帳に備前國小田郡神島神社あれば、神島にこそあらめ、高島には非じ、又和名抄に、備後國三上郡に多可郷あり、若し是島には非敷、さもあらば、高島宮は、多可と云島に在し宮敷、又同國安那郡に高迫郷あり、若し是多加勢麻と訓て、是などにもやあらむ、されど、此等は凡て、地理を知ぬことなれば、くさくさ驚かしおくのみなり、猶懇く尋ぬべきことなり、○八年坐、書紀には、乙卯年春三月甲寅朔己未、徙入吉備國起行宮以居之、是日高島宮、積三年間、脩舟楫蓄蓄兵食云々と有て、戊午年二月に、難波に到り坐ることあれば、吉備宮に坐しは三年間なり、此記と又異なり、

故從其國上幸之時乘龜甲爲釣乍打羽舉來人遇于速吸門爾
 喚歸問之汝者誰也答曰僕者國神名(豆)毘(古)又問
 汝者知海道乎答曰能知又問從而仕奉乎答曰仕奉故爾指度
 槁機引入其御船即賜名號槁根津日子此者倭國造等之祖

龜甲は、師の加米能勢と訓れつるに従ふべし、龜は、和名抄に、龜大戴禮云々、和名加米、兼名苑云々、龜一名
 鼈、漢語抄云、字美加米、また鼈、玉篇云、鼈大龜也、和名於保賀米などあり、甲は同書に、甲文字集略
 云、龜蚌之屬甲曰介、甲音俗云古不とありて、和名は見えず、【今も東國にては、龜甲を加米之加和良と云とぞ、然
 らば古不と云も、甲字音にはあらで、加和良の轉れる名にてもあらむか、それは如何まれ、此は龜の上に乗れること
 を云る處なれば、甲字にはかゝはらず、背と云むぞ宜しかるべき、なほ加和良のことは、輕島宮、段の河和羅、前の下
 に委くいふべし、】書紀には此處を、乘艇とあり、○爲釣乍は、都理志都々と訓べし、【乍字は、万葉などにもみな
 都々と云に用ひたり、】凡て都々てふ辭は、此事を爲ながら、彼事をも相交へて爲るを云うときに置り、【されば那賀
 良と云辭と相通ふ意ある故に、後世には、那賀良に乍字を書き、當らざるにはあらず、されど古は、那賀良に此字
 を書くことは無きなり、】こゝは釣をもしながら來るにて、釣すると來ると二相交るを云なり、【さてかく相交る
 二事の中に、此は大御舟の方へ來を主として云る故に、來るは乍の下にあるなり、凡て事の輕くて傍になる方を、

乍の上にいひ、重くて主とある方を下に云ぞ定まりなる。○羽擧は波夫理と訓べし、【上卷に以此比禮三擧打擧とある擧も必布理と訓べきこと、傳十の卅九葉に云るが如し、考へ合すべし】又波夫伎と訓むも同じことなり、【古は布理を布伎とも通はし云り】古今集、哥にも、山郭公打波夫伎とよめり、和名抄に、唐韻云、轟飛擧也、字亦作轟、文選射雉賦云、軒轟、波布流、俗云波豆々、と見え、靈異記にも、轟波不利、又云加介利伊久とあり、万葉十九に羽振鳴志藝、又言打羽振、鷄者鳴等母、これらは鳥に云り、又二に、朝羽振、風社依米、夕羽振、浪社來縁、六評に、朝羽振、浪之聲躁など、浪風などにも云り、凡て振とは、物の動き擧るをいふ言なり、後撰集、哥に、古も契りてけりな、打羽夫伎飛起ぬべし天の羽衣、【是は羽衣といふから、鳥に擬て如此は云るなれども、人の身に云るは、今此處の羽擧にいと近きなり】なども云り、此處は鳥の羽振如く、左右袖を擧て打振つゝ來るなり、然るる故は、大御舟を慕て招奉るなるべし、【書紀に奉迎とあり、來とは大御舟の方へ依り來なり】袖を擧て人を招くは、古の常なり、【万葉に多く見ゆ】○速吸門は、波夜須比那度と訓べし、【吸を須布と訓はわろし、釋紀の秘訓にも爪比とあり】書紀神代卷、伊邪那岐大神の御禊、段、一書に、速吸名門とあると同處なり、【是に名門とあるを以て、今も然訓べきなり、即之門といふに同じ、此外にも之を那といふ例多し】神名帳に、豊後國海部郡早吸日女神社あり、【續後紀十三三代實錄四十四などには、早吸神とあり】此地にて、此神名によれる地名なるべし、速吸とは、大祓詞に、速開都咩止云神持可々吞氏卒とある意にて、彼御禊に縁れる神名なるべし、門は海門なり、【或人、速吸門は豊前の早納浦のことならむと云り、まことに潮の速きことは名に負れども、さてはいたく地理遠へり、書紀の傳に依りても、字佐より前にあればあはず】○此一段の事、書紀には、日向を發坐て宇沙に至り坐す前にあり、此記と次第異なり、故に思ひ、此地名正しく豊後國にあれば、書紀の傳ぞ正しかるべき、吉備國より難波までの間には、此

地名あることを聞ず、【書紀に釣魚於曲浦とありて、攝津國八田郡那輪田御崎と云、あれば、此わたりにもやと思ひよれど、かの曲浦は地名とも聞えず、ワダノウラと云、訓もいかゞとぞおもふ】此記は、此一段の次第の亂れつるなるべし、書紀曰、至速吸之門時、有一漁人乘艇而至、天皇招之因問曰、汝誰也、對曰、臣是國神名曰珍彦、釣魚於曲浦、聞天神子來、故即奉迎、又問之曰、汝能爲我導耶、對曰導之矣、天皇勅授漁人椎橋末令執、而奉納於皇舟、以爲海導者、乃特賜名爲椎橋津彦、【推此云辭、毘此即倭直部始祖也とありて、此人の功ありし事ども、後に見えたり、【名を椎橋津彦とあるは、此記と異なり、推と云る意さだかならず、まづ上に橋を椎橋とあるは、かの比々羅木之八尋矛など、器名に其材の名をも連て呼る例あれば、さもあるべけれども、此人の名に負せむには、此記の如く橋とこそあるべきことなれ、其橋に造れる材の名をしも取むことは、いかにぞや思はる、故つら思ひ、姓氏錄には、此名神知津彦とあれば、もと知根津彦なりけむを、書紀には、志理を志比と訛れる傳を取られたりしにや、理と比とは横に通音なり、是海路をよく知由の稱名なるべし、さて後に志比と訛れるに就て、此記の傳の橋根津日子とくらべ見て、此名と合せむために、かの橋をも推て椎橋とは書成られたるにや、なほ考べし】古語拾遺に、大和氏遠祖根津彦者、迎引皇舟、表績香山之嶺と云り、○喚歸は與備余世氏と訓べし、歸を余世と訓る例は、万葉三に樹爾伐歸都と見え、此記上卷【少名毘古那神の段】に歸來とあるも、必余理來と訓べき處なり、さて万葉十五に、於吉欲欲里、布奈妣等能煩流、與妣與勢豆伊邪都氣也良牟、多婢能也登里乎、これ余毘與世豆と云る例なり、【首二句のさまさへこまによく似たり】○誰也は多禮會と訓べし、下卷朝倉朝、大御哥に然あり、【多會と訓は俗し】○國神とは、此土地の神と云意なり、當國人を國人、當里人を里人と云が如し、【天神に對へて云國神にはあらじ】さて人と云すして神と云るは、

猶神代の言の隨なるか、將乘龜來は凡人に非ず、實に神なる故か、【下なる贊持之子など三人の名告も、皆國神といへり】書紀にも如此ぞある、さて此下に必其名を告べきに、名の無きは脱たるなるべし、誰ぞと問給むに、たゞ國神とのみ申して止べきかは、又かゝる御答への例を考るに、上卷に僕者國神名猿田毘古神、また此下段に僕者國神名謂贊持之子、また僕者國神名謂井氷鹿、また僕者國津名曰石押分之子、などのみありて、名を告ざる例は一も見えす、故に今書紀及姓氏錄に依て、名于豆毘古の五字を補ひつ、【毘古の毘、書紀の訓注に依て濁音と定めつ】○海道は字美都遲と訓べし、書紀七に海路、万葉九音に、海津路乃、名木名六時毛、渡七六などあり、海原を舟より行路を云、【東海道西海道などいふ海道にあらず】○從而仕奉乎は、師の美登毛爾都加閉麻都良牟夜と訓れたるを用べし、【而、字にかゝるべからず】○橋機二字を佐乎と訓べし、橋は、書紀には橋と作り、和名抄にも、橋、唐韻云橋棹竿也、字亦作橋和名佐乎、方言云刺船竹也、と見え、字鏡にも橋、左乎とあり、橋、字には佐乎の義は見え、誤なるべし、【和名抄印本に橋と標ながら、唐韻を引る文には橋とあり、是は寫誤なり、古本には此をも橋と作り、さて右の古書どもにみな橋とあれども、漢籍には多く篙とのみ作り、但し玉篇に、篙、古勞反所以進舡とあり、此物竹のみならず、木を以ても造る故に、木偏を加へて、篙とは作成せるなるべし、かゝる類多し】さて機、字はいと心得がたし、此字船、具に縁あることなし、若しは機、字を誤れるにや、【機は古、加遲にのみ用て、佐乎と訓る例はをさなけれども、輕島朝、段の末に、宇治川の渡、舟の事にも執機者とあり、これらは佐乎とこそ云べけれ、又和名抄二に涉人條に、機、榜とある注に、機、正也和名佐乎とあれば、此、機、字の誤、歟とも云べけれど、此字は佐乎と訓べきよしなし、佐乎とあるは、下の榜、字の注にこそあらめ】そは如何にまれ、橋機、二字を連ねて佐乎と訓外なし、【師は、景行紀に、大木の僵れたる上を人々の往來けることを、時、人の哥に、彌概能佐鳥廢志とよめるを例として、此の二字を

佐乎婆志と訓れたり、誠に圓木の獨橋は竿の如くなれば、竿橋の義にてもあるべければ、此も然訓むことよく當れるに似たれども、猶よく思へば當らず、かの佐鳥廢志は、小橋に佐てふ辭を添へたるかとも聞えて、竿橋とも決めがたきがうへに、機を波志と訓べき由もなく、又こゝは、次の言に引入と云、書紀には令執而牽入とさへあれば、橋に爲て其上を渡らしむるには非るをや、指度とある言に迷て、橋とな思ひそ、○指度は、大御船の中より橋を下して、彼龜に乗て在る處へ差遣るを云、【書紀に授と書る、此、字にて心得べし】度とは、此より彼まで至らしむるを云、大御舟は高く、龜背は低ければ、間違て直には乗移り難き故に、此橋、末に令執着て、此方へ引入るなり、○橋根津日子、名義は、書紀三に、人、名に劍根と云も見え、又八尋梓根なども云類に、橋を橋根と云るなり、さて如此名け賜へる由は、此人海道を能知れりと申せるに因て、即其導者とし賜むと所思看て、今執着せて引入つる橋に就て、此橋以て漕まに、船のよく行意に、彼導を准て稱給へるなるべし、【たゞに橋に執着せて引入たるのみは、名に稱ふべくもあらねば、必海路の導の意あるべきなり】○倭國造、【倭のこと、又國造のことは、既に上卷に出つ】書紀此御世二年の處に、春二月甲辰朔乙巳、天皇定功行賞云々、以珍彦爲倭國造、【珍彦此云宇磐毘古】とあり、【此人、前に椎根津彦と云名を賜て、其後所々に皆其名をのみ云るに、此に至て立歸りて更に又初、名をあげて珍彦と云るはいかゞ、又珍彦の訓注は、初に出たる處にあるべきに、今此にあるもいかゞ、○舊事紀十國造本紀に、東征時於大倭國見漁父、謂左右曰、浮海中者何物之耶、乃遣粟忌部、首、祖天日鷲命、使見之、還來復命曰、是有入耳、名椎根津彦、即召率來矣、天孫問汝誰哉、對曰、吾是皇祖彦火々出見尊、孫椎根津彦と云、又六卷に、故遣女弟玉依姬、命以來養者矣、即爲御生一兒、則武位起命矣、また武位起命、大和國造等祖と云るは、椎根津彦を、彦火々出見尊の孫、武位起命の子とせるなり、此説信がたし、若彦火々出見尊の御孫ならば、此人の後胤の姓は、姓氏錄に天

孫の部に収べき例なるに、皆地祇部に収れるは、元來國神の子孫なること明けし。さて師木、水垣、朝、御世七年に、夢の諭ありしに依て、倭直、祖市磯長尾市を以て、倭、大國魂神を祭主とし給へり。此處には倭直、祖と云ことは見えざれども、玉垣、朝、御世三年又七年の段に、倭直、祖長尾市と見えたり。倭、大國魂神の御事は、傳十二卷にくはしく云り、考見べし。又此事一傳には、師木、玉垣、朝、御世廿六年の事とす。【そこには大倭直、祖長尾市、宿禰とあり、さて此大神を祠る地を、定神地於穴磯邑、祠於大市、長岡岬とあり、此穴磯字、傍にシキと假字を付たるは非なり、字によらばアナジと訓べし、されど崇神紀に市磯長尾市とあると照して思へば、穴は市の誤にもやあらむ、又長尾市といふは、長岡、岬の地名に依れる名にもやあらむ。】共に書紀に見えたり。此長尾市、檜根津日子の末にて、大倭國造の先祖なるを、此人より始て、大倭大神を以、祭く神主となりて、後まで此氏、人相傳て以、祭けり、次に仁德紀に倭直、祖麻呂、又倭直、吾子籠見ゆ、雄略紀二年段にも、大倭國造、吾子籠、宿禰と云人見え、欽明紀に、倭國造手彦と云見えたり、さて天武天皇十年四月己亥朔庚戌、倭直、龍麻呂賜姓曰連。【これまでは直、姓なり、そは欽明紀までは國造とのみありて、直とはなきを、此にかくあるは、何れの御代より直、姓にはなれりけむ、此記に倭國造等之祖とある、等、字に依れば、始は此氏人みな國造と云姓なりしなるべし、書紀に倭直、祖とあるは、直の姓にて有し程の語を以云るなり、さて直、姓になりてよりは、其中に殊に一人を國造には補されしなるべし。】同十二年九月乙酉朔丁未、倭直、賜姓曰連。【十年の時に連になれるは、龍麻呂一人なりしを、此、度其餘の人も連になれるなり。】同十四年六月乙亥朔甲午、大倭連、賜姓曰忌寸。【是までは或はた倭と見え、或は大倭と見えて、大てふ言の有、無定まらず、此程まではさもありけむ、後には必す定まれることなり。】さて續紀六に、以從五位下大倭、忌寸五百足爲氏、上令主神祭。【神は大倭大神】と見え、九卷に、大倭國造大倭、忌寸五百足とあり、【是にて國造は此氏人の

中に殊に一人なることしるべし。】さて天平九年十一月壬辰、大倭、忌寸小東人同水守二人賜姓宿禰自餘、族人連、姓爲有神宣也。【自餘、族人に連、姓を此時に賜へるは、なほ直にて在し族も有しなるべし。】同十年閏七月段に、大養德、宿禰小東人とあり、是は天平九年十二月に、改大倭國爲大養德國とありて、國名の文字を如此改られしに依て、此、姓も其字に改しなり。【同十九年三月に、又舊の如く大倭國とせられたり。】同十九年四月段に、大倭、神主正六位上大倭、宿禰水守授從五位下と見え、【此氏人大倭、神主といふこと此に見ゆ。】同廿年正月壬申朔甲戌、大倭、連深、田魚、名並賜宿禰、姓。天平勝寶三年十月丁巳、大倭、國城下、郡、人大倭、連田、長古、人等八人賜宿禰、姓。神護景雲三年十月、大和、國造正四位下大倭、宿禰長岡卒、五百足之子也云々、勝寶年中、改忌寸賜宿禰、云々とあり、此に至りて倭、字を書ずして和と作るは、天平勝寶のころ國名の倭、字を改めて、大和とせられしかば、【此事委き考あり、別に記せり、又やまとに大、字を添て、大倭大和など書るは、みなオホヤマトとよむことなり、たじヤマトとよむはわろし、さればたじやまと云には、大、字を添て書、もわろし。】姓にも其より此字を用るなり、【後世の如く意に任せて妄りに書るには非ず。】さて姓氏錄に、【大和國神別地祇】大和宿禰、出自神知津彦、命也、神日本磐余彦、天皇從日向地向大倭國、到速吸門、時有漁人乘艇而至、天皇問曰汝誰也、對曰臣是國神名字豆彦、聞天神子來、故以奉迎、即率納皇船以爲海導、仍號神知津彦。【一名椎根津彦。】能宣軍機之策、天皇嘉之任大倭國造、是大倭宿禰始祖也と見えたり、又、【攝津國神別地祇】大和連、神知津彦命十一世孫御物足尼之後也、【續紀廿九に、攝津、國菟原、郡、人、倉人水守等十八人賜姓大和連、とあるは、此族にや、又同時に、播磨、國明石、郡、人、海、直溝長等十九人、大和、赤石、連を賜ふ、是も大和氏の支別なるべし、さて又姓氏錄、攝津、國、同部に、物忌直、椎根津彦、命九世孫矢代、宿禰、之後也と見え、又河内、國神別地祇、部に、等禰直、椎根津彦、命、之後也とも見ゆ。】さて續後

紀に、承和七年八月甲辰朔己未、大和國入戶、主從八位上大和宿禰吉繼、戶口掌待從四位下大和宿禰館子等賜姓朝臣、貫附左京三條、一坊とあり、

故從其國上行之時。經浪速之渡而泊青雲之白肩津。此時登美能那賀須泥毘古。興軍待向以戰。爾取所入御船之楯而下立。故號其地謂楯津。於今者云。日下之蓼津也。於是與登美毘古戰之時。五瀨命於御手負登美毘古之痛矢串。故爾詔吾者爲日神之御子。向日而戰不良。故負賤奴之痛手。自今者行迴而背負。日以擊期而自南方迴幸之時。到血沼海洗其御手之血。故謂血沼海也。從其地迴幸到紀國男之水門而詔負賤奴之手乎。死爲男建而崩。故號其水門謂男水門也。陵即在紀國之竈山也。

從其國、上には只速吸門の事を云るのみなれば、此に其國と指べき處は無し、いかゞ、「上段の次第の亂れつるから、かゝることもあるにやあらむ。」○上行をも能煩理伊傳麻須と訓べし、○浪速は、字のまゝに那美波夜と訓べし、「此にては那爾波とは訓べきに非ず、但後に那爾波を浪速と書むは悪からじ。」書紀に戊午年春二月丁酉朔丁未、皇師遂

東船艦相接方到難波之碇會有奔潮太急因以名爲浪速國亦曰浪華今謂難波訛とあり、此事師冠辭考、「おしてるの條」に委見たり、考見べし、さて難波は、古は難波國とも云て、攝津國西生、郡又東生、郡の西邊までかけての大名にて、古書どもに多く見えたること、云も更なり、○波とは、海にまれ川にまれ波行處を云、「後世の歌などに、難波わたりといふとは異なり。」万葉一辭に、對馬乃波々中爾云々、六辭に、泉川波乎遠見云々、此外も多し、凡て某波と云は皆此意なり、景行紀に、柏濟吉備穴濟向津野大濟名籠屋大濟見え、又川には、仁德紀に考難濟などあり、又難波之大波とも此記に見ゆ、「高津宮段」何れも海路に就ていふ名なり、○經は歷過てなり、難波津には泊賜すして、此處をば過て、なほ海路を幸行を云り、「抑難波は、西國より上る船は、悉く必泊る津なるに、此處をしも過坐るは、書紀に見えたる如く、此をりしも浪太急て、御舟泊難かりしなるべし、さて然ありけむは、此あたりより徑に東方に向て幸行むは、不良所由ある故に、南方より廻り幸さしめむ爲の神の御所爲にぞありけむ、次の事と考へ合せて知べし。」此事下に論へり、○青雲之は、白の枕詞なり、青雲と云る例は、祈年祭祝詞に青雲能靄極、白雲能墜坐向伏限、「月次祭のにも見ゆ。」万葉一辭に、向南山陣雲之青雲之、十三辭に、白雲之棚曳國之、青雲之向伏國乃、十四辭に、安乎久毛能伊氏來和伎母兒、十六辭に、青雲乃田名引日須良霖會保零、そも、青色の雲は無物なれども、たゞ大虚空の蒼く見ゆるを然云なり、「今世、人も、晴たる虚空を青雲と云り、さて又漢國にて青雲と云なるも是なり、右の方葉二卷十四卷の哥などに、たなびくとよめるにつきて、虚空にてはいかゞと思ふ人もあるべけれど、凡てたなびくとは、雲にまれ霞にまれ、おしなべてあまねくきりわたるを云、たなぐもると云も同じ、万葉の哥どものさまをよく考へてさとのべし、然るを後世人は、たなびくとは、たゞ一むら引はへたるなどを云、たなぐもるとは、うすく曇ることと心

得たるは、みなたがへり、古哥に山にたなびくとあるは、山おしなべてわたるを云なり、然れば雲といふから、青雲にもたなびくと云むこと妨げなし、かの北山にたなびくとよめるは、北山の虚空のことなり、又いでこの枕詞としたるは、曇りて雨ふる時など、晴るをまちて、青きそらの見えこむことを願ふ意なり、さて白とは、凡て物の鮮明なるを云、伊知志漏志登保志漏志などの志漏も是なり、【御火白く焼けなど云も、明りのためなれば、鮮明に焼けといふことなり、又太平記などに、矢前白く射通してと云るなども、矢鏃の鮮明に見ゆばかり射とほせるを云、】かくて霧たる虚空の蒼き色は、鮮明なるものなる故に、青雲之白とは続け云なるべし、【師の説に、青雲は本、白雲なれば、白てふ語に冠せたり、いと晴たる蒼空にある白雲は、青く見ゆる物なれば、即見るまゝに青雲とは云なり、とあるは心得ず、もし白雲なれども青く見ゆるに依ていはゞ、白雲の青とこそは云べけれ、そのうへ蒼く晴たる空なる白雲は、いよく白くこそ見ゆれ、さらに青く見ゆる物にはあらざるをや、又右に引る祝詞の文、又万葉十三の哥などにて、青雲と白雲とは別なることしるし、又或説に、白馬を青馬と云例あれば、雲に限らず白き物を青某と云、其は甚く白き物は、青く見ゆる故なり、と云るも心得ず、甚く白き物のいさゝか青みて見ゆればとて、推て青とは、かでか云む、さては白と青との名混ひて分りがたし、かの白馬節會を青馬とも云は、白馬をやがて青馬と云には非ず、是は舊は實に青馬にて、白馬には非ず、故万葉又文德實錄延喜式などに、皆青馬とのみありて、凡て古書には白馬と作ることなきを、後に更て白馬を用ひらるゝことになりて、白馬節會と云ひ、又舊の名をも呼て、青馬節會とも云なり、平兼盛集に、降雪に色もかはらで牽ものを、誰か青馬と名づけ初けむ、是、白馬を用ひられて、なほ青馬と云名のある故の哥なり、○又或人は、此に青雲とあるは、地名なるべし、枕詞には非じと云へれども、地名とはきこえず、】さて歌及宣言などの類にもあらぬ直の言にも、かく枕詞を置る例は、三代實錄二二に、薦枕高御産栖日神と云ることあれば、上代にはかゝる類

なほ有けむこと知べし、【拆鈴五十鈴宮などあるは、神の詔言なれば、たゞの詞の例に非ず、】○白肩津、【白は、志良か志漏か知られず、姑く書紀の訓によりて志良と訓つ】名義未思得ず、此地のこと下に論へり、○泊とは、舟の到り着をいふ、○登美は地名なり、書紀に、戊午年十有二月癸巳朔丙申、皇師遂擊長髓彦連戰、不能取勝、忽然天陰而雨、氷乃有金色、靈鳥飛來、止于皇弓、其鳥光輝、狀如流電、由是長髓彦軍卒皆迷眩不復力戰、長髓是邑之本號焉、因亦以爲人名、及皇軍之得、得瑞也、時人仍號、瑞鳥、今云鳥見是訛也、とあり、【此は此段の時の事には非ず、熊野より廻て大倭國に入坐て後の事なれども、後の名を初へも廻らして、此にも登美とは云るなり、さて鳥見と云を訛れるなりとあれども、早く長髓彦を登美毘古とも云、其妹をば書紀にも鳥見屋媛とあれば、當時より登美とはいはず、登美といひしなり、然れば上代には蛇をも阿牟といひし如く、鳥も登美とぞいひけむを、訛れりと云るは、鳥名の登美を呼と、此、地名の登美を呼と、聲の去と上との訛りありしにや、楯津を蓼津と云も、たゞ且音の清濁の違ひのみなるをも、訛と云るに同じ、】さて此、地名、神名帳に大和國城上郡等彌神社、又添下郡登彌神社と、二所見えたる中に、今は城上郡なる登美にて、今、世に外山村といふぞ、此、名の遣れる地なる、即神武紀の末に、乃立靈時於鳥見山中、其一、地號曰上小野、榛原、下小野、榛原、用祭皇祖天神焉とあるも、【榛原は、今、世に萩原と云驛ある是なりと云り、さもあるべし、此村長谷の東方にて、今は宇陀郡に入て、彼、外山村とはや、遠けれども、古、登美といひしは、廣き名と聞ゆれば、彼驛のあたりまでかけて、鳥見山中と云むこと、違ふに非じ、】天武紀、【廿九の十八丁に、迹見驛家とあるも、此、登美なり、】かの迹見驛は、飛鳥宮より泊瀬に幸て、還り坐をりの路次なれば、今の外山村のあたりにてよく叶へり、】又式なる城上郡の宗像神社のことを、元慶五年の官符に、【類聚三代格に載り、】坐

大和國城上郡登美山とあり、【此神社は、今外山村にある春日と稱社なりといへり】又万葉四卷八音聲などに、跡見莊といひ、射目立而跡見乃岳邊之とよめるも、同じ登美なり、【其故は、八卷に跡見田莊、作哥二首と題て、其一首に吉名張乃猪養山をよめり、吉名張は今も城上郡に在て、其村彼、萩原に近き處なればなり】さて添下郡なる登彌は、今も鳥見莊と云處にて、【書紀六に作迹見池と見え、續紀六に、大倭國添下郡、人倭、忌寸果安云々、登美箭田二郷云々とあるなどは、此登彌なり、又斑鳩の富の小川といふも、此登彌に因れる名にや、斑鳩は平群郡なれども、此川添下郡より流るゝなり】此の登美にはあらず、○那賀須泥昆古、長髓は邑之本號なりと書紀に見えて、上に引るが如し、妹の一名をも長髓媛と云とあれば、さもあるべし、【凡て兄と妹と同地、名を負て、比古比賣と名くるぞ、古の常なりける、さて和名抄に、野王云髓、骨中、脂也、和名須彌と見えたり、然るに世俗言には、足を須彌といふに就て、長髓とは脛の長き山の名の如く聞ゆめれど、髓、字に足又脛などの義は見えす、但骨中、脂にては、長と云る似つかはしからず、若し髓は借字にやあらむ】○待向、待は待受る意なり、凡て待云々と云こと古言に多し、向は迎の意として、牟加閉とも訓べけれど、此は敵對ふ意なれば、牟加比と訓べし、さて此、那賀須泥昆古が本居は、大倭の登美なるを、今は大御舟の泊る處へ出向ひて、防戰ふなり、○楯は、和名抄に、兼名苑云、楯一名楯、和名太天、また釋名云、狹、而長、曰步楯、步兵所持也、和名太天などあり、名義は立なるべし、兵庫寮式に、凡踐祚大嘗會、新造三神楯四枚、【各長一丈二尺四寸、本淵四尺四寸五分、中淵四尺七寸、末淵三尺九寸、厚二寸、丹波國楯縫氏造】戟八竿云々、其料黒牛、皮八帳、【各長八尺廣六尺】掃墨一斗三升六合、【楯別二升八合、戟別三合】云々、商布四段四尺、【裏料楯別二丈六尺】云々、【猶其料、物委く見えたり】とあり、是にて古の楯のこと大氏に知らる、【楯を造るをば縫と云へれば、皮を板の面に縫合せて張て、裏には布を張るなるべし、料の板は載せざれども、

厚二寸とあれば、必板に張れるなるべし】○取は、軍士の手執持なり、○下立は、御舟より陸へ軍人の下立なり、【楯を下して立るにはあらず】○其地とは即白肩津なり、○於今者、三字を伊麻爾と訓べし、記中に例多し、【此事傳十の十二葉に云り、師は此を伊麻志久波と訓れたり、此方葉に見えたる古言にて、今はといふ意なり、然れども此は其意に云るには非ず、然訓ては於、字あまれり、者、字は、常のごとく波の意に置るに非ず、今者、二字にて伊麻と云ことなり、記中に此例多し】○日下は、久佐河と訓て地名なり、是は河内國河内郡なる日下にはあざざるべし、【河内郡なる日下は、古書に多く見えて名高し、其處の事は、下卷雄略段に云べし、又日下と書く文字のことなども彼處に云む】其故は、難波、海をば過て、なほ海路を幸行て、泊賜へる津なれば、必難波より南方にて、海邊なるべければなり、故思に、和名抄に、和泉國大鳥郡に日部、【久佐倍】郷あり、式に同郡日部神社もあり、此、郷今草部村と云り、是實は日下部にて、此の日下は是なるべし、【下、字を畧して日部と書るは、凡て諸國郡郷の名、必二字に約て書例にて、大和の葛城、上下郡を、葛上、葛下、磯城、上下郡を、城上、城下と書つと同じ、然るを和名抄に久佐倍とあるは、佐、下に加、字脱たるか、又今も草部と云を以見れば、和名抄のころより既に訛て、久佐倍と云ならへるか、如何にまれ元は久佐加倍なるべし、日下と二字運ねてこそ久佐加とは讀め、日、字のみを久佐と讀べき由なし、春日を加須賀とよめばとて、春、一字を加須とはよみ難きを思へ、さて又今の草部村は、海邊には非ざれども、甚しも遠からず、古は海邊までかけたる廣き名なりけむ、又日下とも日下部とも通はし云るは、下卷雄略天皇の大御哥に、日下山を久佐加弁能許知能夜麻とよませ賜へるなど、例あるなり】玉垣、宮段に日下之高津池とあるも、此、日下なるべし、彼、池を書紀には高石池とある、高石も同大鳥郡の海邊なるぞかし、【此、高津と高石とを合せて思へば、古は高石のあたりまでも、日下と云しことしらる、さてこの高津の津、字は師の誤にて、此記なるも高師池にてあら

む、又此時に大御舟の泊し津なれば、高津と云む地名も似つかはしければ、何れにしても、大鳥郡に日下ありし據なり、さて此高津池を或説に、河内國なる日下村に在りといふは、和泉にも日下有しことをしらで、妄に云るものなり。又姓氏録、和泉國皇別に、日下部首、また日下部など云姓あり、是等も日子坐王の御末にて、河内國の日下部氏と元は一なり、【河内國の日下部氏の事は、伊邪河宮段に委く云べし】故思に、彼日下部氏の人等の分して、此和泉國大鳥郡にも住ける族の廣されるより、其處の名をも日下とは云けむ、されば和泉なるも、元は彼河内の日下より出たる地名なるべし、書紀には、三月丁卯朔丙子、遡流而上、徑至河内國草香邑青雲白肩之津、夏四月丙申朔甲辰、皇師勅兵步趣龍田而、其路狹險人不得並行、乃還更欲東踰、龍駒山而入中州時、長髓彦聞之曰、夫天神子等所以來者、必將奪我國、則盡起屬兵、徵之於孔舍衛坂與之會戰とあるは、此記の趣と異なり、【まづ遡流而上と云ることいと心得ず、草香はたとひ河内の草香にしても、難波より遡流て至る處にあらず、甚く地理たがへり、況や和泉なるをや、故おもふに、こは地理をも思はで、たゞ妄に潤色に書添られたる文にやあらむ、然るを此文につきて、白肩津とは今の枚方なりと云説もあるは、いたく非なり、さて此に河内國とあるに依て、草香を河内國河内郡なる日下とのみ誰も思ひ居るも誤なり、河内の日下は海邊にあらざれば、船の泊る處ならず、川にも津といふことはあれども、かの日下は、船通ふばかりの川だに無き地なる物をや、白肩津草香津など云むは、必海邊と聞えられたれば、和泉の日下なること疑ひなし、さて和泉の地も、舊は皆河内國なりしを、別に一國とせられしは、靈龜二年よりのことなれば、古傳には河内國と云ること論なし、さて又更欲東踰の東字は、趣龍田の上にあるべきことなり、其故は、龍田より行も伊駒山より行も、共に東なれば、上の龍田の處にこそ此字は置べきことなるに、伊駒の處にわきて此字を置るは、是又地理

まぎらはしく聞ゆめり、】また却至草香津、植盾而爲雄詰焉、因改號其津曰盾津、今云蓼津一訛也とあるも、此記と異なり、【此記の趣は、御舟の泊たる處に、敵の軍待向て防戦ふ故に、楯を執れるなれば、事もなく聞えたるを、此書紀の趣は、虜亦不敢逼と云るに、草香津へ却て、盾を立て雄詰せるは何の故にか、聞え難し、若くは上代の軍陣の祝事などにもやありけむ、】○蓼津、此地名は他の古書にも見えず、今に聞えず、○登美毘古は即那賀須泥毘古なり、此が妹をも登美夜毘賣といへば、兄をも如此もいひしなるべし、【但登美とは、彼瑯瑤の瑞に因て、後に此人の討るころに云初つる地名なれば、生存るほどに登美毘古とは云じを、討れて後に、追て世人の云る稱なるべし、】○痛矢申、痛とは事の甚しく切なるをいふ、甚字をも書り、下の痛手の痛なり、申は、物を貫く物を凡て云る名なり、【玉串なども云るを思へ、】されば矢の體を穿て徹りたるをも云るなり、【さて久志はもと非字にて、字書に燔肉器とあり、然るに此方にては、古より申字を用ひたり、申字には久志の義は見えず、但物相運貫也と注し、字形も非と似たる故に、まがひつるなるべし、漢國にても此二字まがへることあり、和名抄には、唐韻云、非炙肉非也、和名夜以久之とあり、是も古本には申と作り、】○負は手を負の負なり、敏達紀に、如下中獵箭之雀鳥とあり、凡て負は身に受持を云り、さて此を書紀には、有流矢中五瀬命、皇師不能進戰とありて、彼孔舍衛坂にて戰坐し時の事なり、此記も地異なり、【此流矢をしも伊多夜具志と訓るは、此記に依る訓なれども、當らず、痛矢申とは、身に中りたる上にてこそはいふべけれ、】○詔は五瀬命の詔なり、○吾者云々、此御言にても此時は五瀬命ぞ君に坐けること明し、【書紀には、此詔をも伊波禮毘古命へ係たり、】○日神、天照大御神を日神とは此に始て見ゆ、抑上卷には天照大御神とのみあるを、此に至て更て如此ある故は、神代にては即此神の御上の事を語る故に大御名を申し、【此下高倉下の夢の段も同じ、】此は高天原に坐ます御體を、此國土に在て仰瞻奉る處に就

て、【次に向日とあると合せて見べし】詔ふ御言なるが故に、如此あるなり、此等を以ても、古言の差別の精きほどを知べし、【書紀は漢文を主として書れたる故に、かゝる處に古言にはかゝはらざること多くして、神代、卷にも、日、神と書れたる所多し、】○御子とは御子孫の謂なり、凡て子孫は幾世を重てもみな子といふこと、前に云るが如し、○向日、上には日神とあるを、此には忽變りて、たゞ日とのみ詔へる、是又古言の差別なり、上は其御子と詔ふ處なる故に、神てふことを添へて詔ひ、此は唯に仰見奉り賜ふ日を指て詔ふまでなる故に、神とは無きなり、【これらはいひもてゆけば、強て差別はなきに似たれども、よく思へばなほいさゝかの差別あることぞかし、そもく今世の人の言にも、直に天つ日をさしては、天照大御神とは申さずて、只日とのみ申し、又此神の御上の事を申すには、天照大御神と申し、必云々し賜ふ、云々坐など、尊辭を添へて申すを、天つ日の事には、たゞ日出日入などのみ云て、出賜ふ入、賜ふなど、はいはされども、不敬とせず、神代の沼河日賣の歌にも、日之隠者とよめれば、是のおのづから古意の差別にかなへるものなり、○此に皇祖をば日神と詔ひ、天つ日をばたゞ日と詔へるを以て、天照大御神と天つ日は異なる故と思ふはひがことなり、天照大御神即天つ日に坐坐こと、上卷に申せるが如し、】さて日は、東方より出て、西方へ旋行坐故に、東方に向て戰は、其に逆ふなり、○不良は布佐波受と訓べし、此、訓の事、傳四【三十一のひら】に委く云り、【此を書紀に、此逆天道也とあるは、古意に非ず漢意なること、首卷に論へるが如し、】○賤奴二字を夜都古と訓べし、賤は良に對へる賤にて、是も奴の義なり、續紀三十二に鹿島神賤、また紀寺賤、また方葉七、住吉、云々、賤鴨無などあり、みな奴婢を云り、卑賤しと云意に言るにはあらず、【さて師は、奴をば凡て夜伊都古と訓れたり、是書紀神功卷の哥に據てなれども、彼、哥の詞も必奴の義とは決めがたし、其他に夜伊都古と云ること一も見えず、方葉十八にも夜都古と見え、和名抄にも夜豆古とあれば、如此訓ほかなし、】但し此に

ては、賤奴字は借字の如くにて、實は君臣の臣の義なり、【良人に對へて賤とも奴ともいふは、凡人の上にての分ちなり、此は其にはあらず、天皇に對へて凡人を云る夜都古なれば、臣の意なり、凡て君に對へては、臣をば皆夜都古と云故に、書紀などにも、君臣の意に云る臣字をば、みな夜都古と訓り、是古意なり、然るに後世人は、臣をばただ意美とのみ心得、又夜都古と云は、ひたすら賤き者のごとく心得るは、非なり、意美といふは、朝廷に仕奉る人等を尊みて云稱にて、君臣の臣の義にはあらず、君に對へては、貴人にては臣をば凡て夜都古と云り、國造郡領伴造なども皆御臣の意なり、此事は傳七、卷に委く云り、又欽明紀に、陪臣を夜都古と訓るも、臣の臣なる故に、又臣の意なり、伊夜は重なる意なり、そもく古は君に仕奉る人も、又凡人の中にて良人に使はるる者をも、共に夜都古と云るを、漢國にては臣といひ奴婢と云て名を分たる故に、後人は此字に泥て、臣を夜都古と云ことをしらす、又夜都古は君臣の臣にもわたることもしらざるなり、然るを此には、其文字に拘らずして、賤奴字を、君臣の臣の義に借、用ひたるなり、】天皇の御上よりは、凡人は皆臣なる故に、如此詔へるなり、下卷穴穗宮段に、都夫良意富美の言に、賤奴意富美と自いへり、【是は己がことを云るなれば、僕と漢文に云意のとく聞ゆめれど然らず、これも臣と云意なり、但漢文に己がことを臣といふとは異なり、卑下る辭にはあらず、又此人は、書紀に圓大臣と書て、大臣なるに、夜都古と云り、此を以ても、夜都古は、必しもひたすら賤き者のみの稱にあらざることをしるべし、】是は皇子に對へて、凡人を臣と云るなり、凡て古は天皇のみならず、皇子諸王に至るまでも、皇胤をば、天皇と同じく大君とも申し、又王とも申して、凡人の種とはさらに相混らず、其差別、いと嚴なりき、【故上代には、皇太子はさらにも申さず、諸皇子諸王までも、皇胤の人を臣と云ることなく、自も然詔ふことなし、然るを後には、何事も漢風を用ひらるる故に、皇太子すら天皇へは臣と申し賜ふめり、されど朝廷の人々を惣擧るときに、諸王諸臣とも

又王臣とも云て、王と臣とを分つは、古、意の遺れるなり。○痛手は後世までもいふ言にて、深手とも云に同じ、上に所謂痛矢申なり、【上なるは地、詞なる故に、其物をあらはして痛矢申といひ、此は御言なる故に、泛く痛手と詔ふなり、痛手といへば、矢に限らず何物にも渡るなり。】訶志比宮段の歌に、布流玖麻賀伊多豆淤波受波とあり、抑、刀劍又矢などに傷られたるを、手を負と云故は、凡て人の爲る事を指て手といふ類多くして、【書法擊劍捕力圍碁など其外も、各其法を手といひ、又爲べき限の事を盡すを、手を盡すといひ、又其より轉て、其事をする人を指て某手と云ことも多し、敵を討つ軍士を討手といひ、捕ふる人を捕手と云類なり、追手、搦手と云も、もと此方より追人を追手といひ、其を彼方に待取て、搦取人を搦手と云より初れる稱なり、さて又轉ては、物を見人を見手、聞人を見手と云類も萬にあり、又物を造る人を、古は手人と云り、又萬の物を作るに、龜きを隠して精く見せて、人を欺くを、手を爲といひ、人に欺むかるゝを、手を喰と云、其外萬の事に、手といふこと猶多し、其中に敵對ありて其を謀る事には、殊に多く云り、刀劍にて撃も射るも手なれば、其刀劍矢などに傷らるゝを、手を負とは云なり、【人に傷れたる疵を、手疵といふも此なり。】○行廻は、徑よりは行ずて、他方へ曲行て、志す處へ旋り向ふなり、○背負は勢淤比豆と訓べし、【此の背を、曾毘良と訓はわろし、曾毘良のことは傳七の三十七葉に云り、】凡て淤布とは、古言には身に受持ことを廣く云て、必しも背に持には限らず、故に背に負をば背負とも云るなり、【常には背に負をも、唯負ともいへども、此は背後にすることを主とする處なる故に、殊に背負とは詔ふなり、】此言今の俗言にも遺れり、下卷朝倉朝段に、若日下王令奏天皇背日幸行之事甚恐、とあるは意異なり、【同じ背、字なれども、彼は後方にして背く意、今は大御身の背に負持奉る意なり、故に彼處には負といはず、此は書紀にも負日神之威とある如く、其威を借賜ふ意あるなり。】○南方は美那美能加多と訓べし、【南をも、比牟加志に倣て、牟を添て美牟那

美と云は非なり。】○血沼、玉垣、朝段に血沼池見え、書紀崇神卷に茅渟宮、【續紀十五にも智努離宮見ゆ、】などある、皆同處なり、さて欽明卷に、河内國言、泉郡茅渟海中云々、續紀に、靈龜二年三月癸卯、割河内國和泉日根兩郡、令供珍努宮、【宮、字、印本に官と作るは誤なり、古本には宮とあり、さて和名抄に、靈龜二年割河内國大鳥日根兩郡、置和泉國、とあるはたがへり。】四月甲子、割大鳥和泉日根三郡、始置和泉監焉、天平十二年八月甲戌、和泉監并河内國、天平寶字元年五月乙卯、和泉等國依舊分立とあり、是等にて血沼は和泉國和泉郡なることしらる、此郡は、大鳥郡の南に續たれば、自南方廻幸す路、次もよく合へり、万葉七に、陣奴乃海、十一に、珍海又血沼之海とよめり、【六、卷に千沼回、九、卷に智奴壯士などもあり、】古は名高かりし處なり、【黒鯛の屬に知奴と云魚あり、和名抄に海鯛魚を當たり、此、魚血沼海の名産なりし故に、地名を即其物の名に負るなるべし、さる例此方にも漢國にも甚多し、然るに此、魚の多くあるより地、名ともなれりといふ説は、本末たがひて此、記の趣にもそむけり。】○紀國、上卷に出、○男之水門、神名帳に、和泉國日根郡男神社、【二座、】和名抄に同郡呼喚乎郷あり、【今に男里村と云あり、男神社も即此村にあり、和泉志に一座神武天皇今稱男森明神、一座彦五瀬命今稱濱天神といへり、】是なり、日根郡は和泉郡の南なれば、此も路、次よく合へり、但、紀國とあるは傳の誤ならむか、【或説に、雄山と云處あり、昔は日根郡なりしを、今は紀國に屬りといひ、又或説には、今名草郡若山に雄町と云あり、竈山と間三里許ありと云り、此等も由ありげには聞ゆめれど、たしかに古書に見えざれば取がたし、】又は古は紀國との堺まで男郷にて、猶古は此郷紀國に屬りしも知がたし、【今の男里より西南へ大道を行ば、國堺まで今、道五里餘もあれども、正南の方は國堺遠からざるなり、○書紀に、此地を茅渟山城、水門とありて、亦、名山井、水門とあり、是も疑はし、其故は、茅渟は古はいと廣き地名にはありしかども、かの男里のあたり

とは遙に距れり、其うへ崇神、卷に、茅渟、縣陶、邑とある、陶は今は陶器莊と云て、大鳥郡なり、又式に山井神社も大鳥郡なれば、日根郡の男郷とは、いよ／＼遙なるものをや、○負賤奴之手乎死、乎字、【舊印本に誤て守と作るを、延佳乎字に改めつるは宜しけれども、死字の下へ移せるはわろし、今は一本に依れり】夜と訓べし、かかる處に乎字を置く、記中に此彼例あり、上卷に此口乎不答之口、【傳十六の十六葉】などあるが如し、死は伊能知須疑那牟と訓べし、万葉五行に道爾布斯豆夜伊能知周疑南とあると、語の勢いよく似たり、人の死ぬるを過と云ことは、冠辭考黄葉のすぎ云々條に見えたるが如し、又命てふことを上に附ていふも、古言の例なり、書紀雄略、卷七にすなはち命過とも書り、○男建は傳七【四十二葉】に出づ、○崩は加牟阿賀理志麻志奴と訓べし、【書紀の訓然なり、但神武天皇の崩をば、加牟阿賀理志麻志奴と、志てふ言を添へて訓り、信に神上と云は本は用言なれども、躰言にいひなせるものなれば、直に坐ぬとは連き難ければ、爲坐ぬと云ぞ正しかるべき、されど然訓ては、何とかや中々に穩ならぬが如聞ゆ、上卷に神避坐とある、神避りも同例にて、躰言に云なせるなれど、加牟邪理志麻志奴と訓てはいかなれば、今も志といはぬ訓を取つ】記中に崩字を書る例の事は、宇治若郎子の處に云べし、さて神上とは、万葉一【二十七葉、日並知皇子命薨時、長哥】に、天原、石門乎閉、神上、上座奴とよみて、天所知といふも同意なり、凡て人は死れば、尊き卑きも皆悉く、底津根國、【即夜見國なり】に罷ることなるを、天皇を始奉り、凡て尊むべき人をば、其を忌憚て反を云て、天に上坐とはいひなせる古言なり、【此事傳十三の四十六葉にも委云り、考合すべし】○水門、上卷に出づ、○謂男水門也、抑男建に依れる名なれば、建、水門とこそ謂べきを、只男としもいふは如何と云に、此男は、たゞ男子と云意にはあらず、猛く雄々しき意なり、故男とのみ云るに、男建の意あるなり、○陵は美波加と訓べき由、上【傳十七の八十四葉】に云るがごとし、○即とは、紀國にして崩坐

て、御陵も即其國に在るを云なり、【倭國ならむには、如此ことわることは有まじきを、他國なる故にかくいへるなり】○竈山は加麻夜麻と訓べし、書紀の訓も然なり、【加麻夜麻と訓はわろし、筑紫なるは加麻度山にて、竈門山と書り、おもひまがふることもなけれ】延喜諸陵式に、竈山墓、彦五瀬命、在紀伊國名草郡、兆域東西一町南北二町、守戸三烟と見ゆ、【此、御陵の如此後世まで式にも載て、毎年に御幣を奉り賜ふを以ても、此、尊は天皇に坐けることを知べし、若おしなべての皇子に坐むには、然ることあるべからず、上代の皇子等の御墓の中に、諸陵式に載れるは、五十瓊敷入彦命、日本武尊、菟道稚郎皇子、などの外は例なし、さて陵と云すして墓と云るは、一御代に立られざる故なり、飯豊皇女などの墓とある例なり】又神名帳に、同國同郡に竈山神社もあり、【此社も即五瀬命を祭ると云り、さもあらむか、されど社は異神ならむかさだかならず】此社は和田の竈山明神とて、名草郡宮郷和田村の西南三町許に今もあり、【宮郷とは、日前宮の邊十七村の物名なり】弱山より一里半許東南にて、古の大道【今俗に小栗海道といふ】に近し、近世に國の殿より年毎に使をも奉遣賜ふ社なり、さて其社の近き地に、丸山と云て大なる塚あり、物舊たる大樹ども生茂れり、是や此竈山御陵ならむ、猶國人に委く尋ぬべし、【或説に、今世に九度山といふ處是なりといふは非なり、九度山村は、高野山近き處にて、怡土郡なれば、名草郡とは那賀郡を隔ていと遠し、抑此説は、今世竈と志とを混て、竈を久度ともいふ處ある故に、推當に定めざるべし、又或説に、紀國に加信土山といふあり、是は信字を麻と訓て、即此竈山なりといふも非なり、紀國に加信土山といふ山あることなし、此名は万葉九卷なる、木方往君我信土山云々、とある哥を謬訓せるより出たるものなり】書紀に、五月丙寅朔癸酉、軍至茅渟山城水門、【亦名山井水門、茅渟此云智怒】時五瀬命矢瘡痛甚、乃撫劍而雄詰之、曰慨哉大丈夫被傷於虜、手將不報而死耶、時人因號其處曰雄水門、

進^ニ到^リ于^テ紀伊國^ニ竈山^ニ而^テ五瀬命^ヲ薨^ニ于^テ軍^ニ因^テ葬^ニ竈山^ニとあり、【竈山に到て薨とある、此、記と異なり、此記は男、水門にして崩坐り、】○首より是までは、五瀬命天皇に坐ば、上、件の事は皆此、命へ任れり、【故、此、次より更て、故、神倭伊波禮毘古命云々といへり、】然れども未だ倭國に入坐ざる以前に崩坐ぬる故に、一御代には立られず、故、此記にも、此、命の段、を別には立らずて、始より伊波禮毘古命の段と立て、其中に記せる趣なり、此事首に委く論へるが如し、】

故神倭伊波禮毘古命從其地迴幸到熊野村之時大熊髮出入即失爾爾神倭伊波禮毘古命倏忽爲遠延及御軍皆遠延而伏延遠以^二音^一此^二時^一熊野之高倉下人名者齋一橫刀到於天神御子之伏地而獻之時天神御子即寤起詔長寢乎故受取其橫刀之時其熊野山之荒神自皆爲切仆爾其惑伏御軍悉寤起之故天神御子問獲其橫刀之所由高倉下答曰己夢云天照大神高木神二柱神之命以召建御雷神而詔葦原中國者伊多玖佐夜藝帝阿理祁理此字以^一音^一我之御子等不平坐良志此字其葦原中國者專

汝所言向之國故汝建御雷神可降爾答曰僕雖不降專有平其國之橫刀可降此刀名佐布都神亦名雲布都神降此刀狀者穿高倉下之倉頂自其墮入故建御雷神教曰

穿汝之倉頂以此刀墮入故阿佐米余玖阿

故以是橫刀而獻耳

其地とは男、水門を指なり、○廻、幸、此まで三處に廻幸と云るは、皆初、に行廻とある意にて、徑に、倭の方をば指すして、南方へ廻給ふを云、熊野までの途然なり、○熊野村は、紀國牟婁郡なり、抑此地は、牟婁郡の半に過て、數十里に亘て、いとく廣く、一國ともあるべきを、一郡にも建られず、和名抄の郷名にだに載ざるは、山國にて、古は民いと少かりつと見ゆ、【牟婁郡の郷、纒に五なり、】名の由は、此の大熊の事より起れるか、又出雲の熊野より起れるか、【此山は、傳十の廿八葉に云り、考合すべし、】定めがたし、書紀神代上卷に熊野之有馬、村見え、神名帳に熊野早玉神社【大熊野坐神社、【名神大】などあり、○大熊髮、髮、字は、決て寫誤なり、故、くさく思、○古事記傳十八(神武) 九四七

に、序に此事を化熊出爪と書る、爪字も誤にて、山か穴かなるべければ、此も從山の二字を髮とは誤れるにや誘と
 勢と草書似たり、「一本に鬚とあれば、富能加爾と訓べきかとも思へど、若らば所見といふべきを、出とあれば然に
 は非じ、又延佳が頭書に、異本に作強疑鱈字之誤乎と云るは、書紀神代卷に熊鱈と云あるを思ひよせたるなれど、
 此には由なきひがことなり」○出入、入字心得ず、下に失とあれば、入とはいふべからざればなり、「若くは出即
 入失とありけむを、即字と上上に誤れるかとも思へど、入といはゞ、失とは云まじく思はる、又は出み入み數度し
 て失ぬる意かとも思へど、若らば即と云ることいかにぞや聞ゆ」故今は姑く此字をば讀ずて、大なる熊山より
 出て即ち失ぬと訓つ、さて此熊は世常のに非ず序に化熊とある如く、荒振神の假に化れるなり、○倭忽は爾波加爾
 と訓べし、書紀天武上卷に然訓り、又安康卷欽明卷などには多知麻知爾と訓り、然訓むもあしからず、○爲遠延は、
 師の遠延麻志と訓れたるに依るべし、爲字あるはいかゞなる書ざまなれども、日代宮段に、爲泥疑也ともある爲字
 の格なり、「かゝる處に此字を添へて書、古への一の格なるべし」彼もたゞ泥疑都と訓べき處にて、爲字は讀がたけ
 れば、此も此字を捨て、坐てふ言を讀附べきなり、さて遠延は書紀に瘁と書り、「瘁は、字書に病也とあり」又景行
 卷に、度信濃坂者多得神氣以瘵臥、「是を引て和名抄に、瘵臥和名字江不世利とある、字は乎の誤寫なるべ
 し」仁徳卷に被蛇毒而多死亡、欽明卷に毒害などあり、又景行卷に、吉備穴濟神及難波柏濟
 神、皆害心以放毒氣、令苦路人」と見え、倭建命の伊服岐山神に惑され賜ひしなど、皆同類の事なり、
 ○御軍は軍士を云り、万葉二評に、御軍士乎喚賜而云々、御軍士乎安騰毛比賜、又六評に千萬乃軍、
 又廿二評に須米良美久佐、「皇御軍士なり」などある、皆其人を指して伊久佐と云り、師説に、伊久佐とは箭を
 射合と云ことなるを、用を躰に云はして、軍、人のこととせりと云れき、「書紀天武卷に習射、また觀射なども見

ゆ」○伏は許夜伎と訓べし、書紀推古卷聖德皇子命の御哥に、伊比爾惠豆、許夜勢屢、諸能多比等阿波禮とあ
 り、猶下卷允恭段の哥に、都久山美能許夜流、とある處【傳三十九の六・八葉】に委云べし、書紀曰、天皇獨與
 皇子手研耳、命帥軍、而進至熊野荒坂津、「亦名丹敷浦」因誅丹敷戸畔、時神吐毒氣人物成瘁、由是皇軍不
 能復振、○高倉下、書紀此御代卷なる兄倉下弟倉下の訓注に、倉下此云衛羅餌、とあるに倣て此をも訓べし、名
 義さだかならず、「下文に穿倉頂云々の事に依るかと思へど、此名他にもこれかれあれば、彼倉の事によれるには
 非じ、又書紀欽明卷に、鞍橋此云矩羅賦」とある、是は馬鞍橋の事に依て名たる由あり、賦は知の濁音なれば、此
 とは異なり」書紀推古卷に吉士倉下てふ人あり、續紀卅二に、秦勝倉下てふ人あり、又藤原倉下麻呂もあり、神
 名式、大和國宇陀郡棕下神社あり、「此棕下を、印本にムクモトと訓るは非なり」書紀此卷に、菟田高倉山と云
 も見えたり、「舊事紀に此高倉下を、饒速日命の子、宇麻志摩治命の兄とし、天香語山命天降名手栗彦命、亦云
 高倉下命などあるは、例のおぼつかなし、又或説に、熊野の神藏大明神は、此高倉下なりといふは、然も有むか、
 猶よく尋ぬべし」○此者人名とある、四字、注は、後、人の所爲ならむ、と師の云れつる、さもありなむ、○一横刀、
 一字は讀べからず、「かゝる處に」と云は、漢文の格なり」さて凡て横刀と書る、皆たゞ刀なり、横字に心を着べ
 からず、○天神御子とは、此は神倭伊波禮毘古命を指して申なり、此御稱のこと、傳十四【十五葉】に云り、○到は
 麻章伎豆と訓べし、○寤起は佐米坐豆と訓べし、「師はオドロキマシテと訓れき、是もさることなれども、此はたゞに
 眠給へるには非ず、遠延坐るをりなれば、酒の酔の醒ると同じ心ばへなれば、佐米と訓ぞ優れる、かの倭建命の醒井
 の故事をも思合すべし」○長寝乎は、師的那賀伊志都流加毛と訓れつるに従ふべし、こは惡神の氣に遠延坐るこ
 とをば、御自所思賜はで、唯何となく長眠しつと所思看て、如此は詔へるなり、○受取、上に獻とあるは、未醒坐

ざるほどなれば、只大御許まで齋參入る處をいひ、さて今は醒坐して正しく受取給ふなり、○荒神は、上卷に荒振神とあるに同じ、阿羅夫琉神と訓べし、○爲切侍は、伎理多布佐延豆と訓べし、【禮と云べきを延と云は、古言の格なり】
 仆の假字は、字鏡に太不留と見えたり、【爲字は、少しめづらしきかきさまなれども、爲所切侍と書、漢文の心ばへなるべし】さて、自とあるに心を著べし、未切、ざるに自ら切侍さるゝなり、抑此、大刀を献しかば、即先天皇醒坐、次に此を受取賜へば、即御軍士も、悉醒て、如此くなるは、奇しとも奇しく、靈しとも靈しき大刀の御威徳にざりける、○惑伏は、上に遠延而伏とあると照して、師の遠延許夜世流と訓れつる宜し、○已夢云は、意能禮伊米爾と訓べし、【云字讀べからず】古は凡て伊米と云て、由來とは云ざりき、師、説に伊米は寢目なりと云れき、米は所見の約りたるにて、【目も所見なり】眠たる間に見ゆる由なり、○伊多玖佐夜藝帝阿理祇理、此言既に上卷に出て其處に云り、【傳十三の五葉】此は悪神の荒びて、如此天皇を惱まし奉るを詔ふなり、○我之御子等、子とは凡て子孫にわたる稱なること、上に云るが如し、○不平は夜久佐美と訓べし、此言の意は未、よくも得ざれども、古言なるべし、書紀、神代、上卷に、須佐之男、命の荒び坐る處に、日、神舉體、不平と見え、【私記には耶須加良須と訓り】天武、卷に朕身不和と見ゆ、【是天皇の御病したまふを詔へる御言なり】今も荒神の氣に遠延、腦坐ことを詔へるなれば、事の趣同じ、【書紀神代下卷に、彼地未平とある未平をば、サヤゲリと訓り、又允恭、卷に皇后之色不平とある不平をば、ヨウモアラズと訓り、又遊仙窟に不平をコトシとも訓り、これらは皆此の不平には叶はず】○坐良志、凡て良志は、然ぞあらむと他を推量る辭なり、○專汝云々、此、平國の事、上卷に見えて、傳十四、卷に委く云り、【專、又言向などの解も既に出】○可降は久陀理豆余と訓べし、【此降、字を、師はアマケルと訓れき、其は天降と書るに效て、然訓むは理、なれども、天降とは、天より降、來るを、此國にして云、言にこそあれ、天にしていふ言にはあらず、故、此記に

は、天にしていふ處には皆、たゞ降とのみあるなり】○專有の專、字は、有、字の下にある意なり、○平、其國之横、上卷の此、平國の段には、此記にも書紀にも、此、刀の事は見えず、【拔、三十掬劍、逆刺、立于浪穂、云々とはあれども、是は此劍の事を主と云るにはあらず】されど其時主と佩持て、功を成賜へりし刀は必、有、ぬべし、況や此、建御雷神は、伊邪那岐、大神の迦具土、神を斬賜へる御刀より生坐て、元來劍に縁れる神なるをや、○可降は久陀志豆平と訓べし、【延佳本又一本には、降、字の下に是、刀、二字あり、師も此、二字あるを佳とすと云れつれども、舊印本又一本にも無く、釋日本紀に引るにも無きに、きて、猶思ふに無、方まされり、有、も悪くはあらねど、次、言に降、此、刀、一、状とあるに重なりて、煩、はしくも聞ゆかし】○佐士布都神、佐士の義、未、思、得、ず、下に高佐士野てふ地名もあり、神名帳に、壹岐、島壹岐、郡、佐肆布都、神社、同佐肆布都、神社あり、○亦名云の云、字、師は衍れりと云れつれど、如此有も例多し、○麤布都神、麤は、【和名抄には既、美加、麤、毛、太、非とあれども、字鏡に麤、彌、加とあり、書紀などにも美加といふに此字を借れり】借字にて、美加の義は傳五、卷【七十三葉】に云るが如し、三代實錄四に、進、河内、國、從、位、彌、加、布都、命、神、比、古、佐、自、布、都、命、神、階、並、加、從、二、位、と云ことあり、【是は何れの神社にか、神名帳に見えず、當昔從二位を授、奉、給ふばかりの神の、官、帳に載、さることは有、まじきを、いふかしきことなり、若くは枚岡、四座の内にやあらむ、若江、郡、弓削、神社を、今布都大明神と云なれども、それにはあらじ】○布都御魂、書紀に御魂と書て、此、云、赴、屠、能、彌、摩、とあり、師、字、廣、韻、玉、篇、など、斷、聲、と注せる意を以て、用ひられたるなるべし、今の世の言にも、物の殘、なく、清、く、斷、れ、離、るゝ、貌、を、布、都、と云り、【布都理など云り、狹衣にふつと見はなつともあり】然れば此劍の利して、物を清く斷離つ意を以稱へつる御名なるべし、【上卷に見えたる建布都、神、豐布都、神、又此の佐士布都、麤布都、又書紀の經津主、神などの布都、みな一つなり】神名式、備前、國、赤坂、郡、石上布都之魂、神社、【此神社のことは、傳

九の三十四葉にいへり。阿波國阿波郡建布都神社、壹岐島石田郡物部布都神社などいふも見ゆ。○石上神宮は、神名式に、大和國山邊郡石上坐布留御魂神社、「名神大月次相嘗新嘗」とある是なり、和名抄同郡に石上【伊會乃加美】郷もあり、さて此神宮の事、玉垣宮段に、印色入日子命の作らせる横刀一千口、奉納石上神宮と見え、書紀にも此事を載て、是後命五十瓊敷命傳主石上神宮之神寶、一云、其一千口大刀者藏于忍坂邑、然後從忍坂移之藏于石上神宮、是時神乞之言、春日臣族名市河令治、因以命市河令治、是今物部首之始祖也、【姓氏錄に、布留宿禰、柿本朝臣同祖、天足彥國押人命、七世孫米餅搗大使主命之後也、男木事命市川朝臣、大鷦鷯天皇御世、達倭賀布都奴斯神社於石上、御布瑠村高庭之地、以市川臣爲神主、四世孫額田臣武藏臣、齊明天皇御世、宗我蝦夷大臣號武藏曰物部首并神主首、因茲失臣姓、爲物部首、男正五位上日向、天武天皇御世、依社地名改布瑠宿禰、姓云々とあり、春日臣と柿本朝臣とは同祖なり、さて右の文に、市川朝臣とある、朝字は行なるべし、又達字は幸の誤なるべし、さて市川を、大鷦鷯天皇の時の人とせるは、書紀と異なり、】また八十七年云々、五十瓊敷命謂妹大中姫命曰、我老也不能掌神寶、自今以後必汝主焉、大中姫命辭曰、吾手弱女人也、何能登天神庫耶、五十瓊敷命曰、神庫雖高、我能爲神庫造梯、豈煩登庫乎、故諺曰神之神庫隨樹梯之此其緣也、然遂大中姫命授物部十千根大連而令治、故物部連等至于今治石上神寶是其緣也と見え、【書紀同御代、廿六年の處に、天皇勅物部十千根大連曰、屢遣使者於出雲國、雖檢校其國之神寶、無分明申言者、汝親行于出雲、宜檢校定、則十千根大連校定神寶、而分明奏言之、仍令掌神寶也とあれば、後に此人の石上の神

寶を掌れるも元より由縁あることなりけり、さて又かの市河てふ人は、春日臣と同祖にて、十千根大連の物部とは異姓なるに、同御代に共に石上神寶を掌て、此も彼も物部氏なるに就てまぎらはしきを、熟考れば、此時に此神寶を掌れるは、實は一人なりしを、此と彼と傳へ異なるかとも思へども、然には非ず、先十千根大連の方の物部氏の、此神寶を掌れることは顯にして、後に石上朝臣とさへ改て、子孫に至るまでまぎれなく、又かの市河臣の子孫の物部氏も、後に社地名に依て布留宿禰と改つれば、是も又此神寶を掌りしこと疑なし、かゝれば十千根大連首長として掌り、市河臣も相副て神主職として、共に掌れりしなるべし、古今集雜上に、石上並松が宮づかへもせで、石上と云處にこもり侍けるを、にはかにかうぶり賜はれりければ、よろこびいひつかはすとて、よみてつかはしける、布留今道云々、これ石上氏と布留氏と、共に上古より由縁ある故に、哥よみて賀びつかはせるなるべし、さて共に物部氏といふことは、もと物部の稱は、此神宮の兵器を掌れるより出たることなるべし、】又同年、牟婁那といふ獸の腹にありし八尺瓊勾玉も、今在石上神宮と見え、天武卷に、三年八月戊寅朔庚辰、遣忍壁皇子於石上神宮、以膏油登神寶、即勅曰、元來諸家貯於神府寶物、今皆還其子孫と見え、【神府は石上宮の神庫なり、】日本紀畧に、延暦二十三年二月丙午朔庚戌、運收大和國石上社器仗於山城國葛野と見え、類聚國史に、同廿四年二月庚戌、造石上神宮、使正五位下石川朝臣吉備人等、支度功程、申上單功一十五万七千餘人、太政官奏之、勅曰、此神宮所以異於他社者何哉、臣奏云、多収兵仗故也、勅有何因緣所収之兵器、奉答云、昔來天皇御其神宮、便所宿收也、去都差遠、可慎非常、伏請卜食而運遷云々、収山城國葛野訖、【是までは、去年二月の事を追て記せるなり、昔來の來字は在の誤か、】とありて次に、聖體不豫の御事あり、是石上神の崇なる由、巫に託て告賜へるに依て、天皇の御年數に准て、六十九人の僧をして彼神宮にして經を讀しめ賜ひ、御告文を奉賜ひ、典藥頭從五位上

中臣朝臣道成等を遣はして、かの兵仗を石上神社に返納奉賜しこと見えたり、【其文長ければ引かず、】かゝれば此神宮は、布都御魂、御刀を主神として、上代より種々の神寶、及兵器など納め置れし社なりけり、【中昔奈良僧の訴に依て、春日社の賢木を京へ上せ奉りし時々は、此布留の神寶をも共に上せ奉りしこと、にや、彼賢木を歸し奉る時、先布留神寶を出し奉り、次に本社御神五所の御正跡出させ賜ふこと、一條良基、大臣の神葉、日記と云物に見えたり、○神皇正統記に、此劍をば豊布都神と號す、初は大和の石上に坐ましき、後には常陸の鹿島神宮に坐すとあるは、非なり、こは舊事紀に、建甕槌之男神、亦名豊布都神、今坐常陸國鹿島大神、即石上布都大神是也、とあるを取て記し給へるなり、建甕槌神と布都御魂、劍と一にして、今鹿島に坐すと云るは、例の妄説なり、此劍は後までも石上にこそ坐ませ、いかでか鹿島には坐さむ、】續紀に、神護景雲二年十月甲子、充石上神封五十戸、文德實錄に、嘉祥三年十月乙巳朔辛亥、進大和國石上神正三位、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、奉授大和國正三位勳六等石上神從一位、同九年三月十日、進大和國從一位勳六等石上神階、加正一位、と見ゆ、【今世此神宮の在處は布留村なり、磯上と云處はや、距れり、こは古は石上と云が廣き名にて、布留村のあたりも其内なりしを、後に今の一村の名に遺れるなり、】さて此石上神、御名は、右の如く此記にも書紀にも布都御魂と見え、上卷に、たる建御雷神の亦名、又此刀の名などもなども、皆某布都といひ、又かの備前國なるも布都之魂とありて、凡て古は皆布都とのみ云るを、神名式にしも布留御魂とあるに就て、布都と布留との差別を考るに、まづ書紀履中、卷に石上振神宮と見え、顯宗、卷の御言擧に石上振之神祖と見え、武烈、卷、哥に伊須能箇瀧賦屢と見えれば、布留てふこともいと古くは聞ゆめれども、これら皆其地名をいへるものにて、【右に引る姓氏錄の文にも、御布留村と見えたり、】正しく神名を指して布留御魂など云ふことは、古くは見えず、【聖德太子傳曆にも、物部府都大明神と云り、】然れば布留

と云は、神名の布都とは本より別事なりけむを、【布都を地名にいへることもさらに見えず、】常に布留てふ地名の方を普く言ならはして、振神宮、【如此いへるも、振は地名なり、】など云ふから、神名の布都をも語の通ふまゝに混はして、終に式のころは布留御魂ともいへるなるべし、【然るに彼備前國石上なるなどは、返て後までも上代の神名を失はずて、布都之魂、神社と申せるなり、○布留てふ地名の義は、舊事紀に云る、饒速日、命の十種、神寶を、由良由良止布瑠部、是則所謂布瑠之言、本也と云る、此事傳十の卅七葉に引て、委論へるが如し、又同書物部氏のこと云る卷に、伊香色雄命云々、遷建、布都大神社於大倭國山邊郡石上邑、則天祖授饒速日尊、自天受來、天璽瑞寶、同共藏、齋、號曰石上大神、以爲國家、亦爲氏神、崇祠、と云るごとく、先祖の傳へられたる彼十種の神寶も、此神宮に納れるをも、共に物部氏の掌りて、氏神と祠れるから、布留といふこと地名にはなれるなるべし、凡て舊事紀は信がたき書なれども、此物部氏のことなど委く記せるは、依所もあること、聞ゆれば、是らは強て棄がたき山もあるなり、師説には、石上神宮に神靈の劍の坐すが故に、其處を布都ともいひけむを、後には語の通ふまゝに布留とは云なり、師は斷聲と注して、刀を振るに音通へり、然れば古は布都といひしは、刀を振ることなり、と云れつれども、地名に布都と云ることも見えず、又古刀を振ることを布久とは云へれども、布都と云る例もなきうへに、師を斷聲と注して、刀を振ることなりといふこと心得ず、斷聲とは、上に云るごとく物の斷る時の聲といふことにこそあれ、刀を振るとは大異なり、都と留と横に音の通へばとて、大く異なることを混に説べきにあらず、○倉頂は久良能率泥と訓べし、○墮入の下に、脱文あるべし、其故は、下まで續て同く建御雷神の言にはあれども、墮入と云までは、天照大御神へ御答へに申給へる言にて、故阿佐米と云より下は、高倉下へ教給ふ言なれば、此間に其堺なくは通え難し、故今試に、故建御雷神教、曰、穿汝之倉頂、以此刀墮入、と云十七字を補へつ、【必かゝる言の

有けむを、墮入故といふ言の重なる故に、其間の語の脱たるなるべし、かゝる語なくては、故阿佐米云々といふ言も上へ連きて御答の言となるなり、熟味ふべし、此處書紀には、武甕雷神對曰、雖予不行、而下予平國之劍、則國將自平矣、天照大神曰、諾、時武甕雷神謂高倉曰、予劍號曰、神靈今當置汝庫裏、宜取而獻之、天孫とあり、是に依れば、此記の文も、可降と云までを御答の詞として、降此刀之狀と云より下を、高倉下へ教たまふ詞とすべけれども、若然らば、其間に故建御雷神教曰、など云言なくては足はず、そのうへ穿高倉下之倉頂と云るもいかゞ、高倉下に對ひて宣ふ詞に、高倉下之倉とは云べからず、故此記は墮人と云までは御答の語なり、○阿佐米余玖とは、師、説に、且目吉なり、後世人も、朝に吉物を見れば、朝目吉とて悦ぶめり、又田舎人の、夜の目佐の目も合せすと云なるは、夜、目朝、目をも合せすと云語なりと云れし、冠辭考のいなめの條に見ゆ、此意なり、朝に起出で、此刀のあるを見るは、朝目の吉きなり、江次第大嘗會の條に、天皇丑刻云云、御主基殿、天皇還廻立殿之後、采女進三南戸下申云、阿佐女主水、夕曉乃御膳平久供奉都止申、【新嘗祭儀にも此事見ゆ】とある阿佐女も同意なるべし、又寤と云言も、本は朝目と云ことによあらむ、【伊勢家集に、人々言の目さましてといふことも見えたり】○如夢教而は、伊米能袁斯間能麻々爾と訓べし、【而字を志と訓ては、爲而の意となる故にかなはず、未見ぬ前に爲而といふべき事の無ければなり】○且は都登米豆と訓べし、凡て夜有し事を云て其、明旦のことを、都登米豆とは云なり、○獻耳は、多氏麻都流爾許會と訓べし、然訓故は、高倉下の今如此申すは、上に天神御子、問獲其横刀之所由とある御答なる故に、此刀を獲て今如此獻る所由は、云々にてこそ侍れ、といふ語、勢なる故に、許會と訓べきなり、【凡て耳字を置る處は、許會といふにあたる由は、首、卷に委、云るがごとし、又許會侍禮と云べき處を、たゞ許會とのみいひとちめて、侍禮と云意をば含むるも、雅言の常なり、】書紀に高倉

曰唯々而寤之、明旦依夢中教、開庫視之、果有落劍、倒立於庫底板、即取以進之、于時天皇適寐、忽然而寤之、曰予何長眠若此乎、尋而中毒、士卒悉復醒起とあり、於是亦高木大神之命以覺白之、天神御子自此於東方莫使入幸荒神甚多、今自天遣八咫鳥、故其八咫鳥引道從其立後、應幸行、故隨其教覺從其八咫鳥之後、幸行者到吉野河之河尻、時作筥有取魚人、爾天神御子問汝者誰也、答曰僕者國神名謂贊持之子、此者阿陀之祖、從其地幸行者、生尾人自井出來、其井有光、爾問汝者誰也、答曰僕者國神名謂井冰鹿、此者吉野之祖也、即入其山之亦遇生尾人、此人押分巖而出來、爾問汝者誰也、答曰僕者國神名謂石押分之子、今聞天神御子幸行故參向耳、此者吉野之祖、自其地踏穿越幸宇陀、故曰宇陀之穿也。

覺白、書紀に依るに、此も大御夢に諭し給ふなり、【此には夢とはいはざれども、亦といふに、夢なることをも含めた

るべし、上に高倉下の夢の御諭事を云る次なればなり」さて此は天ツ神、御子に覺白とも讀まべけれど、白、字の下に之字あるを以見れば、まづ覺白賜はくと讀て、天ツ神、御子といふをば、其、御覺しの御言とすべし、○奥方とは、行前を指て詔ふなり、【今も口熊野奥熊野と云、稱もあり】○莫使入幸は、那伊理麻志曾と師の訓れたるに従ふべし、【使、字幸、字にかゝはるべからず、使、字は若くは便の誤にもあらむか】○自天、高木、神は天に坐、神なれども、此は此、國に天降坐て諭、白賜ふ命なる故に、如此詔へり、○八咫鳥、名義は八頭鳥にて、頭の八ある由なり、八咫は借、字なること、上卷八咫鏡の處【傳八の卅四葉より三十八葉まで】に委く云るが如し、八頭なりしは、彼、八咫蛇の八頭八尾ありし類なり、八は必しも七八の八ならずとも、幾箇もあるをいふべし、序にはたゞ大鳥と云り、猶此、鳥の事、彼、八咫鏡の下と考へ合へし、【和名抄に、歷天記云、日中有三足鳥、赤色、今按文選謂之陽鳥、日本紀謂之頭八咫鳥、とあるは心得ず】、姓氏錄山城、國、神別【天神部】に、賀茂縣主、神魂命孫武津之身命之後也、鴨縣主、賀茂縣主同祖、神日本磐余彥天皇【謚神武】欲向中州之時、山中峻絶、跋涉失路、於是神魂命孫鴨建津之身命、化如大鳥、翔飛奉導、遂達中州、一時天皇嘉其有功、特厚褒賞、八咫鳥之號從此始也と見え、山城風土記に、可茂社、稱可茂者、日向、曾之峯天降坐神、賀茂建角身命也、神倭石余比古之御前立坐、而宿坐大倭葛木山之峯、自彼漸遷、至山代國、岡田之賀茂、隨山代河下坐、葛野河與賀茂河所會坐、過見賀茂河、而言雖狹小、然石川清川在、仍名曰石川瀬見、小川、自彼川上坐、定坐久我國之北山、基從爾時名曰賀茂也、賀茂建角身命娶丹波國神野神伊可古夜日女、生子名玉依日子、次日玉依日賣、玉依日賣於石川瀬見、小川遊爲時、丹塗矢自川上流下、乃取、揮置床邊、遂孕生男子云々、乃因外祖父之名、號可茂別雷命云々、可茂建角身也、丹波神伊可古夜日賣也、玉依日賣也、三柱神者、蓼倉里三井社坐也、玉依日子者、今賀茂縣主等遠祖也、と見えたり、【然れば此、八咫鳥、神は、愛宕郡

の賀茂、上、社別雷、神の御外祖父、下、社御祖、神の御父なりけり、さて此神此、度天より先、日向の曾、峯に降、著たまひて、其より東方に來坐て、此、郷導をなし賜ひ、天皇中州に入り、竟賜て後、葛城峯に行坐し、其より山代へは遷、坐るなり、式に、山城、國相樂郡岡田、鴨神社、大月次新嘗、和名抄に同郡賀茂郷、古語拾遺にも、賀茂縣主、遠祖八咫鳥者、奉導震駕、顯瑞菟田之徑といへり、【然るに此記にも書紀にも、賀茂縣主の祖と云ことの見えざるは、傳に脱たるにや、但し書紀に、又頭八咫鳥亦入賞例、其、苗裔即葛野、守殿縣主部是也とあり、これ賀茂縣主と一か別なるか、さだかならず、又此、守殿は地名にや】續紀三に、慶雲二年九月丙戌、置八咫鳥社于大倭國宇太郡祭之とあるは、神名帳に、大和、國宇陀郡八咫鳥神社ある是なるべし、【此、社、今はおとろすの社と云て、鷹塚村に在り、云り、又書紀、釋に、賀茂建角身命、大和、國宇陀郡八咫鳥神社、山城、國愛宕郡久我神社、同國同郡三井神社、已上鎮坐三箇所とあり、久我三井、二社も式に載て、三井、社は殊に名神大にて、月次新嘗に預りたまふ、】○遣は渡許世牟と訓べし、【遊仙窟などにも然訓り、凡て遣、字、此より彼へやるをば、夜留とも都加波須とも訓べし、彼より此へ來らしむるをば、於許須と訓べし、今、世の俗文に申越など云、越は於許須の於を省ける言なるを、越、字の義と心得て、此より彼へいひやることをも、申越といふはひがことなり】万葉十八卷に、思良多麻能、伊保都々度比乎、手爾牟須妣、於許世牟安麻波、牟賀思久母安流香、十九卷に、紅之八鹽爾染而、於已勢多流、服之欄毛云々、などあり、○從其立後は、曾能多々牟斯理余理と訓べし、立は、先に立後に立などいふ立にて、行ことなり、從は、歩從行舟從行など云從なり、【此、從、字、シタガヒテとも、ツキテとも訓べけれど、なほ余理と云むぞ古言なるべき、】書紀に既而皇師欲越中州而、山中峻絶、無復可行之路、乃棲遑不知其所、跋涉時、夜夢天照大神訓于天皇曰、朕今遣頭八咫鳥、宜以爲郷導者とあり、○書紀には此次に、果有頭八咫鳥自

空翔降とあり、此記にも此下に然の如き言あるべきに、其言無し、直に故隨其教覺云々と云るは、言足ぬに似たれども、然るぞ此記の例にて、古文のさまなりける、○教覺は御佐登志と訓べし、○吉野は延斯怒と訓べし、下卷朝倉宮段の大御歌に、美延斯怒能とよませ給ひ、書紀天智卷の童謡にも、美曳之弩能、曳之弩能阿喻、阿喻學會播、施麻倍母曳岐とあり、即此童謡に、余伎を曳岐と云れば、吉をも延斯とも云て、古は此地名をも然ぞ呼けむ、【万葉十八、二十三丁家持、哥には、與之努とよめり、】和名抄に、大和國吉野郡吉野與之乃とあり、さて此地は、上代より今に至るまで、絶れたる名地なることは云も更にて、山も河も、万葉集より始め世々の歌等など、計るに勝ず、又地の廣きことは、此郡は大和國の半にも過て、南は木國の熊野に續けり、○河尻、書紀仁徳卷に流末ともあり、さてまづ吉野河は、源は遙に東、方の山奥、大臺原といふ處【伊勢國の堺なり、】より出て、川上、莊といふを歴て流出來るなり、さて下は宇智郡へ流れ、紀國の伊都那賀名草の三郡を歴て、【紀の川といふ、】海に入り、さて今熊野より山越りに幸行て、吉野へ出たまはむ地は、なほ川上といふべきあたりにこそあらむを、河尻としもいへるは、地理を考るに、違へるがごとし、【今の上市飯貝などいふあたりより末ならでは、河尻とはいふべからず、其より上さまならむには、川上といふべき地理なり、】さて又贊持井水鹿石押分の次第も、地理にかなひがたし、此事下に次々論ふがごとし、故思ふに、此時の幸行は、熊野より吉野の内の東方の山中を経て、宇陀へ越坐るにて、河尻と云より、石押分の事までは、此時の事にはあらず、是は後に別に幸行る時の事なりしが、混ひつる傳ならむかし、さて此時の幸行の路次は、正しくは何の地とも今さだかには知がたけれども、まづ書紀に、至熊野荒坂津亦名丹敷浦、因誅丹敷戸畔者、時神吐毒氣人物成瘁とありて、次に高倉下の事ある、今も熊野の東北の極、伊勢國【度會郡】の堺に近き地に、錦浦といふ處あり、是れ彼丹敷浦なるべく、また天皇大御哥に、伊勢能宇美能云々、とよませたまへる、

【古は由なき處を取出て哥によむことなければ、必此時に伊勢海の境まで幸行て、御覽しけるなるべし、】是らをも以思ふに、此時熊野の地を東北へ行廻り盡て、彼丹敷浦まで幸行るなるべし、【此記は、上に到熊野村之時と云て、高倉下の事ありて、此段も即其地にての事にして、自此奥方莫使入幸などあるを以見れば、此處も皆熊野の地の中程あたりまでの事にて、甚く東方伊勢の堺などまで到り坐りとは聞えぬに似たれども、上文に背負日とあるを以見れば、甚く東方まで廻り幸行て、さて西方を指て倭國に入、坐道ならでは叶はず、】さて其より大倭國に入り坐むとするに、山中嶮絶無復可行之路と書紀に見えて、八咫鳥の道引に頼て、辛くして越坐るをおもへば、此道は殊にゆゑしき荒山中なりけむと思はるれば、彼丹敷浦のあたりより、伊勢の大杉谷へかゝりて、【今紀國の河内村といふより、伊勢の大杉村へ越る山路ありとぞ、河内村は彼錦浦のあたりより遠からず、】吉野へは越坐るなるべし、大杉谷といふは、多氣郡の西の極にて、【伊勢の宮川の川上なり、】甚山深く、西方は彼吉野川の源なる大臺原へ續きて、今も土人の吉野へ越る山路あるなり、【大杉村より、吉野の川上、莊の鹽、葉村といふへ、八里半ばかりありといへり、此鹽、葉村は、彼大臺原の西に在て、伯母谷などいふ處を歴て、吉野へ出る處なり、】是れ東より西を指て物する路なれば、彼上文に、背負日云々とあるによく合へりける、さて此處、書紀には、果有頭八咫鳥自空翔降、天皇曰、此鳥之來自叶祥夢、大哉赫矣我皇祖天照大神、欲以助成基業乎、是時大伴氏之遠祖日臣命帥大來目、督將元戎、蹈山啓行、乃尋鳥所向仰視、而追之遂達于菟田下縣とありて、吉野を歴賜へる事は見えす、【若し此書紀の傳に依て、此時吉野をば經給はず、熊野より直に宇陀へ越坐りとせば、其路次はかの伊勢の大杉より、同國の河俣谷へ越坐し、高見山を越て、宇陀に到坐るなるべし、河俣谷と云は、大杉より北方にて、飯高郡の西の極にて、高見山を越て大和へ物する道なり、高見山は河俣

の西の極にて、伊勢と大和との堺なり、此山を越て西は、吉野郡内の杉谷村と云へ出、此あたり宇陀郡の境に近き地なり。然れども地理を思ふに、吉野の東方の山奥を経て宇陀へは出坐りとするぞ優りて聞ゆる、【然るを書紀の傳は、吉野を歴たまへるは、中途なる故に、省ける物なるべし】但し河尻といふより下、石押分の事までは、上にもいへることく、後に別に幸行の時事なりけむを、同じき吉野なるから、混て此にはいへるなるべし、其由は次々に委く論ふべし、○作筈は、夜那袁宇知且と訓べし、其は書紀に、梁と作て此云三椰奈とある、此訓注に依れり、和名抄には、毛詩注云、梁魚梁也、和名夜奈、唐韻云、籀取魚箔也、漢語抄云、夜奈須、また野王按、筈捕魚竹筈也、和名宇倍、筈取魚竹器也、とありて、筈は宇間なれば、【万葉十一の四十七丁に、山河爾筈平伏而とある、是は伏と云れば宇間なり】夜那とは別なれども、凡てかゝる物名などは、古書には其作者の心々に字をば當たれば、猶此は夜那に筈字を書るなるべし、【作と云るも夜那にて叶へり】相違からぬ物は、然例常多し、又作を宇知と訓る由は、万葉三行に、梁者不打而、又梁打人乃、十一行に、八名打渡などあるに依れり、書紀にも作とあり、【古今六帖夜那哥に、やな見れば川風寒く吹時ぞ浪の花さへ落まさりける】○魚は那と訓べし、凡て饌の料の魚をば那といふなり、万葉五行にも奈都良須【魚釣なり】とあり、○贊持之子、書紀に菴直擔と作て、此云三椰倍毛菟とあり、如此訓べし、【師は、持を毛知と訓れたり、凡て之と受る上は、必、辨言なる例なり、書紀に毛菟と注せられたるは、此記にも上卷に、必多祁備と訓べき建字を、多祁夫と注したる例にて、言の居りたる處を以注せる物とすべければ、毛知と訓むこと諸なるが如し、然れども猶熟思ふに、たゞ擔一字ならむにこそ、言の居りたる所を以て毛菟とも注すべけれ、是は菴直擔とつゞきたるうへに、人名にさへあれば、毛知ならむには、決て毛菟とは注すまじく思はる、故今は彼訓注のまゝに訓つ、下なる石押分の分字の訓も、此と同格なり】之子は、別に添たる稱なれば、毛都之と用言より之へ連く

も妨なし、さて某之子といふ名は、浦島之子などの例なり、書紀仁徳卷に、衫子此云三苜呂母能古といへる人も見たり、なほ此外もこれかれあり、さて贊持てふ名は、此時に魚を取て、大御贊を獻しに因て賜へるものなるべし、子孫も鵜飼なるをや、○阿陀は、和名抄に、大和國宇智郡阿陀郷あり、是なり、【和名抄に陀音可濁讀とあるは、そのかみ既に訛て清る故か、はた後人の書加へたるか、後世哥人の説に、清てよめといふことあるは、古にはかなはぬことなり】万葉十一行に、安太人乃八名打度瀬速、十行に、阿太乃大野之芽子花散などよめるも、此處なるべく、【今西阿田村東阿田村は、吉野川の北に在て、伊勢より紀國へ通ふ大道なり、南阿田村は河の南にあり、また此あたり十二村を惣て阿陀郷といへり、又阿田村に今も贊持の宅址とてありと大和志にいへり】また今贊持の魚取居たるも、即ち此地なるべし、吉野河尻とあるに合へり、【若し此段を、熊野より越來坐る時の事とするときは、地理に叶はず、其故は、熊野より吉野へ到たまはむには、先國栖などを経て後にこそ、阿陀の方へは到り坐すべきことなるに、先始に此贊持の事をいへるは、路の序に違へばなり、又吉野より踏穿越て、宇陀へ幸行とあれば、阿陀は經たまふべき地方にもあらざるをや、故此段は別時の事ならむとはいふなり】鵜飼のことは、此天皇の大御哥に宇加比賀登母とある、其處にいふべし、さて此段、書紀には、【兄猶弟猶が事の次下に】是後天皇欲省吉野之地、乃從菟田穿邑、親率輕兵巡幸焉、至吉野時云々、更少進云々、及緣水西行、亦有作梁取魚者、天皇問之、對曰、臣是菴直擔之子、此則阿太養鵜部始祖也とありて、熊野より宇陀へ越坐る時にはあらず、其後別時の事なり、是れぞ正しき傳なるべき、故今は此傳に依て解なり、又事の次第も、書紀は先井光、次に磐排別、次に菴直擔とありて、此記と異なり、【此次第は何れにても違はざるうちに、此記の方勝れり、其由は次々に見ゆ】○生尾人は遠阿流比登、○有光は比加禮理、と師の訓れつるに従ふべし、○井氷鹿は、書紀

に井光と作り、此意の名なり、光を比加とのみいへる例は、和名抄に、伊勢國朝明郡田光多比加てふ郷名あり、【式に多比鹿神社もあり】さて此井氷鹿に遇たまへる地は、今の飯貝なるべきか、井光りを詠りて伊比加比といへるから、飯貝と書き、また後に伊賀比とは詠れるなるべし、此村は吉野川の南づらに在て、上市の向ひなり、【書紀の次第にしても、今の飯貝の地にてよくなかなへり、其故はまづ此地に幸行て、次に更少進とあるは、川上の方へ上りたまふにて、次に國栖の事あり、其より及縁水西行とあるは、河にそひて還り下りませるにて、つぎに苞直擔の事あるは、阿陀にて、路次叶へればなり、】○吉野首、書紀に、至吉野時、有人出自井中、光而有尾、天皇問之曰、汝何人、對曰臣是國神名爲井光、此則吉野首部始祖也、【此記には、井有光と云て、此人に光のあることは見えぬを、書紀には、人に光ありといへる、いさゝか異なり、】さて天武紀に、十二年十月乙卯朔己未、吉野首賜姓曰連、姓氏錄大和國神別、【地祇】吉野連、加彌比加尼之後也、謚神武天皇行幸吉野到神瀨、遣人汲水、使者還曰、有井光女、天皇召問之、汝誰人、答曰、臣是自天降來白雲別神之女也、名曰豐御富、天皇即名水光姬、今吉野連所祭水光神是也とある、【加彌比加尼と水光姫と同じきか異なるか、まぎらはし、】此水光姫即井氷鹿と聞ゆるを、【水と井と義も近く、音も横に通へり、】女と云るは異なる傳なり、續紀五に、和銅三年正月壬子朔甲子、授正六位上吉野連久治良從五位下と見え、續後紀十八に、嘉祥元年十一月丁巳朔辛未、大和國吉野郡大領吉野連豐益、依政績有聞、借授外從五位下と見ゆ、○入、其山之、上文に従、其地幸行者とある者、字の例に依らば、之、字は者の誤ならむか、【師は、之の下に時、字脱たるなりと云れき、】さて此道は、飯貝の地より河に傍ては上坐すて、吉野山に入て、國巢へ越坐るなるべし、故入其山といふなり、【大和志に、川上莊の礎村に、井光の宅址ある由いへり、章比加理を詠りて伊加理と云むことは、然もあるべし、然るに其礎村は、國栖よりは山、奥東南に在て、河上の方なれば、此に入其山とある

に叶はず、若礎村のあたりより國栖へ幸行には、出自其山といふべき地理にこそあれ、又書紀に、更少進とあるにも叶はぬものをや、○遇生尾人は、袁阿流人阿問理と訓べし、【袁阿流人爾阿比賜と訓は、雅言の例にあらず、此例のこと、傳十六の廿二葉に委く云り、】○巖、和名抄に、巖以八保とあり、石秀の意なり、○石押分之子は、伊波於斯和久能古と訓べし、書紀に磐排別之子と作て、排別此云三飯時和句とあり、【師は、分を和氣と訓れつれども、なほ和久と訓べし、此例かの磐持の下に云るがごとし、】さて上、件三人の名は、皆此時の事に因て名づけたる物と聞ゆるを、【彼水光姫てふ名、天皇の賜へる由、姓氏錄に見えたるをも思ふべし、】此時の御答に、各謂某と名告るさまに記せるは、後を以て前へも及ぼして言傳へたるなり、○今聞云々は、上卷に、答曰、僕者國神名獲田畠古神也、所以出居者、聞天神御子天降坐、故、仕奉御前而參向之侍、とあるに似たり、○吉野國巢、昔より久受と呼來れども、此記の例、若久受ならむには、國字は書くまじきを、此にも輕島宮段にも、又他の古書にも、皆國字を作るを思ふに、上代には久爾須といひけむを、や、後に音便にて久受とはなれるなるべし、【凡て言の中間にある爾は畠かりて、其下の濁音になる例多し、是はおのづからの音便なり、】されど正しく久爾須といへること物に見えねば、姑舊のまゝに今も久受と訓り、さて今も吉野川に添て、南國栖村といふありて、【南と云は、昔は北國栖と云も有しにや、】其あたり七村を、總て國栖莊といふなり、万葉十に、國栖等之春菜將探司馬乃野之云々とよめり、【此哥の初句を今、本に、クニスラガと訓り、是古にかなへるか、又くすと云ことを知らずて、妄りに訓るか、袖中抄に引るは、クズビトノとあり、】書紀に、更少進、亦有尾而披磐石而出者、天皇問之曰、汝何人、對曰臣是磐排別之子、此則吉野國樞部始祖也、姓氏錄大和國神別、【地祇】國栖、出自石穗押別神也、神武天皇行幸吉野時、川上有遊人、于時天皇御覽、即入穴、須臾又出遊、竊窺

之喚問、答曰、石穗押別、神子也、爾時詔賜國栖名云々とあり、【是に石押別、神子といへるは、異なる傳なり、若し神字、衍か、または、之子といふ稱に因て、石押別といふをば、其父の名と心得誤れるにや、】なほ國栖のこと、輕島宮段【傳三十三のはじめ】に委くいふべし、○自其處は、吉野郡の内の東方の山奥よりと見えし、上文を受けて、國巢の地よりとは見べからず、其由は上に次々論へるがごとし、【上件河尻と云るより、國巢までの事、地理に合さればなり、若し此を國巢よりとするときは、蹈穿越といへる文似つかはしからず、國巢より宇陀へは然いふばかり、險き路にあらず、程も甚く遠からぬ物をや、○若し此、度熊野より幸行の道路を、今、世に熊野の本宮より吉野郡へ越て、十津川、天川などいふを経て、下市へ出る道ある、是なりとして、宇智郡の阿陀に出たまひ、次に飯員の地を経て、吉野山に入坐し、國栖に到坐るなりともいふべきか、如此く見れば、河尻に到坐りと云るもよく叶ひ、其より次々國栖までの路、次も皆叶へり、然れども彼、十津川などを經る路は、北方を指て大和へ來る路なれば、かの背負日云々とあるにも叶はず、また此、時に阿陀へ出たまはむには、其より徑に大和の國中へこそは幸行すべきに、さはあらで、又更に吉野山へ入たまひ、東方なる宇陀にしも幸行すること、何の由もなく、又蹈穿越とある文も、國栖よりにては似つかぬなど、彼此叶はぬこと多きぞかし、然ればかにかくに、河尻とあるより國栖までの事は、返すく書紀の傳の如く、異時の幸行とすべきなり、○蹈穿越とは、八咫鳥の翔りゆく導のまに、道なき荒山中を行達り坐るをいふ、穿とは、常に物に孔を鑿て、面より背へ貫通すをいふごとく、此方より彼方へ、路なき地を行通り貫け坐る意なり、【穿字、通也とも貫也とも字書に注せり、】○宇陀は、和名抄に、大和國宇陀、【宇太】郡これなり、此郡内に、今も宇陀といふ邑もあるなり、万葉に、宇陀乃大野宇陀乃真赤土などよめり、【二の三十丁、七の三十七丁、八の四十八丁】○穿、今郡内に宇賀志村といふあり、これ即宇賀知の訛れるか、此ことなほ下に

論ひあり、【傳十九の三葉】○也、字、延佳本に無し、今は舊印本又一本に有に依れり、【上文云、日下之蓼津也、また故謂血沼海也、下文に、故其地謂宇陀之血原也など、皆也、字有ればなり、さて又舊印本に、穿と也との間に、指聲二字あり、是を師は、穿指聲三字は、宇牙智邑てふ四字を誤れるなり、といはれき、信に穿と宇牙二字とも、指と智とも、志と邑とも、字、形は似たり、然れども此地名は、宇賀知にこそあれ、宇牙知にはあらず、牙、字は、假字にて、ガには用ひず、故また指聲は能邑の誤りかなども思へど、かゝる處に能字は書べくもあらねば、なほ此二字は、衍字と定むべし、其はもと後、人の、穿字の傍に訓を附て、云々指聲と識し置るを、又後に本文と心得誤りて、書加へたるものなるべし。中昔指聲といふことの有しぞかし、書紀に、果有頭八咫鳥、自空翔降、天皇曰云々、遂達于菟田下縣、因號其所至之處曰菟田穿邑、穿邑此云于介知能務羅とあり、【此穿を今本に、ウゲチと假字を附たるは、訓注の介字を、ケの假字と思ひ誤れるなり、此字和名抄などには、ケの假字に用ひたれども、書紀にはカの假字にのみ用ひて、ケに用たる例なし、思ひまがふべからず、万葉五の七丁に、宇既具都とあり、穿齊なり、是は齊の破れて、孔のあきたるを云て、宇既は所穿の約まりたるなれば、某を穿つといふとは、言の用ひさま異なり、】

古事記傳十九之卷

本居宣長謹撰

白檮原宮中卷

故爾於宇陀有兄宇迦斯以音以下三字弟宇迦斯二人故先遣八咫
 鳥問二人曰今天神御子幸行汝等仕奉乎於是兄宇迦斯以鳴
 鏑待射返其使故其鳴鏑所落之地謂訶夫羅前也將待擊云而
 聚軍然不得聚軍者欺陽仕奉而作大殿於其殿內作押機待時
 弟宇迦斯先參向拜曰僕兄兄宇迦斯射返天神御子之使將爲
 待攻而聚軍不得聚者作殿其內張押機將待取故參向顯白
 爾大伴連等之祖道臣命久米直等之祖大久米命二人召兄宇
 迦斯罵詈云伊賀以音此二字所作仕奉於大殿內者意禮以音此二字先入明

白其將爲仕奉之狀而即握橫刀之手上。矛由氣矢刺而追入之時乃己所作押見打而死爾即控出斬散故其地謂宇陀之血原也。

宇迦斯は、地名に依れる名なるべし、今世にも宇陀郡に宇賀志村と云あり、【日張山の下也】是此兄弟の住し地なるべし、兄某弟某と云名、其住る地の名なる例多し、【下に引り】然れば上文に、曰、宇陀之穿とあるも、實は宇迦斯なるを、宇賀知と云言と音の近きに就て、かの踏穿越坐る故事に因て、穿と名けたりと語り傳へたる物なるべし、されば穿邑と云は、世間に此故事を語り傳へたるのみの地名にて、實は其地にては、始より宇迦志、邑とぞ云けむ、【又上文の穿てふ地名と、此宇迦斯てふ人、名とは、元來別なるかとも思へども、其名甚近ければ、かにかくに別にはあらじとぞ思ふ、今の現にも宇賀志村あればなり、又今の宇賀志村は、此兄弟宇迦斯の住しに因て、後に地名とはなれるにて、彼穿に由あるには非じかとも思ひ、又穿を訛て宇賀志となれるにて、人名とは別なるかとも、種々に思へども、猶此人、名も今の村、名を、彼穿も、別事とは聞えずなむ、又此人、名、書紀に猾字を書るに依て、師は地名に非ず、みだりなる意なりと云れつれど、然には非ず、彼猾字は、兄宇迦斯が不服る爲人に就て書れたるものにて、必しも宇迦斯てふ言の意に依る字には非ず、兄こそ猾なりとも云べけれ、弟は天皇へ忠に仕奉しものを、争かは猾なりと云む、八十建をも、書紀には八十梟帥と書れたり、是も此人、不服る爲人に就て當られたる字なり、多祢流とはたゞ勇猛きことにこそあれ、梟字の意は無し、天智天皇の御子に、建皇子と申す坐り、皇子に梟帥の意の御名を付奉むものは、此等の例を以ても、猾字は必しも言の意に非ることとさるべし】さて兄弟の名を見某弟某

と云る例は、下に兄師木弟師木、書紀、景行卷、兄夷守弟夷守、兄熊弟熊などあり、此等も皆地名にて、此の宇迦斯の類の人等なり、又書紀、此卷に、兄倉下弟倉下もあり、【是も地名か】又雄畧卷に、兄君弟君、兄麻呂弟麻呂あり、女には景行、卷に、兄遠子弟遠子と云あり、兄比賣弟比賣は此記にも此彼あり、○鳴鶴は那理訶夫羅と訓べし、上卷【傳十の四十葉】に委云り、○使は八咫鳥なり、書紀には、此には八咫鳥の御使の事なくて、先遣使者徵兄磯城、兄磯城不承命、更遣三頭八咫鳥召之時、鳥到其營而鳴之、曰、天神子召汝、怡非過怡非過、【過音倭】兄磯城忿之、曰、聞天神至而吾爲愆憤時、奈何鳥若此惡鳴耶、乃彎弓射之、鳥即避去、次到弟磯城宅、而鳴之、曰、天神子召汝、怡非過怡非過、時弟磯城僕然改容曰、臣聞天神壓神至、旦夕畏懼、善乎鳥汝鳴之若此者歟、即作葉盤八枚、盛食饗之、とあるは、一事の、宇迦斯と磯城と傳の異なるなり、【天壓神とは、其ころ倭國人どもの申せる稱なるべし、然申せるころは、天神、御子と名のらして、その御軍の向ふ處は、いかなる敵も、たちまちに敗らるゝこと、物を壓ひしぐが如くなる御いきほひなりし故なるべし、阿米能淤斯賀微と訓べし、訓注にオスとあるは、言のすわりたる方を以注せる例なり】○待射返は、待取て射還すなり、凡て古言に待云々と云こと多し、さて射返と云は、必しも射殺むとは非て、たゞ射て還すなり、○訶夫羅前は、他に見えたることもなく、此地名も聞えたることなし、書紀に、秋八月甲午朔乙未、天皇使徵兄猾及弟猾者、是兩人者菟田縣之魁帥者也、時兄猾不來、猾此云字介志とあり、【介をケの假字とするは誤なること、上に云るが如し】○將待擊云とは、天神、御子の幸行すを待取て擊奉むと云てなり、○不得聚軍者は、延阿都米邪理志加婆と訓べし、【軍字は此は讀べからず、上に既に軍とあればなり、下に此同語あるには此字無し】○欺陽は伊都波理豆と訓べし、【陽は伴と同じくして、實には然らぬことを、うはべに然る貌

をする意の字なり。○作大殿は、書紀に請饗とある、其料として作れるなり、○押機は湊志と訓べし、【師の於志波自伎と訓れつるはわろし、】下に押とのみも書り、書紀には機とあり、【文選にも機をオシと訓る處あり、】さて此物は、下文に押見打而死と云、書紀に踏機而壓死とある如く、人を欺て殺む爲に、然りげなく見せて、踏ば覆り墮入て壓れ死ぬべく構たる物なり、和名抄敗獵具に、漢語抄云、鼠弩、一云鼠弓、於之とある、【拾遺集物名に、押年魚を、はし鷹の招餌にせむと構へたる鼠弩あゆがする鼠とるべく、あゆがすは動揺すなり、】是は鼠を取む料の押機なり、又天武紀に、詔諸國曰、自今以後制諸漁獵者、莫造檻穿及施機槍等之類とある機をば、フムハナチと訓れども、【踏發の意なり、】此も於志と訓べし、獸を取る押機なり、【今世には於志と云、又處によりて許夫知とも云り、○凡て機と稱ふ具くさくあり、いづれも此處に觸れば彼處に發くが如き事に名けたり、】○作は波理豆と訓べし、次の文には即張と作り、是古言なるべし、○先參向、先とは彼構へたる大殿へ未入來坐ぬ先に彼へ參るを云、○拜は袁呂賀美豆と訓べし、書紀推古御卷の歌に、鳥呂餓彌豆鬼伽陪摩都羅武とあり、袁賀牟と云は、此呂の省りたるなり、○兄兄宇迦斯の上の兄は、阿爾と訓べし、【阿爾と云べきこと、上卷に云り、さて舊印本には、兄字一は無し、其もあしからず、既に兄と云うへは、又兄といはでもあるべければなり、然れども他の本どもにも、書紀にも、皆兄々とあれば、今も其に依つ、】○將爲は、爲將を下上に寫誤れるかとも思へども、下にも將爲仕奉などあれば、如此も書しなるべし、○殿は上に大殿とあれば、此も意富登能と訓べし、書紀に、弟猪即詣至因拜軍門而告之曰、臣兄兄猪之爲逆狀、聞天孫且至、即起兵將襲、望見皇師之威、懼不敢敵、乃潛伏其兵、權作新宮而殿、內施機、欲因請饗、以作難、願知此詐善爲之備とあり、【さてかく、弟として兄の罪を顯はし白せること、義いかにあらむと論ふは漢意なり、假使

父にまれ、君に背奉むには、從ふまじきことわりなれば、況て兄ならむをや、いかばかり善事を爲ても、天皇に背奉む者は、いみじき逆としるべし、】○大伴連又久米直のことは、上卷【傳十五】に云り、○道臣命、書紀に、大伴氏之遠祖日臣命、帥大來目督將元戎、踏山啓行、乃尋鳥所向、仰視而追之、遂達于菟田下縣云々、于時勅饗日、臣命曰、汝忠而且勇、加能有導之功、是以改汝名爲道臣とあり、此にて名義知られたり、【延喜六年、竟宴、哥に此命を、伊佐袁志久多陀斯岐瀨知乃於牟迦斯佐斗豆曾我那毛岐微波多末比斯、二三の句の際に道臣をたち入たり、意美を意牟とよめるは音便、】また初天皇草創天基之日也、大伴氏之遠祖道臣命、帥大來目部奉密策、能以風歌倒語、掃蕩妖氣、倒語之用、始起乎茲、【續射紀の詔に、故道臣陳謨而神日本以盛云々、】また二年春二月甲辰朔乙巳、天皇定功、行賞、賜道臣命宅地、居于築坂邑、以寵異之、【築坂は、垂仁紀に葬倭彥命于身狹桃花鳥坂、と見え、又檜隈天皇葬大倭國身狹桃花鳥坂上陵と見えたる同所なり、高市郡と諸陵式に見えて、白檮原京に遠からぬ地なり、】さて姓氏錄の大伴、宿禰、條に、高皇產靈尊、五世孫天押日命とあると、高志連、條に、高魂命、六世孫天押日命とあり、此に依れば四世の孫臣命は天押日命の玄孫なり、【又大伴、大田、宿禰、條には、高魂命、六世孫天押日命とあり、此に依れば四世の孫なり、天押日命の事は傳十五に見ゆ、】○大久米命は、皇孫命の天降坐し時、大伴連の祖天忍日命と相並て御前に立坐し、天津久米命の子孫にて、今度も又當昔のまゝに、如此道臣命と相並て、大功を立賜へる人なり、然るを書紀には、日臣命帥大來目云々、また勅道臣命、汝宜帥大來目部云々など、道臣命の下に屬たる人の如く記されたるは如何ぞや、此はや、後に子孫に至ては、大伴氏のみ榮て、此、久米直氏は甚く衰へて、終に大伴氏の部下に屬ることゝなりにけるを、書紀は其衰へたりし子孫の時代の狀を以記されたる物とこそ聞ゆれ、【さばかり

大功ありし臣命を、たゞに大來目とのみにて、命とも書されず、又部とあるなどは、一人の名とだに聞えず、此命のためにも氏のためにも、いと心うきわざならずや。此事上卷【傳十五】に委論へり、考見べし、さて久米てふ名、意は、猶下に云べし、さて書紀のかの道臣命に築坂宅地を賜へる事の次に、亦使大來目居于畝傍山以西川邊之地、今號來目邑、此其緣也。【來目邑は、和名抄に、大和國高市郡久米郷あり是なり、式に久米、御縣神社もあり、此村白禱原京にいと近し、今も久米村久米寺などあり、川邊とあるは、雄畧紀に來目水とある是なるべし、さて伯耆美作伊豫などに久米郡と云あり、其餘も國々に此地名の多くあるは、皆本は此氏より出たるものなり。】續後紀に、伊豫國、人浮穴、直千繼云々、千繼之先、大久米命也とあり、【伊豫國浮穴郡に並て久米郡あるも由ありけむ、此事傳十五にもいへり。】○罵詈は、能理互と訓べし、万葉十二卷に、柎檮越爾麥咋駒乃難詈、また於能禮故所詈而居者、十六卷に將若異子等丹所詈金目八などあり、能流とは、もと詔宣などを云を、又如此人を辱しめて言ふことにも用ふあり、○伊賀、此は他に例もなく、甚心得がたき言なるを、試に強ていはば、伊賀國風土記伊賀郡處に、猿田彦神女吾娥津媛命云々、此神之依知守國謂吾娥之郡云々、後改伊賀吾娥之音轉也とあり、【同國延長の風土記には、伊賀國本此號者伊賀津姫之所領之郡也、仍爲郡名、亦爲國名と云り。】是に依に伊賀は阿賀と通へり、さて於能禮とは自己を云稱なるに、又人を賤しめて云にも用ひ、【今世にも然り、宇治拾遺物語に、此度の我命にかはれおのれらよなどあり。】意禮とは人を賤しめて云稱なるを、今世には自己のことを然云、此らの例を見れば、阿賀と云も、自己のことなるを、又人を賤しめて云にも用ひしにや、是又今世にも然り、書紀に此を虜爾と書れたるも其意にや、【師は、若は嚴しくなるを字の落たるかと云れつれど、宜しとも聞えず。】皇極紀に、蘇我大臣蝦蟇云々、嗔罵曰、噫入鹿云々、爾之身命不亦殆乎、○大

殿内、この殿字を諸本に誤て麻と作るを、廷佳が改めつるは當れり、故今も其に従へり、万葉十三卷に、大殿乎都可倍奉而とあり、○意禮は、人を賤しめ詈る稱なること、上卷【傳十の五十七葉】に云るが如し、【宇治拾遺物語に、やうれおれらよ、又おれは何事いふぞなどもあり。】○明白は、阿加志麻袁世と訓べし、阿加須は隠せることを顯し言なり、【今世にもさる意に云言なり。】此は言を以云には非れども、其狀を顯すは、言ふも同じこゝろばへなり、【白字は、己が罪を自顯し告ることに用ふ、後世にはゆる白狀などは是なり、然れども此は必しも其意にて書るには非じ、只麻袁世云言に用ひたるのみなるべし、又明白とつゞける字に就て、師は此二字を伊知自漏志と訓れつれどわろし。】○將爲仕奉之狀とは、今の兄宇迦斯が所爲、陰には難を爲むとしながら、陽には仕奉ると見せたる故に、此方よりも、言には其陽の所爲を以如此云て、下の意は、汝其押に打れて死ねと云意なり、【今世人の語にも、此格つねあることなり。】其押に打れて死るは、即難をなし奉むとする狀を自顯すなり、○握横刀之手上は、書紀此卷【五瀬命の段】に、撫劍此云都慮者能多伽彌屠利辭魔屢とあり、如此訓べし、【但屢は言の居りたる處を以注せる例にて、彼も理とよむ處なり、今此も然り。】神代紀に急握劍柄、また此御卷に案劍とあるなど、皆然訓り、手上のことは傳五【七十六葉】に云り、登理志婆流は、かの急握とある字の意にて、つよく堅く握るを云【撫劍と書れたるは、漢文さまにて、此言の意には疎し。】○矛由氣は、書紀崇神卷に、豐城命以夢辭奏于天皇、曰、自登御諸山、向東而八廻弄槍、八廻擊刀とあり、さて此に由氣と書るは假字なれば、氣下へ志てふ辭を添へて、射言に讀は非なり、用言に讀べし、【凡て假字の下へ辭を讀附ることなく、又此は上の握も下の矢刺も用言なるに、是れのみ射言によむべきに非ず、かの書紀の弄鎗擊刀をも、ホコユケタチカクと用言に訓べきなり。】さて由氣てふ言は、他に見えざれば、如何なる態ともさだかには知がたければ、【言の活用は、受掛付退避などの例に依ば、由氣由久由流

と活くべきにや、姑くかの弄槍に依て意得おくべし、○矢刺は、上卷【傳十の三十葉】に見ゆ、書紀には、彎弓とあり、○追入は、彼、押機を設置る殿内へ、兄宇迦斯を追入るなり、○所作は波理於祇流と訓べし、書紀曰、天皇即遣道臣、命察其逆狀時、道臣命審知有賊害之心而大怒誥責之、曰虜爾所造屋爾自居之、爾此云飲例、因按劍彎弓、逼令催入、兄猶獲罪於天、事無所辭、乃自蹈機而壓死とあり、【虜爾を、本にはイヤンキヤツコと訓り、今此記に依てイガと訓つ、さて獲罪於天と云るは、例の漢意の潤色なり、かゝることに天を云は、古意に非ず、故此、天字を阿米とは訓ずして、伎美としも訓るは、古の道をよく辨へ知れるものなり、○控出とは、壓れてある下より引出すなり、○斬散は、伎理波布理伎と訓べし、上卷八俣遠呂智段に切散とあるをも然訓つ、此は水垣宮段に、斬波布理其軍士、故號其地謂波布理會能とあるに依り、此言のこと彼處に云べし、○血原、此地名今は聞えねば、何處方とも知がたし、たゞ宇陀郡と心得べし、【大和志に、在上田口村と云るはおつかなし、凡て彼書、古蹟を其處と定めて云る、妄なること多し、】書紀に云、時陳其屍而斬之、流血沒踝、故號其地曰荒田血原と云り、此記には血の流れたることは云ざれども、斬散と云るに、おのづから血はきこえたり、

然而其弟宇迦斯之獻大饗者悉賜其御軍此時歌曰宇陀能多加紀爾志藝和那波留和賀麻都夜志藝波佐夜良受伊須久波斯久治良佐夜流古那美賀那許波佐婆多知曾婆能微能那

祁久袁許紀志斐惠泥宇波那理賀那許波佐婆伊知佐加紀微能意富祁久袁許紀陀斐惠泥疊疊志夜胡志夜此者伊基能布曾阿阿志夜胡志夜此者嘲笑者也故其弟宇迦斯

此者宇陀能取等之祖也。

大饗は意富美阿幣と訓べし、【天皇へ獻る饗なる故に、大とはいふなり、後世にはゆる大饗の謂には非ず、彼は饗の大なる由にて、大饗とは云り、】○悉とは、御饗の物を残さずと云にもあるべく、又御軍士等一人も漏さずといふにても有べし、○此時とは、此、御饗の物を賜はりて、皇軍士等の宴飲遊ぶ時なり、○歌曰は、書紀の訓注に依て、美宇多余美志賜久と訓べし、此、歌は、此、宴に御軍士等の歌へるなれども、天皇の作坐る大御歌なる故に、書紀に御謠とは云るなり、書紀云、已而弟猶大設牛酒以勞饗皇師焉、天皇以其酒、共班賜軍卒、乃爲御謠之曰、謠此云、宇多豫彌とあり、【設牛酒と書れたるは、漢籍に倣へる潤色の文なり、我國にてこそ、かゝる饗などにも牛肉を主とはすれ、皇國にては、古も今もさらに無きことなり、天武天皇の御世に、牛馬肉を食ふことを禁められしは、やゝ後に民間などにては、食し者もありつらむ、上代にはさらにさることなし、縦ひ食し者は稀稀ありしにもあれ、かゝる大御饗などに用ひしことは、決て無きことなり、ゆめ虚文にな惑ひそ、】○宇陀能は、三言の句なり、【次へ連ねて七言の句とするは非なり、】○多加紀爾は、契沖、高城になりと云る、然なり、【高樹とするは非ぞ、】紀とは、必しも後世の城の如くしたゝかならねども、かりそめに垣ゆひ廻らし構へたる處などをもい

ふなり、【稻を積置處を稻城、馬を居しむる處を牧と云るにても知べし】多加紀は、高津宮、段歌に、美母呂能
 會能多迦紀那流、書紀顯宗卷哥に、於戶農瀾能昔能拖哥紀儺屢などもあり、○志藝和那波留は、鳴鶴張なりと契沖云り、
 鳴を取むとて鶴を張置を云り、志藝は、和名抄に、玉篇云驚野鳥也楊氏抄云之木一云田鳥とあり、書紀【神代上卷】
 には、維此云之伎一とあり、万葉一軒族にして物戀之伎乃鳴事毛、十九丸に、春儲て物悲きに三更て羽振鳴志藝誰田
 にかすむ和那は、和名抄、敗獵具に、蹄、周易云蹄者所以得兔也云々、師說和奈と見え、書紀【神代下卷】には、時有
 川鴈嬰、鶴困厄と見え、字鏡には、骨擊也挂也和奈と見ゆ、【骨は骨、字にて鶴と同じ】万葉十四に、あしがらのをて
 もこのもにさす和奈の云々、さて此句は、兄猪が機を構て落し入奉むとせし小き謀を、鳴取むとて鶴張置に譬て
 詔へりと契沖云り、○和賀麻都夜は我待にて、鳴の罷るを待なり、夜は、高行や、準別【高津宮、段の哥】打や、【遠
 飛鳥、宮段哥】啖や、【古今集序】などの類の夜にて、待や、鳴と、次の句へ續くなり、【此句を上、句へ着て心得るは非
 なり、上、句は、波留と切れたり】和賀は、此、鶴を張れる人の我にて、己が待鳴はと云むが如し、【故、此、句は下へ續
 なりといふなり、若、上へ連けて見るときは、我と云こと聞えず、又和賀を、契沖の、兄猪が我なりと云るは、いさ
 さか違へり、譬たる意は兄猪に當れども、言のうへは然らず】○志藝波佐夜良受は、契沖云、鳴者不障なり波と夜と
 同韻にて通ふ故に、障を佐夜留と云り、万葉五に百日しも行ぬ松浦路けふ行て、あすは來なむを何か佐夜禮留とよめ
 り、さて此の障は罷るなり俗に物に觸るゝを佐波留と云と同じと云り、此、説の如し、又万葉五軒に、許良爾佐夜利
 奴ともあり、○伊須久波斯は、契沖云、勇細なり、佐と須と普通へり、鶴を伊佐那と云て、万葉に勇魚と書り、久波
 斯は、名細花細香細などの類にて、美稱る詞なり、故、鶴と云むために、先、其を稱る詞を發語に置なりと云り、此、
 説の如し、猶師の冠辭考いすくはし又鯨魚取條に委し、【万葉に伊佐那を鯨魚と書るを思へば、鯨をやがて伊佐那とも

云しなるべし、壹岐國風土記に、鯨伏てふ地名の由縁を云るに、鯨を俗に伊佐といへるよし見ゆ、○久治良佐夜流
 は、鯨障にて、鳴鶴へ鯨の罷れると云なり、如此譬たまへる意は、思ひかけぬ大軍の來て、小謀の違へるとな
 り、和名抄に、唐韻云大魚雄曰鯨雌曰鯢、淮南子云鯨鯢魚之王也、和名久知良と見ゆ、さて鳴の小に對へて云むに
 は、大に猛き物は鳥にも獸にもあるべきに、鶴に似つかはしからぬ、海物の鯨をしも作賜へるは、徒に大なる物を
 擇出賜へるのみには非ず、此は此、大變の御饌物の中に、鳴と鯢との有しに就て、即其物に寄て詔へるなり、【然らざ
 れば鶴に鯢は似つかず】さて此句、書紀には流を離とせり、流の方ぞ優れる、○古那美賀は前妻之なり、和名抄に、前
 妻、和名毛止豆女、一云古奈美とあり、字鏡には、古奈彌とあり、【婦字は心得ず】○那許波佐婆は魚乞者なり、乞
 ばを許波佐婆といふは古言の格ぞ、【立を多々須、行を由加須などいふと同じ云さまなり】さて魚の事を詔は御饌に
 因りてなり、【此、句、延佳も契沖も師も、汝子者として、佐婆をば、契沖は訕嗟なりといひ、師は歌ふ辭なりと云れつ
 る、何れもわろし、まづ子の假字には、記中に古字のみ用ひて、許を用ひたる例なし、此事傳、首卷に委く云るが
 如し、書紀にも子には、古胡固などの字のみ用ひたるに、此には居、字を書る、是、子に非る證なり、又汝子としては、
 下の詞ども、聞えがたし、誰も皆此句を解誤れる故に、次々も明らかならざるなり、己も年ごろ心得かねて、くさん、
 思ひめぐらしつるを、近ころ思得て魚乞者と定めつ、○多知會婆能微能は、契沖立爪稜之實之かと云り、然るべし、
 多知は、書紀、神代、卷に、門前所植湯津桂木とある、訓注に所植此云多底婁とある意にて、凡て本草は立てある物
 なる故に、多知某と云り、木立などいふも同じ、【倭建、命、段の哥に、字惠具佐、万葉三に殖木、また殖子水葱、十四
 にもうゑこなき、又うゑ竹などある字惠も、人の植たる由にはあらずて、植りてある意なれば、多知といふと同意な
 り】會婆は、和名抄に唐韻云爪稜木也又四方木也、和名會波乃木とあり、【字書を考るに、爪稜は木、名に非ず、木の

楞なり、然るに此字を會婆の木に當たるは、物の稜角を會婆といふから、思ひ混へたる誤りなり、【書紀仁德卷皇后御哥に、簡波區萃珥多知瑤簡踰屢、毛々多羅儒椰素麼能紀破とあるも、この木にやあらむ、【谷川氏云、是は箭爪椽にて、今矢筈と云、漢名鬼箭と云木なりと云り、又八椽椽か、又八十葉木か、何れならむ詳ならず、】また枕冊子に木はと云る中に、そばの木、はしたなき心ちすれども、花の木ども散はて、おしなべたる縁になりたる中に、時もわかず濃き紅葉のつやめきて、思ひかけぬ青葉の中より差出たる、めづらしと云り、【はしたなきこちすとは、そばといふ名のことなり、】さて此は何れの木にか、未慥に考得ず、【今かなめといふ木を、山里人などはそばの木とも云り、此は何處の山にも多かる木にて、三月のころ若葉の赤くつややかなる物なれば、枕冊子に云るにはよく叶へり、】さて此句は、次の那祢久の序なり、七言一句の序いとめづらし、【古哥を考るに、凡て序は、或は五言七言と二句、或は五七五と三句などは常のことなれども、一句にて七言なるは、をさく見あたらす、一句のときは皆五言なり、又三言四言なるは多し、それは五言の格なり、】○那祢久袁、此句心得難し、【契沖も未詳と云り、】されど強て試にいはい、長けくを歟、長を那とのみ云る例は、風神を書紀には級長津彦命と書るを、此記には志那都比古神とある、是なり、【又中をも那とのみ云るは、書紀神功卷にある淳中倉てふ地名を、津國風土記には沼名椽とあり、又繼射紀に坂中井、中此云那、又天武紀に淳中此云農難とあり、此等も今の例ともすべし、】祢久は伎と云むが如し、伎ま久を、古言に祢久と云ること多し、【古今集に、世中のうけくにあきぬと云るなどは、字伎にて、伎を祢久と云るなり、又惜けくもなしなど云は、惜久にて、久を祢久と云るなり、何れも万葉などに例多し、】但し序の會婆も、今何木と慥には知ざれば、其實も如何なる形したる物とも知らざれども、此句を長くとせば、彼實をも姑く形の長き物として、長きの序とすべし、さて長きは鯨肉の長く切たるをいふ、【鯨は大魚なれば、其肉を全にては置がたき故に、宜き程に切、

分て置物なれば、其長く切置る肉をと云るなり、○師は此句を少けくをなうが、須久二字の脱たるなりと云れき、信に下なる意富祢久に對へては然るべけれども、書紀にも此記と同じくて、須久の字は無ければ、従ひがたし、○許紀志斐惠泥、許紀志は下許紀陀と同言にて、【書紀には、二共に紀を氣と書り、氣はケの假字にて、書紀にもケにのみ用ひたれば、彼はケと讀べきかとも思へど、凡て書紀の假字は、吳音をも漢音をも用ひ、一字を三音四音にも通はし用ひたれば、此字も漢音を取て、此はキと讀べし、】延佳が幾許と注せるぞ宜しき、其は万葉二音に、御笠山野邊往道者已伎太雲繁荒有可久爾有勿國、廿許に、已伎婆久母ゆたけきかも、十四許に、許已婆かなしき、又已許太かなしき、十五許に、奈會已許波いのねらえぬも、十七許に許已太久母しげき戀かも、十八許に、許已太久爾云々、【又九の十八丁に會已良久爾十七の三十四丁に會許婆、廿の廿五丁に會伎太久毛、】などある、皆同言なるを、如此さまさまに云れば、許紀志とも云べきなり、さて右の言どもを、眞字には幾許と書て、卷々にいと多し、【皆右の假字書々の例どもに依て訓べし、】抑此言は、本は物の數の多きことなれども、阿麻多佐波爾などいふとはいさゝか異にして、伊加婆加理加といふことなる故に、幾許とは書るなり、【万葉四の卅七丁に、幾許思ひけめかも云々、是はいかばかりと訓べし、五卷に伊加婆加利と云あり、又八の五十八丁に、わがせこと二人見ませば幾許か此降雪のうれしからまし、】さて其いかばかりかと云は、數の多きより云言なるを轉して、甚しき意にも云るなり、【こゝた戀しきなど云はいかばかりか戀しきと云ことにて、甚戀しきと云意になれり、此にて何れをも准へ知べきなり、】さて又正しく數の多きことと云るは、万葉五に、妹がへに雪かもふると見るまでに許々陀母まがふ梅の花かも、【源氏物語などに許許良、又會許良など云るは、皆正しく數の多きことに云り、】是なり、さて此の許紀志許紀陀は、伊良久良母といふ言にて、然云は幾ほどにても多くといふ意なり、斐惠泥は、漢籍禮記【禮運】に、擘析豚肉也、【又【少儀】牛與、

羊魚之腥、轟而切之爲膾、【轟は瞬と同じ、薄切肉也と字書に見えたり、】この押又轟を、古より比惠互と訓り、【凡て漢籍の舊訓に、古言の遺れること多し、物をへぐといふも、ヒエグのつゞまれる言なるべし、】肉を薄く小さく切ることなり、【書紀神代下卷に竹刀、和名抄に、日本紀私記云、竹刀、阿乎比衣とあるは、衣の假字なれば、此の斐惠とは別言ならむか、但し宇流波志を、字鏡に于留和之と書るなどの例もあれば、斐惠を誤つて、比衣と私記には書るにも有べし、此は何れにても有らむ、】泥は然せよと仰する辭にて、斐惠與と云むが如し、○宇波那理賀は後妻之なり、和名抄に、後妻和名宇波奈利と見え、【同書に、前夫之太平、後夫、宇波乎ともあれば、宇波は後の意なるべし、凡ての事に、前を下云々といひ、後を上云々といふたぐひ多し、】字鏡には嫌、宇波奈利とあり、【嫌、字は心得ず、】大和物語にも、こなみうはなりと云ることあり、檜垣家集に、船にのせなどするほどに男も來たり、此、うはなりこなみ一日一夜萬の事を云語らひて、つとめて船に乗りぬとあり、又書紀に、嫉妬をウハナリネタミと訓り、【此は本妻の後妻を嫉むを云なり、】○那許波佐婆は上なると同じ、さて前妻後妻は、鳴鶴を張れる者の家の妻にて、【是はたゞ譬のうへのみのことなり、兄宇迦斯が妻にあてゝいへるには非ず、】必しも一人には非ざるを、假に前妻後妻と二にいふは、古の長哥の常なり、さて夫の獵漁に出づれば、家なる妻は、夕魚朝魚の料に其獲物を待居るものなる故に、魚乞者とはよみ賜へるなり、○伊知佐加紀微能は、田中道麻呂云々、今近江の彦根のあたりにて知佐加紀と云木あり、是なるべし、尾張にては志良者氣、美濃にては毘者加紀と云り、黒く小き實の甚多くなる木なれば、意富祢久の序によく叶へりと云り、此説宜し、其木は和名抄に、拾漢語抄比佐加木とある是なり、【拾、字を當たるは未詳、】今も比佐加紀と云り、伊勢にては微佐加紀とも毘者許ともいふ、北國にては此木を佐加木と云々とぞ、何處の山にも多かる木なり、【是に大小二種ありて、實の多きは大なる方なり、小き方はいと低く叢り生て、春の若葉の色いと赤し、】

○契沖は嚴龍眼木敷と云、師も是に依て、古佐加紀といひしは、多く樞にて、樞の實の獨と万葉によめる如く大の序なりと云れつれどいかゞ、古嚴樞とは云れども、嚴坂樹と云る例もなく、又此、御哥には嚴と云こと由なし、又樞の實の獨とは云れども、其實は大きな物に非れば、大の序とせむこともいかゞ、さて此句は次の意富祢久の序なり、○意富祢久衰は、大きなをと云むが如し、大と多とは本は同言なりしかば、【古は少きと小きとも通はし云て、小きことを須久那と云る例も多かり、】大をも意富祢久ともいひしなり、さて彼、拾の實は細小なる物なれば、大の序には叶はぬに似たれども、言の同じきまゝに、序は多の意につづけたるなるべし、【上の那祢久を、姑く長けくと定めつるから、此をも大けくとせり、若かの那祢久も他意ならば、其意によりて、此も多けくならむも、知がたし、其は後の人の考へを待つなり、】さて此は鯨肉の大きに切り置るをと云なり、○許紀陀斐惠泥は、幾許轟よなり、許紀陀のこと上に云るが如し、凡て同言を再云ときは、少し云さまを變ること、古哥に多し、【上卷八千矛神の御哥に、上には阿理登伎加志互と云て、下には阿理登伎許志互と云、高津宮段、御大哥に、上には須賀波良とありて、下には須宜波良とある類なり、猶多し、】故上には許紀志此には許紀陀と、變て詔へるなり、【師は、上も此も共に許紀志陀なりしを、上なるは陀、此は志を互に脱せるものなり、さて許紀志陀斐惠泥とは、實をこきおろしなへよと云るなり、志陀と志那と同じく、斐惠を約むれば、幣となればなり、さてかく云意は、前妻の子の小きをも、後妻の子の大なるをも、皆なぶり殺せと云意なりと云れき、されど此説いとむつかしきうへに、書紀にも此記と同一、居氣辭居氣體とあれば信がたし、又此、説の如くにては、鯨を出せる何の由もなく聞ゆ、】○御哥の總ての意は、鳴を捕むとて、謂を張たるに、思ひかけぬ大魚の鯨のかゝれるぞ、家なる妻が魚を待乞ば、此肉の長く大なるを、望むまゝに幾らも多く轟て與へよとよみ賜へるにて、其、鯨の肉の饒きに、皇軍の盛に大なることを譬へて、いかなる強敵に遇ても、足はぬことなく、

餘ある物を、小き謀以て害ひ奉むとせしことのおふけなさと、兄宇迦斯が所爲を賤しめ嘲り賜へる下の意なり、さて書紀に此御哥の次に、是謂來目歌今樂府奏此歌者猶有手量大小及音聲巨細此古之遺式也とあり、【手量とは、舞の手の動く量なり、大小は、其手を大に動かす處と、小く動かす處とのあるを云なり】○疊々は詳ならねど、強ていはば、盈の草書の疊を、疊と見誤れるにや、盈は假字に用たる例なけれど、【後世、平假字には用ふ、其舛疊の草書と全く同じ】其言によりては、例なき假字をも用たる處、此記にも往々あるを、此は殊に尋常の言にも非ざれば、かゝる假字をも用ひたるべし、故、姑く盈字と定めて、延々の假字とす、さて此言は、今、俗に醜惡き事或は汗穢き事などを見聞て、延々といふ、是、惡み疎む歎息の聲なり、此も其に同くて、兄宇迦斯がおふけなく逆なる所爲を、辱しめ惡みたる辭なり、【延佳本又一本にも、亞々と作るは心得ず、其故は、亞々にては、次に阿々とあると同言なるを、此者伊基能布會、此者嘲咲者也、異事に注せること通えざればなり】○音引とは、一、二の盈を離しては讀まず、只一の盈を長呼が如く引て讀めとの註なり、【阿々の下なるも同じ】○志夜は、平家物語に、志夜冠を打落せ、又志夜頬をむすくどぞ踏れける、宇治拾遺物語に、貫之が東人に令似てよめる哥とて、あな照や虫の志夜尻に火の著て、小人魂とも見え渡る哉、今昔物語に、志夜頬は猿に似て、又志夜足打折てむ物を、又志夜衣のくび取て引立よなどある【猶此外にも多し】志夜と同くて、物を賤しめ嘲る辭なり、【今の俗言にもシヤツツラと云ことあり】さて右に引る中昔の語ともなるは、車者などの字音の如く呼しと聞ゆるを、【虫の志、夜尻にと云る句、必七言なるべければなり】上代には然る言なければ、志と夜とを體に讀べし、○胡志夜は、袁胡志夜の遠を省けるにて、袁加志夜と云に同じ、【袁加志と云は、即袁許志なり】袁胡は、袁胡賀麻志などの袁胡なり、此言は輕島宮段、大御哥に見ゆ、彼處【傳三十二の七十一葉】に委く云べし、志夜は、喜しや悲しやなどの志夜にて、夜は歎息の辭なり、【上の

志夜とはいさゝか異なり】又書紀に時夜場とある【此は下に引り】に依れば、塙と胡とは、横に通て殊に近き音なれば、胡を上へ屬て、志夜胡と讀み、下の志夜は、上の志夜を再び重て云りとすべし、是も惡からず、其時は胡は上の志夜に附たる辭なり、○伊基能布會、此言甚心得難し、【凡て如此假字に書るは、古より其意の詳ならざる故に、言傳たる言のまゝに記せるが、往々あることなり、書紀神功、卷に阿豆那比之罪、又欽明、卷に、歎曰、三久須尼自利、此新羅、語未詳也とある類なり、此は殊に上の言を注せる語なれば、其意の知たることならましかば、かく假字には書まじやは、然ればかゝる言を、遙の後世に、さる意など、注せむは、中々に物ぞこなひにもあるべけれども、さりて又黙して有べきにはた非ざれば】されど例の強ていはば、伊基は、上文に見えたる伊賀を轉かしたる言にて、能布は、賤の物を出すを都久能布と云類の能布にて、【賤をするをまひなふ、仇をするをあたなふといふ類の那布も同じ】伊賀と云て人を賤しめ詈るを、伊基能布と云しにや、咄嗟と云て駭くことを、阿夜志とも阿夜志牟ともいふ類なり、會は辭にて、此ぞ彼ぞなどいふ會なり、【延佳が、いきのぶぞと假字を附たるは、息延と心得たるにや、基をキの假字とするも、布を濁音とするも皆非なり、さて師は、疊々を延佳本に亞々と作るに就て、次なる阿々と一、言と心得て、其説に云く、此處は阿々志夜胡志夜、阿々、此者伊基能布會、志夜胡志夜、此者嘲咲者也とありけむを、後に今、本の如くには誤れるものなり、今本は、上の阿々を亞々と作るも、又其下に音引とあるも、皆誤なり、次に阿々とあれば、上も阿、字なること明らけく、又音引と云注は、次の阿々の處にこそ有べけれ、上には有べき由なし又下の阿々は、右の如く此者伊基能布會の上にあるべきを、其下に書るも誤なり、伊基能布會とは、阿々の注にて、伊基は息にて、いごふなり、兄猪を滅して息を延るなりと云れき、今思ふに、まづ亞も疊も、記中に假字に用たる例なければ、阿の誤とむもさることなり、又亞々の下に音引とあるも、下の阿々と、一、と見るときは非なり、又下の阿々を、此者伊基能布會

の上へ移されたるも、亞々と阿々とを一ツとしては然るべきことなり、又伊基能布を休息と云ふも、一わたり聞えたり、今世の俗にも、力を用いて勞れたる時に、打休みては阿々と云、又苦勞のありし者の、其苦勞を終て休まることを阿々と思と云り、此ら伊基能布を阿々の注としてよく叶へり、然れども猶よく考るに、まづ阿と亞疊とは、字、形甚く異なるうへに、亞も疊も、假字に用ひならぬ字なれば、此らの字には寫し誤るべき由もなく、又下の阿々の置所を替るも心ゆかず、又息を延ると嘲咲とは、甚く趣の異なる事なるを、一ツに連けて言ふべきにも非ず、彼此を思ふに、なほ上の疊々と下の阿々とは、一ツにあらず、異言にして、伊基能布會は、疊々云々の注にして、阿々云々の注は、嘲咲者也なりけり】さて此言舊印本一本には、伊能基布會とあり、【靈異記に、彼犬之子每向家室而期刻睡皆吠云々とありて、期刻ハイノ。去不と注せれども、何の意にか心得がたし、何れよけむ定め難けれども、姑く延佳本に依て云るぞかし、○阿々、此言書紀には、於佐箇迺云々と云歌の次に、皇軍大悦、仰天而咲、因歌之曰、伊莽波豫伊莽波豫、阿々時夜場、伊莽儼而毛阿誤豫、伊莽儼而毛阿誤豫、今來目部、歌而後大晒是其緣也とあり、【此は此記と傳の異なるなり、さて今來目部云々と云るは、久米舞の時の態なり、】私記に、阿々を咲聲也と注せり、誠に今世の人も、咲聲は阿々と云り、○志夜胡志夜は上なると同じ、私記に、かの時夜場を、猶言乎加志と注せり、○嘲咲者也は、阿邪和羅布會と師の訓れつるに従べし、即ちあざけり笑ふ意なり、字鏡に、嚙童同、阿佐介留、又會志留、又和良不、書紀神代卷に、笑、嘔又嘲とあり、さて者也を會と訓は、上の伊基能布會の例によればなり、さて盈々と云より下は、歌には非ず、【歌は斐惠泥といふまでなり、】上の歌をうたへる次に言る詞にて、【書紀の阿々時夜場云々は、因歌之曰とあれば、別に一首哥の如く聞ゆれども、其次に、來目部歌而後大晒とある、今此處の詞どもは、此後大晒とあるに當れり、】兄宇迦斯がおふけなき所爲を、嘗辱しめ嘲り嚙へるものなり、さて此は、盈々

志夜胡志夜、阿々志夜胡志夜と續きたる詞なるに、此者伊基能布會と云注の詞を、其中間にしも置るは、いかにぞや聞ゆめれども、如此短く約めていへるも古文のさまなり、【委く記さば、まづ盈々云々、阿々云々とつゞけ書て、次に盈々云々此者會、阿々云々此者會也、とあるべきことなれども、さては同詞を二度いふが煩しき故に、約めて如此一度にいへる、記中にかゝる例往々にあることなり、】○宇陀、水取、水取は毛比登理と訓べし、和名抄に、主水司、毛比止里乃豆加佐とあり、モドリ或はモムトリ或はモムドなど訓は、後世の訛なり、なほ水取のことは、高津宮段に、水取司とある處【傳三十六の六葉】に委くいふべし、宇陀なるは、當昔宇陀に住て、水部の職を奉仕し者のありしなり、職員令、主水司の下に、水部四十人とある是、水取なり、【令今、本に、此、水部を水部と作るは誤なり、古本に水部とあるぞ宜しき、】主水司式にも、官人率、水部云々と云こと、處々に見、又令の同司、下に、水戸と云ものあり、是も一本には水戸とあり、水戸ならば、此も水取の戸なるべし、水戸ならば、氷室に因る戸なり、】さて書紀には二年春二月甲辰朔乙巳定功行賞云々、又給弟、猾猛田邑、因爲猛田縣主、是、菟田主、水部遠祖也とあり、【猛田は竹田にて、十市郡なり、神名式に見ゆ、今も竹田村あり、】二記共に猛田縣主、祖と云ざるは、其氏は既に絶て、たゞ宇陀、水取のみ、此、人の子孫はこのれりしなるべし、

自其地幸行到忍坂大室之時、生尾土雲八十建在其室待
 伊那流、故爾天神御子之命以饗賜八十建於是宛八十
 建設八十膳夫每人佩刀誨其膳夫等曰聞歌之者一時共斬故

明將打其土雲之歌曰。意佐加能意富牟盧夜爾。比登佐波爾。岐
 伊理袁理。比登佐波爾。伊理袁理登母。美都美都斯。久米能古賀
 久夫都都伊。伊都都伊母知。宇知亘斯夜麻牟。美都美都斯。久
 米能古良賀。久夫都都伊。伊都都伊母知。伊麻宇多婆余良斯。
 如此歌而拔刀一時打殺也。

自其地は宇陀よりなり、○忍坂は、和名抄に、大和國城上郡恩坂、於佐加、【恩字は忍の誤なるべし、恩も於の
 假字に用ふまじきにはあらねども、なほ此字にはあらじ】神名帳に、同郡忍坂山ノ口坐神社、又忍坂坐生根神社
 などあり、諸陵式にも、押坂内、陵在大和國城上郡と見ゆ、今も忍坂村と云あり、書紀垂仁卷にも、忍坂
 邑と見え、方葉十三音に、青幡之忍坂山者、走出之宜山之出立之妙山叙とよめり、【延佳が是れを
 大坂と一つに意得て云る説は、いみじきひがことなり、大坂は玉垣宮段出、そこに云を見べし】○大室、室は和
 名抄に白虎通云、黃帝作室以避寒暑、和名無呂とあり、【師は歌に依て此の室をも牟呂夜と訓れき】凡ての
 室の事は、麩栗宮段に、新室とある處【四十三の八葉】に委云べし、此なるは土雲の棲なれば、書紀に掘室とあ
 る如く、土中の室にて、【室は、字書に地室と注せり、仁徳紀に窟をも牟呂と訓り】山腹などを横に掘て、岩窟の如
 く構たる物なるべし、【平地を下へ掘たるには非ず】大室といへば、其内は甚廣かりけむ、書紀、綏靖卷に、手研
 耳命於片丘大室中獨臥于大牀とあるは、尋常の室の廣きなるべし、【但是も片丘と其地名をしも云る

を思へば、掘たる土中の室にも有べし】さて此は、到忍坂之時、生尾云々在大室と云べきを、到忍坂大室と云
 るは、何とかや地名の如くなるいひざまなれども、此は歌に意佐加能意富牟盧夜とありて、殊に名高かりし故に、其歌
 詞に就て如此は云るなるべし、○生尾とは、上の吉野段にも有し如く、いと上代には然る人も聞ありつと見ゆ、書紀、
 神功卷に、羽白熊鷲といふ人は、翼ありて高く飛翔しことも見えたり、○土雲、雲は借字なり、書紀、此御卷に、層富
 縣波哆丘岬有新城戸岬者、又和珥坂下有居勢祝者、騰見長柄丘岬有猪祝者、此三處土
 蜘蛛並恃其勇力不肯來庭、天皇乃分遣偏帥皆誅之、又高尾張邑有土蜘蛛、其爲人
 也身短而手足長、與侏儒相類、皇軍結葛網而掩襲殺之、【攝津國風土記に、宇備備能可志婆良能
 宮御宇天皇世僞者土蜘蛛、此人恒居穴中、故賜賤號曰土蜘蛛とあり】又景行卷に、到速見邑有女人曰
 速津媛爲一處之長、其聞天皇車駕而自奉迎之語言、茲山有大石窟、曰鼠窟、有土
 蜘蛛住其石窟、一曰青、二曰白、又於直入縣、彌野有土蜘蛛、一曰打殺、二曰八田、三
 曰國摩侶、是五人並其爲人強力亦衆類多之、皆曰不從皇命云々、【速見邑は豊後國速見郡
 なり、其國の風土記に、速水郡、昔者纏向日代宮御宇天皇云々時於此村有女人名曰速津媛云々、奏言、此有大
 磐窟名曰鼠窟、土蜘蛛二人住之云々、又於直入郡彌野有土蜘蛛三人云々、また彌野、昔者纏向日代宮御宇
 天皇行幸之時、此野有土蜘蛛云々と見え、又同書に、石井郷、昔者此村有土蜘蛛之堡、不用石築、以土云々、五馬
 山、昔者此山有土蜘蛛、名曰五馬媛云々、細磯野、同天皇行幸之時、此間有土蜘蛛名曰小片鹿與小片鹿臣云々、
 などともあり】又同卷に、自高來縣渡玉杵名邑時、殺其處之土蜘蛛津類焉、【肥前國に高來郡、肥後國に玉
 名郡あり】神功卷に、轉至山門縣、則誅土蜘蛛田油津媛、【山門縣は筑後國山門郡なり】など、ある

類にて、岩窟土客などに住て、人を害ひ殘暴ふる鳥帥等を、蜘蛛に准へて、如此は稱けられたるなるべし、【上に引る攝津國、風土記に其由見えたり、又書紀に見えたるかの高尾張、邑なりしは、身短而手足長とあれば、此形に因て稱けられたるを始として、其餘のも此にならひて、此稱を付られしにもあるべし、然るに新井氏云、大古の時につちぐもと云しは、國、神と云が如し、古語にクマと云しは、神と云語の轉にて、クモと云もクマの轉なり、されば虫の蜘蛛に寄て云しには非ず、土蜘蛛と書るは後の借字なり、蜘蛛をクモと云は韓地の方言にて、今も朝鮮の人クモと云なり、但是本我國の語なるを、彼國へ習したるも知べからずと云り、此説は不可し、久母と云名、本より皇國の言なり、されば本我國の語なるを彼へ習へるかと云るは宜し、凡て韓語には然る例も多きぞかし、又或人、クモはコモリにて、土隠と云稱なりと云り、此は語はさも云べきことなれど、なほ其意の稱には非じ、さて又今世に、吉備國などに、大ナ石を積て作れる、大なる岩窟處々に多くありて、土人の傳に、昔火、雨の降し時、諸人の隠れし跡なりと云と、彼國人語れり、今思ひに是らも上代に土雲等の住りし蹟なるべし、火、雨のことは後の傳の虚説なり、又日向國、風土記に、御孫命の天降坐し時に、大鉦小鉦と云二人の土蜘蛛ありて、云々の事奏せしこと見えたり、此は人を殘害し者には非れども、土中に住し故に、後に此稱を負せたるなるべし、さて此土雲は即八十建をいふなり、○訓云、具毛とある注心得ず、雲を具毛と訓むに、注を附べきに非ず、【久を具と濁る故の注かともいふべけれど、是又土雲と連言むに、濁ることは注を待べきに非ず、】且、記中の訓注の例皆、訓云々云々云々ところあるに、此はたゞに訓云とありて、訓云と云ざるも例なきことぞ、○八十建は、書紀に、天皇、陟、彼菟田、高倉山之巔、瞻望域中時、國見、岳上則有八十梟帥、梟帥此云多積屋と見え、また弟、猪又奏、倭國、磯城、邑有磯城八十梟帥、又高尾張、邑有赤銅八十梟帥、此類皆欲與天皇距戰、また弟磯城云々詣到而

告之曰、吾兄、磯城、聞天、神子來、則聚八十梟帥、具兵甲、將與決戰云々、是時、磯城八十梟帥於彼處屯衆居之、果與天皇大戰、遂爲皇師所滅、また景行卷に、襲國有厚鹿文迹鹿文者、是兩人熊襲之渠帥者也、衆類甚多、是謂熊襲八十梟帥、其鋒不可當焉などありて、一人の名に非ず、石の中に、八十梟帥を聚ともあるを以見れば、八十と數多の建どもをいふなり下文に宛八十建、設八十膳夫とあるにても知べし、さて右の如く書紀には、此御世に八十梟帥と云る此彼ありし中に、此、忍坂の大家なりしは、彼、國見、岳上に有りとある八十梟帥なり、そは先、擊八十梟帥於國見、丘、破斬之云々、既而餘黨猶繁、其情難測、乃願、勅道、臣、命、汝、宜帥大來、目、部、作、大室於忍坂、邑云々とありて、傳の趣此記と異なり、さて建とは、定まれる名にはあらず、威勢ありて猛勇き者をいふ稱なり、【書紀に梟帥と書れつれど、必しも此字に泥むべからず、】日代、宮、段に、熊曾建、【書紀には川上梟帥ともあり、】出雲建など云もあり、○在、其室、と云る、書紀の傳と異なり、○待伊那流、此言いとく意得難し、【種々思ひ依れることもあれども、我ながらだに可と思ふ説もいぞす、されど其中に二つは、】若は獸の怒て吼るを宇那流と云に通ひて聞ゆれば、【凡て伊と宇とは殊に近く通音にて、魚伊、袁、芋、伊、毛、鱗、字、呂、古など例多し、】其意にて、皇軍來たらば戰はむと、忿り語びて待居るを云にもやあらむ、猶考べし、○命以は、勅にてなり、○饗賜は、御饗乎賜伎と訓べし、此は書紀に云る如く、謀事なり、○宛、此字延佳本には充と作り、義はさることなり、【充、字は、當也と云注あり、宛、字にはあつる意なし、】然れども皇朝の古書には、多く宛と作て、此も一本等皆然り、【世に、分りあつる物、數を、幾箇づと云豆都にも此字を書ならへり、】○膳夫の事、上卷【傳十四の五十五葉】に見ゆ、○每人、人は即膳夫を云、此は歌に依に、大久米、命の帥坐る大久米部の士等を、膳夫に爲立たるものなり、○佩刀は、多知波氣臣と訓べし、倭建、命の御哥に、多知波氣麻

斯衰とあり、令佩を約て波氣とはいふなり、○開歌之者は、宇多乎伎加婆と訓べし、此事は俗にはゆる相圖なり、○一時共は毛呂登毛爾と訓べし、書紀に一時とある處皆然訓り、【俗に伊知杼伎爾といふに同じ意なり】又同時俱時などもあり、皇極紀に一時俱とあるは、此の書さまと同じ、さて此は、八十と多くの建等なる故に、一時とはいふなり、○斬は八十建をなり、○明とは、其とは云すして、彼膳夫等に其意を顯し示すをいふ、○歌日は宇多と訓べし、此歌、此記には誰作とも見えす、歌詞に依て思ふに、若し天皇の大御歌ならずば、必大久米命の作賜へるなるべし、然るに書紀に、是をしも道臣命のとせるはいかにぞや、【其故は、まづ大久米部は、必大久米命の帥坐る軍士にてあるべきに、書紀には大久米命といふ人はなくて、道臣命帥大來目部とのみあり、此事上に委論へるが如し、然れば此哥も、實は大久米命の歌ひ給へるを、同く道臣命へ係たるなるべし】書紀云、勅道臣命、汝宜帥大來目部、作大室於忍坂、邑盛設宴饗、誘虜而取之、道臣命於是奉密旨、掘窰於忍坂而、選我猛卒與虜雜居、陰期之曰、酒酣之後吾則起歌、汝等聞吾歌聲、則一時刺虜已而坐定、酒行、虜不知我之有陰謀、任情徑醉時、道臣命乃起而歌之曰とあり、○意佐加能は、忍坂之なり、○意當牟盧夜爾は、於大室屋なり、○比登佐波爾は人多なり、八十建等を云、万葉十四下にも、比登佐波爾とあり、○岐伊理袁理は、來人居なり、【此記と書紀と趣の異なるに就て、來と云意いさゝか異なるべし、此記にては、此大室は元來八十建等の棲なれば、此彼より來聚て住居る意なり、書紀にては、此時に此大室を新しく作て、招集たるなれば、常の棲より來て入居なり、言のさま書紀の方にてはいさゝかまさりて聞ゆ】高津宮段、大御哥に、岐伊理麻章久禮とあり、さて書紀には此句異離鳥利若毛とあり、○伊理袁理登母は雖入居なり、袁流登母と云すして、袁理登母と云るは、高津宮段哥にも、玖毛婆那禮會岐袁理登母、又比登理袁理登母などありて、凡て居は必

如此言べき言格なり、【居は、有などと同じ言の格にて、有も阿理登母と云格にて、阿流登母とは云す、然いふは俗言なり、居も、袁流登母と云へば俗言なり、古今集俳諧哥に、胸走火に心所燒袁理とあるも、所燒有と云むと同格なり、此も今人の心には、袁流と云べきことと思ふべけれど、然云は俗言なり】さて此句、書紀には根伊離云々と、初に積てふ言あり、さて右の四句、同言を再返して言るは、古哥の常なり、【今世とても、賤男賤女の常に歌ふ歌は皆然なり、是し謠ふ物の自然の勢なり】○美都々々斯は、滿々しにて、圓々しと云むが如し、【斯は喜し悲しなどのしなり】美都と麻登とは本同言にて、音通へり、【全も本同言にて、此等皆物の足ひて缺たる處なきを云、言なり】此は目の圓に大なる貌を云へるにて、久米の枕詞なり、【書紀釋にも滿々也と云れども、そは言充滿也と注せれば、八十建が大室内に滿る意に取れるなり、非なり、又契沖は、大久米命の目をさけるが、にらまへたるやうなれば、大に見る意に見つ見つしと云なるべしと云て、二の都は天津國津などの津に同じと云るも非なり、都の助辭も事にこそよれ、見つくと云言のあるべきかは、又師は、都を濁りて、美豆垣などの美豆として、若く健なる人をほめて云り、今も萬物の物のわかうつくしきを、みづくしと云りと云れき、されど物をほめて云みづは、記中に美豆能小佩、又水垣など書き、万葉にも水枝など書き、豆は濁言なるを、此みづくしは、此記にも書紀にも、みな都字をのみ書て、必清言なるをや、又余思ふに、書紀顯宗卷に、不才をアツナシと訓り、彼紀の傍訓にミをアと書る多ければ、此もミツナシにて、ミツは才の古言か、然らば此のみつくしもオ々しにて、目つきのオ々しきを云にやとも思へど、なほ上に云る意なるべし、【万葉三碑にも、見津々々四久米能若子とあり、【師は此、枕詞をも、若子までへ係て、若きを云ことは、此にても知べしと云れつれど、是はたゞ久米てふ御名へかゝれるのみの枕詞にこそあれ】○久米能古賀は、久米之子之なり、先久米てふ稱は、本天津久米命及大久米命より出たり、其中に大久米命

を黥利目と下文にありて、目の圓に大きにありし故に、久米てふ名を負賜へる、其久米は久流目の約りたる言なり、久流目とは、うつほの物語俊蔭卷に、阿修羅怒れる形を出して、眼を車の輪の如く見久流奔かして云々、と云ひ、今世の言にも、人の目の圓く大に於て利げなるを、目の久流々々としたると云是なり、故満々し久流目とは續けたり、【さて久米を大久米、命の目に因れる稱とするにつきて、若然らば此命の先祖をも既に天津久米、命と申せしは如何と云疑ひありぬべけれども、是は凡て名高き神の御子孫などは、代々に人に異なる奇き相のあることなど、今世にすらまゝ聞ゆることなれば、本此天津久米、命の御目の久流目に坐て、久米てふ名は負坐るを、其子孫代々大久米、命までも、同じく久流目に坐し、にもあるべし、又は大久米、命の目の久流目なりしが世に名高かりける故に、先祖の神を、此名を以て後より稱奉れるにもあるべし、何れにても名の意は同じ、】さて此大久米、命の帥坐る軍士を、久米部とも大久米部とも云て、今此に久米之子とあるは、其久米部を指て云るにて、即彼膳夫と爲て刀佩せ置る人々なり、【師は此久米之子をも、大久米、命を云と云れつれど、一人と見ては、上に八十膳夫に毎人佩刀といひ、一時共斬と云るに叶はず】子とは、男をも女をも親みて云稱なり、書紀此卷、哥に阿誤、【吾子なり、】又輕島朝段、大御哥に古杵母、【子等なり、万葉にもあり、】又推古紀、大御哥に、蘇我大臣を蘇餓能古羅とよませ賜へり、【又武烈紀、哥に、鮎臣を思兼能和俱吾、繼射紀、哥に、毛野、臣を懼那能倭具吾とよめり、わくこは若子なり、又女を云るは、朝倉宮段、哥に、三重媛を美幣能古とよみ、又万葉に子とも兒等ともよめる多し、】此句も書紀には固選餓とあり、○久夫都々伊は頭推にて、上卷御天降段に、天、忍日、命天津久米、命二人取佩頭推之大刀とあり、此刀の事、彼處【傳十五の七七葉】に云り、都々伊は槌と云ことなり、そは槌を上代には常にも都々伊と云し歟、又は今歌ふ言の調に任せて、延てかくは云なせるにもあるべし、さて此は一の刀の名には非ず、一種の製にて、此は即上に毎人佩刀とある其、

刀等なり、○伊斯都々伊母知は石椎以なり、石椎は、即上の頭推と一物なるを、彼は形を以云る名、此は其を石以作れる由の名にて、別物には非ず、【上古の劍頭、石を以作れるを見たりと、谷川氏云りき、此事上卷頭推の處に云り、師は石槌など云類なりと云れつれど、そは堅き意を以て石某と云例は多けれども、みな伊波とこそ云れ、伊斯と云るは無し、又私記に、其頭似石と云るも非なり、】○宇知豆斯夜麻牟は擊而將止にて、斯は助辭なり、さて此は、將擊と云て足ぬべきを、將止としも云るは、擊むことを決てつよく云る言にて、擊ずは止じと云むが如し、さて書紀には、此句をとちめとして、次の五句は無し、○久米能古良賀、上に同じ、良はあるも無きも、意は異なることなし、○伊麻字多婆余良斯は、【余、字、舊印本一本には、余と作り、今は眞福寺本延佳本又一本などに依れり、】上は今擊者なり、下は善らしにて、善かるべきさまに思はると云むがごとし、今の世の俗言にいはゞ、よささうなといふ意なり、良斯は、櫻ちるらし、しぐれふるらしなど、常に多くいふ良斯なり、【櫻ちるらしなども、俗言にいへば、さくらが散るさうなど云意なり、凡て良斯は、此意と心得べし、さて若善らしならば、よからしとこそ云べけれ、よらしと云むは、いかゞなる如くにも聞ゆめれども、万葉に煮らしなどもあれば、古言にはかくも云つべし、さて師は、將宜なりと注せられたるは、さることなり、契沖が、余、字、余とある本に依て云、煮疑にて、これは八十膳夫にうたすれば、今うちたらば煮む歟の意か、又は似らしにて、似はよき意なり、不肖とはよからぬ人をいふ、肖は似なり、是を思合すべしと云るは、煮も似も非なり、膳夫なればとても、煮むと云こと、此に由なし、又似をよき意として、不肖、字を證に出せるも、さらに叶はぬことなり、古言と漢字と混るべきにあらず、】輕島宮段の大御哥にも、伊邪佐佐婆、余良斯那、とちめ賜へるあり、此と同言なり、なほ彼處【傳卅二の六十七葉】にも云ることを考合すべし、【さきには、かの御哥の、書紀には伊非佐伽婆曳那とあるに依り、又彼をも此をも、余は余とある本に依て、余良、二字を、延の誤として、延斯

と訓りしかども、なほよく思へばわろかりき。○如此歌而は、師の加久宇多布時爾と訓れつるも、理聞え易くて宜しけれども、【上に聞歌之者云々とあれば、歌ふ人と斬る人とは異なるに、歌而云々と云ては、歌ふも斬るも同人の如くにて、事違へるに似たればなり】而字を書るを思ふに、なほ宇多比呂と訓て宜し、其は歌ふも、斬るも、人は異なるれども、共に御方の人の爲事なる故に、一に連ねて、歌而云々と云るぞ古文のさまなりける、【若しは聞加此歌而とありけむ、聞字の脱たるかとも思へど、然には非ず】書紀に、時我卒聞歌俱拔其頭椎劍、一時殺虜々無復噍類者とあり、

然後將擊登美毘古之時歌曰美都美都斯久米能古良賀阿波布爾波賀美良比登母登曾泥賀母登曾泥米都那藝豆宇知豆志夜麻牟又歌曰美都美都斯久米能古良賀加岐母登爾宇惠志波士加美久知比比久和禮波和須禮士宇知豆斯夜麻牟又歌曰加牟加是能伊勢能宇美能意斐志爾波比母登富呂布志多陀美能伊波比母登富理宇知豆志夜麻牟。


然後は、此は曾能々知と訓べし、○登美毘古は、前に大御船青雲白肩津に泊坐し時に、軍を興て待戦し登美能那賀須涅毘古なり、書紀に、十有二月癸巳朔丙申、皇師遂擊長髓彦、連戰不能取勝、時忽然天

陰而雨、氷乃有金色靈鷲飛來、止于皇弓、其鷲光輝燦、狀如流電、由是長髓彦軍卒皆迷眩不復力戰、云々昔孔舍術之戰五瀬命中矢而薨、天皇銜之常懷憤懣、此役也意欲窮誅、乃爲御諭之曰とあり、○歌曰は、意富美宇多と訓べし、○阿波布爾波は、於粟生者なり、書紀神代下卷に、粟田豆田とありて、和名抄に、日本紀私記云、粟田安八不と見ゆ、布は、麻生淺茅生蓬生などの生にて、其物の專と生殖る地を、某生と云なり、【書紀の田字には泥むべからず、万葉には芋原など、原字をまかけり】さて書紀には、此句の上に、介者茂等珥と云一句あり、されども此處には此句は無きぞ宜き、○賀美良比登母登、美良は葦なり、和名抄には、葦和名於保美良、葦和名古美良と見え、字鏡には、葦奈女彌良、葦太々彌良、また意葦彌良と見ゆ、万葉十四歌に、久君美良ともよめり、【葦葦なるべし】さて賀美良と云は、物に見えず、別に一種か、又たゞの葦にて、臭葦と云るにても有べし、越前國敦賀郡鹿森も、臭葦の意の地名歟、式には加比留神社とあり、【書紀釋には、謂大葦と云れども、據を知らず、契沖は、賀はか青か黒などの加にて、助語歟と云れど、さも聞えず、又延佳は、和名抄の古美良を引たれども、古の通音ともきこえざるなり】美良後には爾良と云り、比登母登は一葦なり、書紀允恭卷に、蘭一葦とあり、上卷八千矛神、御哥に、比登母登須々岐ともよみ賜へり、○曾泥賀母登は其根之莖なり、書紀に泥を酒とあるは、樂府にて歌ひ詠れる物なるべし、【此句を、書紀に就て、釋にも契沖も其之本と心得たるは誤なり、其之と云ことは有べくもあらず、能と賀とは同く之の意なれば、能賀と重ね云る例なし、万葉三に、しひるしひのが云々、又十四に、せなのがそでも云々、これらは別なる例なるをや、且、次に曾禰とあれば、此も必曾禰とあらでは宜しからず、さて書紀に曾酒とあるに依て、此記の曾泥をも其の意とせるは、いよよ誤なり、能を通はして那とは云れども、泥といへる例なし】さて其を曾とのみ云ることは、古言に常多かる中に、曾

某と連言は、其處を會許と云類なり、【凡て其てふ言の用格は、此已吾彼誰など同じく、下は禮とも能とも賀とも活き、又下を省きて許於能和加多などのみも云、又下へ他言を連言と云に、此處此度已妻吾君なども云例なれば、其根を會泥と云もこれらの例なり】根之莖とは、先凡て木草に母登と云は、立る幹のことにて、【必しも末に對へて云、本には非ず】大被詞に繁木本乎とあるも、繁木の木立を云、孝徳紀歌に模騰渠等爾波那權左該騰模とあるも、木毎と云ことなり、又一もと二もなど云も、木にては一本二木と云に同じければ、草も其意にて、生立る莖を以云なり、さて菲は、土中に隠れたる根の處も莖にて立る物なれば、其處を根之莖と云べし、【たゞ根をも根之莖とも云べけれど、然にはあらじ】菲は殊に根を賞る物なる故に、如此はよみ賜へるなり、【漢籍にも本草に、禮記謂菲爲豐本、言其美在根也、薤之美在白、韭之美在黃、黃乃未出土者と云、韭の莖を菲白と云、根を菲黃と云り、是等をもおもふべし、菲と韭とは同じ】○會泥米都那藝豆は、其根芽繫而なり、上に其根之莖と先言置て、又其根と重ねいふは、古哥の常なり、【書紀神代哥に、石河片淵片淵にと云る類甚多し】芽は、根之莖に對へて、土上へ萌出たる莖を云、【彼漢籍に在白と云る是なり、釋にも契沖も其妻なりと云るは非なり、妻にしては上に菲を云る何の料ぞや、且此記の例、女妻の假字には賣をのみ用て、米を用たることなし、是は延佳が芽と注せるぞ當れる】凡て芽は萌の約まりたる名なり、【又萌は芽生の約まりたるにてもあらむか、米波は麻と反るを、通はして母といふか、万葉に目生と書る處あり】さて書紀齊明紀御製に、伊喻之乎都那遇何播杯能倭柯矩婆能とある、都那遇は他處へ放ち令去ざるをいふ、此も其意にて、根をも芽をも一に合せて遺さずと云なり、さて根は登美昆古、芽は其黨類を譬へて、皆縦さず漏さず、盡に討滅してむと云、譬なり、【契沖云、かくよませ賜へるは、右詞に意欲窮盡とあるに叶へり】○此御歌、始に久米之子等が粟生としもよませ賜へるは、何の由にかと云に、先皇軍大倭國に入坐て

より、此彼あまたの敵等を平賜ふには、年をも經たるべければ、其間許多の御軍士等、穀を營らすてはえあるべからねば、久米部の人々粟をも仰りけむ、其粟生は近處にて、天皇の大御目にも觸ける故に、賦坐るなるべし、【契沖、是は設けて詔ふなり、實には此時來目部の粟生、いまだ大和國に有に非ずと云るは、書紀の年紀に依るときは、一わたり然ることなれども、猶熟思に、若設けて詔はむには、粟生には久米、子等は由なし、猶似付はしき事他にあらべきものをや、故思に、書紀に依れば、先皇軍の大倭に入坐て、始て兄猾を討たまへるは、戊午年八月にて、此長髓彦を攻たまふは、同年の十二月なれば、信にいまだ粟を仰るべき間はあらず、然れども必しも此書紀の年月に泥むべきに非ず、初日向國より發坐て、上幸る途にて經給へる年數も、此記と書紀とは、十年あまりの差あれば、大倭に入坐て後の年數も、又准へて思ふべし、猶書紀年紀のこと、下に委く論へり】さて穀の中に粟生をしも賦たまへることは、凡て古は粟を殊に多く仰れることにて、此物の事を多く言ひ、【奈良、京のころに至てすら、事の譬にも粟蔕などよめる哥、万葉に此彼見えたり】されば久米部の營れる粟生の中に、菲の一本まじりて立るを見そなはして、其に寄て賦坐るものなり、【書紀に久米の子らが垣下にと詔ふは、敵を御手に入たる物におもほしめせる意歟と、契沖は云れども、其意はあるべからず、又此御哥は十二月によませたまへれば、當時粟ありしには非ずと云るも、書紀に十二月とあるに、泥めるものなり、當時大御目に觸ずば、菲を云む料に、由もなき粟生を取たまふべきに非ず、されば此御哥、實には粟の島に在る時節にのみたまへるものなり、凡て此御哥などを以ても、書紀の年月日を疑ふべきものぞ】○又歌曰は、たゞ麻多と訓べし、【此は字のまゝに訓ては、上の歌曰を意富美宇多と訓ると照して、語のつゞきわろし、次なるも同じ】○加岐母登爾は於垣下なり、此も久米部の軍營の垣の下に殖るを御見てよみ賜へるなり、○宇惠志波士加美は所殖藎なり、藎は、今もたゞ波士加美と云を、和名抄には、生藎、和名久禮乃波之加

美、俗云阿奈波之加美、乾薑、和名保之波之加美と見え、字鏡には、干薑、久禮乃波自加彌と見ゆ、「これらに久禮乃と云るは、いかなる由にか、○加賀、國加賀、郡波自加彌神社式に見ゆ、又大神宮四月十四日、祭に、遠江、神戸より進れる種薑を、献る神事あり、年中行事に見ゆ」○久知比々久は、契沖、口響なり、薑を食へば、辛味の氣の後までのこりて、口、中の疼くを云、是、聲の響の如くなればなりと云り、波自加美てふ名義も齒感なりと、谷川氏が云るも此意にてよく當れり、【蜀椒も、辛くて齒の覺む由にて、同名を負へり、那流とは、實にて木になる物なればなり、】さて此は薑を御見て、此物を食へば、後まで口の疼く如くにと云意にて、次、句の意の譬に借て詔ふなり、【此時天皇此物を聞食て、大御口の疼、坐とは非ず、○比々久を、書紀に弭比俱とあるは、比弭を下上に誤れるなるべし、弭、字濁音なり、】○和禮波和須禮士は、吾者不忘にて、かの大御兄五瀬命の、此、登美毘古が痛矢申を負て崩し、慷慨さは、吾、世の限り忘るまじとなり、【此意上に引る書紀の文に見ゆ、】上卷日子穗々手見命の大御哥に、伊毛波和須禮士余能許登基登邇とあると同意なり、士を、本どもに志と作るは誤なり、今は古寫一本に依つ、記中濁音には必士、字を用る例なればなり、書紀には儒とせり、【すなれば、今に忘れずと云意なり、】次、句へかけて思ふに、儒の方まさされり、○加牟加是能は神風之なり、此枕詞の事、師の冠辭考に見えたり、【契沖の、万葉二なる人麻呂の哥を引て、天照大神の吹させ賜ふ風なりと云るは非なり、神武天皇の御時、大御神はいまだ伊勢には坐ざるものをや、】○意斐志爾は大石になり、富伊を切むれば斐となる、書紀には於費異之珥夜とあり、【夜はうたふ調に添たる聲にて意なし、費を此にてはヒと讀は誤なり、】○波比母登富呂布は蔓延、廻なり、母登富流の流を延て呂布と云は、古言の常なり、母登富流は廻繞るを云、字鏡に、還また廻を轉也信也移也毛止保留とあり、万葉四廿に、磐間乎射往廻、九廿に島山乎射往廻、流河副乃、十七廿に、をみなべし咲たる野べをゆきめぐり、君を思出多母登保里きぬ、又廿之夫多爾能佐吉多

母登保里、十八廿乎敷乃佐吉許藝多母等保里などあり、【此外にも多し、】又十九廿行に大殿之此廻之云々、大殿乃此母等保里能云々とあるは、躰言になせるにて、米具理能と云ことなり、【衣服などの縁も、俗に云幣理のことにて、米具理といふ意なり、】さて此、句、書紀には異波臂茂等倍屢とあり、【倍は此にてはホの假字なり、下、句なるも同じ、此字ホに用たる例もあるなり、へと讀は誤なり、共にへにては叶はず、】○志多陀美能は細螺之なり、和名抄に、崔禹錫食經云、小蠶子貌似甲蠶而細小、口有白玉盖者也、楊氏漢語抄云、細螺之太々美、又玉盖和名之太々美乃不本、万葉十六廿に、机之島能小螺乎伊拾持來而、石以都追伎破夫利云々、大嘗祭式に細螺二十卅とあり、拾遺集の物、名にも見ゆ、【其哥は東にてやしなはれたる人の子は、舌たみてこそ物は云けれ、○谷川氏云、細螺は、吐覗をつだみと云に依れば、舌吐の意なるべし、今きしやこ又ちしやごと云物なり、玉盖は、本艸に相思子と云る物にて、今俗に醋貝と云是なりと云り、又或人云、したゞみは、榮螺の如くにて角無き物なり、ちしやごとは異なりと云り、又或人云、如此なる形にて、物に附てある貝なりと云り、又荒木田久老云、志摩國にて今も志多陀美と云、又尻高とも云り、さて布久陀美と云物あり、此名と合せて思ふに、したゞみは尻高だみの意、ふくだみは低だみの意にて、陀美は此類の總名歟といへり、】さて此二句は、倭建、命、段の歌に、伊那賀良邇波比母登富呂布登許呂豆良とある、【稻柯に延廻、薜葛なり、】如く、許多の細螺の大石に著るが、絡石などの蔓延たるさまに長く連なり、纏ひ繞れるを詔へるにて、【大石を匍匐あるきて行廻るには非ず、かの倭建、命、段、哥の前に、作御陵、即匍匐、廻云々と見え、又万葉三に、若子乃匍匐多毛登保里などある匍匐と、思ひ混ふること勿れ、匍匐と蔓延と、本は一言なるべけれど、事は同じからず、次、句の譬なり、此、下へ如くと云言を加へて意得べし、書紀には、此、次にまた之多太瀨能、次に阿誤豫、阿誤豫、次に又之多太瀨能、と云三句あり、【如此同言を幾回も返したるは、樂府にて歌へるまゝを記されたるも

のなり。さてかく、近くもあらぬ伊勢海の物をしも取出て譬へさせ給へるは、前にも云る如く、嚮に熊野を經賜し時に、伊勢國の塚なる錦浦までも幸行しかば、其時に親く所看行して、大御目に付たりしが所念出られつるからなり、【上代には凡て、由もなきに他國の事を引出よめることはなし、紀國、錦浦より今、道五里ばかり東に、伊勢國度會郡に贊浦と云あり、其、十町ばかり海中に、大石と云ていと大なる石あり、此、大御哥によみたまへるおほいし即是なるべし、今も其石に細螺多く着るを、其、浦人はしりじろと云り、さて其、わたりの人のみたけ詣するには、山越のさがしき道ありて、七日ばかりに往來ると云り、此事は天明三年、冬荒木田、久老みづから彼浦にまかりて見聞たりとて、かたりつるなり、彼、大石をも見たりとぞ、】○伊波比母登富理は蔓延廻にて伊は發語なり、此は彼、細螺の夥しく大石に蔓廻れる如くに、登美毘古が軍の四面を、千萬の皇軍以て、透間もなく繞らし圍賜ふを詔へり、蔓延とは、皇軍士の長く連なり續を詔ふなり、【契冲上、句なる波比を爾と注して、此句なるをも、上に注するが如しと云るは、書紀の倍、字をへの假字として、いはひもとへりと讀て、此句をも細螺の事とせるなり、此説誤れり、倍は此にてはホの假字にて、此記に富とあると同じくて、いはひもとほりうちとて、次、句へ連く詞なるをや、されば此、句は決て皇軍の事にして、細螺のことには非すと知べし、又小敵とおぼしめして、細螺に譬へさせ賜ふなりと云るも違へり、細螺は皇軍の譬なるをや、】万葉二辭に、鶉成伊波比廻【三の十三葉にも同語あり、】など云ると、言は同じけれど意異なり、○書紀には、宇知豆志夜麻牟といふも、疊て二句あり、又此御哥を、彼、國見、岳なる八十梟帥を討たまふ時の御哥として、於佐箇廻云々といふ哥の前にあり、又此御哥の次に、諸意以大石、喻國見丘也とあり、此等此記と傳への異なるなり、

又擊兄師木弟師木之時御軍暫疲爾歌曰多多那米豆伊那佐能夜麻能許能麻用母伊由岐麻毛良比多多加閑婆和禮波夜惠奴志麻都登理宇上加比賀登母伊麻須氣爾許泥。

擊兄師木弟師木、書紀に、復有兄磯城軍布滿於磐余邑、また十有一月癸亥朔己巳、皇師大舉將攻磯城彦、先遣使者徵兄磯城、兄磯城不承命云云、【彼紀には此事委く記されたり、其文長ければ此には畧けり、本書を開て考ふべし、】とあり、師木は大和國の地名にて、城上下、郡是なり、此地の事、水垣宮段【傳二十三の二葉】に委云べし、さて此、兄弟此、地名を名に負るなり、書紀に磯城彦とあるは、【登美毘古と云る類なり、】兄弟を合せて云り、又弟猾又奏曰倭國磯城邑有磯城八十梟帥とあるも、此、磯城彦が黨を云るなるべし、さて弟師木は、書紀に、八咫鳥を遣して召けるに、速に皇命に従て參て、忠に仕奉て後に弟磯城名、黒速爲磯城縣主とあり、然るに今此、記には、兄弟を共に討賜ふ如くあるは、未參らざる以前を以、先如此云るなるべし、○御軍暫疲、暫は志麻志波と訓べし、【波は者なり、】万葉に之麻志、又思末志久母などとあり、【師は御哥の詞に依て、暫、字は飢の誤なるべしと云れつれど、書紀に不無疲弊とある不無も、暫の意なり、】さて如此云るは、終には勝賜ひしかども、中比且者疲れ賜へる時もありし意なり、書紀に、先是皇軍攻必取戰必勝、而介冑之士不無疲弊、故聊爲御諱以慰將卒之心焉、諱曰とあり、○爾歌曰は、曾能登伎能意富美宇多と訓べし、○多々那米豆は稱並而なり、成務天皇の御陵多他那美を、書紀に盾列と書て、此云多々那美とあり、是此と同意の地名なり、【但、那米は、人のこれを並ぶるを云言、那美は其、並びたるを云言なり、又

楯を多々と云は、稻を伊那酒を佐加船を布那といふなど、同格なり。此句、契沖云、二の意あるべし、一には楯を衝並て射ると云意に、次、句の伊へ云かけ賜へる序か、戦には先楯を衝て、敵の矢に中るまじく身を守て後に、弓を射る物なればなり、二には序には非ず、實に今楯を並ぶるを詔へるか、万葉十七に、楯並而伊豆美乃河乃云々とよめるも、伊の一言にかゝる序か、又泉川はもと挑川なれば、楯を並て互に挑む意につけたるか、是も二に聞えたりと云り、【万葉なるは何れにても序なり】今思に誠に二に聞ゆるなり、若後の意ならば、下の多々加閉婆といふへつゞけて心得べし、【師は共に伊の冠辭と定られたり】○伊那佐能夜麻能、此山は、大和、國城上下兩郡の内にあるか契沖云り、【師は城上、郡にありと云れき、大和志に、一名山路山在宇陀郡山路村上方と慥に云るは、例の信られず、【伊那佐てふ地名は、遠江【引佐郡】出雲【伊那佐小濱】など此彼に見えたれども、大和には此の外には聞えず】書紀、此戰の段に、忍坂墨坂菟田などの事は見えたれども、此山の名は見えず、】下に考へあり、○許能麻用母は從「樹間」にて、母は添たる辭なり、さて用理の理を省きて用とのみ云は古言なり、【抑これを由と云ことをば、人皆知れども、用とも云ことをばさく知らず、故、今此事を委曲に云む、】万葉にも五に、久毛爾得夫久須利波牟用波云々、十四に、乎都久波乃之氣吉許能麻欲多都登利能、又三與會爾見之欲波、【仙覺抄云、東詞に賤しき者の、今もよりをよと云なり】又三安素乃河伯良欲、又三伊毛我多太手欲、又三麻久良我欲安麻許伎久見由、又三幹兒呂我可奈門欲由可久之要之毛、十五許欲奈伎和多流、十七に安我松原欲見度婆、十八に保等登藝須許欲奈相和多禮、又三許伊爾之閉欲、又三和可禮之等吉欲、十九天地之遠始欲などある用欲みな從の意なり、かくて記中の歌に、從を一言に云るは、凡て皆用とのみありて、由と云るは一も無し、然るを書紀には、此記と同歌なるも其餘も皆由とのみありて、用と云るはなし、万葉には欲とも由ともあるなり、【此記の哥の、從の意なる用字

をば、延佳本には、何れも皆由字に作るは非なり、そは書紀に由とのみあるに泥て、用とも云ることをば知ずて、さかしらに改めたる妄ごとぞ、舊印本にも又の本どもにも、みな用と作るを用ふべし、又師は用字に作る方を取ながら、ユと讀れつれども、此記に用はヨの假字にのみ用ひてユに用ひたる例なければ取りがたし、抑此辭、書紀に由とのみありて、万葉にも從自など、書るが一言なるをば、今本にはみな由とのみ訓るに目なれて、皆人用と云る古言をば知ずて、欲とあるをさへにユと讀るひがこともあるはいかにぞや、欲はユの假字に用ひたる例なし、又從自など、書る處をも、右に引る哥どもに依て、ヨとも訓べし、必しもユと訓に限れることには非ざるをや、然れば古は、用理とも用とも、又由理とも由とも通はし云るなりけり、【書紀崇神卷、哥に、於册者始庸利云々とあれば、用理と云も上代の言なり、然るを必理を省くをのみ古言と心得居るも、偏なり、又由理と云るは、万葉二十の十五葉に、阿須由利也と見えたり、】○伊由岐麻毛良比は行候にて、伊は發語なり、【古、伊を發語に置例多き中に、伊由伎と云るは殊に多かり、】麻毛理の理を延て良比と云も、古言の常なり、さて麻毛流は、万葉七に、淡海之海浪恐登風守、年者也將經去榜者無二、【風守は風を候ひ考るなり、】とある風守の如く、敵の形狀を考へ候ふを云、上に木間よもとあるも、密に伺ふ意なり、【麻毛流とは、身を護すると、目を放たず物を見ると、二の意を兼て見るべきかと契沖は云れど、そは末の意にて、本の意に非ず、凡て麻毛流と云は、本は候ひ考るより出て、目を放たずて見も、害あらせじと物を守護るも、皆此より轉れる意なり、又佐毛良布と云言も、毛流を延たるなり、】書紀の此段に、椎根津彦許之曰、今者宜先遣我女軍出自忍坂道虜見之必盡銳而赴、吾則駢馳勁卒直指墨坂、取菟田川水以灌其炭火、條忽之間、出其不意、則破之必也、天皇善其策、乃出女軍以臨之、虜謂大兵已至、畢力相待云々、果以男軍越墨坂從後夾擊破之、斬其梟帥、兄磯城等、とあるに依

て思ふに、【女軍とは、女々しく弱軍、男軍とは、雄々しく強軍を云、上に勤卒とある即是なり、契沖追手搦手歟と云るは、さらに當らず、此は先づ弱軍を出して、敵を欺きたまふ御畧なるをや、又炭火を置いて水を灌し事は、其音を以て敵を驚駭さむための御策なるべし、炭火に水を灌げば、おびたしき音のして、鳴轟くものなればなり、】先づ弱軍を出し戦はせて、敵をして輕り怠らして、其形状を窺ひつゝ、伊那佐の山の木間隠れに、陰に強軍を率て行廻りて、後方より攻戰賜ふなるべし、如是て思へば、伊那佐能山と云は、即墨坂の本名とぞ聞えたる、【墨坂てふ名は、此時に燐炭を置くより起れる由、書紀の上文に見ゆ、】○多々加閉婆は戰者なり、○和禮波夜惠奴は吾者飢ぬにて、夜は數辭なり、余と云に近し、水垣宮段哥に、美麻紀伊理毘古波夜云々、とある波夜と同じことなり、此、外哥のとちめに置く多し、そは倭建命の、阿豆麻波夜と詔る處【傳二十七の八十一葉】に委く云べし、【早なりと注るは非なり、又者哉と注して、疑の夜と心得るもわろし、】さて和禮は天皇の吾にて、軍士も其中にこもれり、飢の字を省ける例は、書紀聖德御子命御歌に、伊比爾惠豆とあり、さて上詞には暫疲とありて、此には飢ぬとあるを合せて思へば、此戰、先づ女軍を出して戦はせ、其後に伊那佐山を越て、敵の後方へ行廻りなどして、左右に時刻の移りたるべければ、皆人飢たる故に疲たるなるべし、○志麻都登理は鳥つ鳥にて、鶉の枕詞なり、雉を野鳥、鶉を庭鳥と云たぐひなり、○宇加比賀登母は鶉養之徒なり、万葉十七卷安由波之流奈都能左加利等、之麻都等里鶉養我登母波、由久加波乃伎欲吉瀬其登爾可賀里左之、奈豆左比能保流、十九卷に、島津鳥鶉養等母奈倍などあり、古は鶉を使て魚を捕ること、いと多かりき、故に公に供奉る鶉養も有て、職員令大膳職の下に、雜供戸と云あるを、義解に、謂鶉飼江人網引等之類とあり、万葉集を始めて、世々の哥にも、鶉河をよめる多く、物語書などにも、此彼見えて、中昔まで何處にも川邊などには鶉養ありて、今世にも稀には遺れり、さて登母とは其徒類を云て、万葉一巻に處女之友、六卷

に大夫之伴、十八卷に之津乎能登母などあり、さて宇字の下なる上字は、舊印本又一本共に大字なれども、此は上聲に讀との注にて、上卷に例多き皆細字なれば、今も改めて細書つ、【延佳本には此上字無し、哥には別なき故に、さかしらに削ぎしにや、】○伊麻須氣爾許泥は今助に來ねなり、今と云に速にと云意あり、【今世の語にも、速にと云ことを強く云には、今又只今など云あり、】須氣を多須氣と常にいふは、手助にて、本語は須氣なり、故に諸司の次官【輔副助介など】などをも、皆須氣と云、今、俗言にも、助るを須氣流と云り、來ねは、來れと云むが如し、早く食物を齎來て、軍士の飢疲たるを救へとの意なり、さて人もこそあれ、鶉養をしも擇出て如此よみ坐る故は、契沖が、前に吉野にて、阿陀鶉養の祖贊持之子仕奉ければなりと云る、然もあるべし、贊持てふ名も縁あり、若し此度の戰に、此人の許より、軍糧を送獻るべき約束などの、豫てありしにも有べし、【○師は、書紀と合せて思へば、此御哥の次に文脱たらむと云れつれども、然には非ず、上の登美昆古を討たまふ處も、哥のみを擧て、前後の事をば畧ける、其例なるをや、】○書紀に、上件數首歌ども【宇陀能多加紀爾云々てふ哥よりは、合せて六首、書紀には猶外に二首ありて八首なり、又其次第も異なるところあるなり、】の終に、凡諸御論皆謂來目歌、此的歌者而名之也とあり、後に久米儻と云は、此、樂なるべし、【書紀に、彼宇陀能多加紀爾の哥の次に、是謂來目歌、今、樂府奏此歌者、猶有手量大小及音聲、巨細、此古之遺式也とある、此儻の狀を云るなり、其由上に引て委くいへり、】續紀に、天平勝寶元年十二月に、東大寺に行幸て、佛事行はせ賜へる時、又同四年四月に、同寺の大佛の眼、眼れし日、行幸ありし時など、種々の音樂ありける中に、久米儻もありしこと見えたり、【當時などまでは、かゝる事にも此舞ありければ、他節もおもひやるべし、】其後は大嘗會に見えたり、三代實錄に、貞觀元年十一月十六日丁卯大嘗祭云々、十九日庚午、撤去悠紀主基兩帳、天皇御豐樂殿廣廂宴三百官、多治氏奏田舞、伴佐伯

兩氏久米舞、安倍氏吉志舞、内舍人倭舞、入夜奏五節、並如舊儀、元慶八年の大嘗會の處にも、如此見えたり、さて此儀を伴佐伯二氏の仕奉るは、久米部は後に大伴氏の下に屬る故なり、佐伯は大伴より分れたる氏なり、此等の事上に委く云り、貞觀儀式踐祚大嘗祭午日段に、伴佐伯兩氏率舞人、入自儀鸞門、左伴氏右佐伯氏、五位已上相分、而列、就中庭床子、【所司豫設】奏久米舞、【廿人二列而舞】また金作劍廿口、右久米儻料など見ゆ、北山抄同、午日條にも、右の如くありて、舞人廿人琴工六人、新式云、所司設五位并彈正琴床子、又設琴臺床子、寬平記云、王四人着緋衣、末額劍靴、承平記云、於舞臺東供奉、舞人在前後端、者服四位袍、中間服五位袍、皆帶劍、終頭拔劍舞、無歌、以琴爲節、舞如駿河舞、【彈正琴とあるは彈琴工の誤、終は絡の誤なるべし、さて此儀の事、此後江次第又諸家の記録などに往々見たるも、大抵右の如し、兵範記、仁安三年十一月廿五日壬午云々、一獻國栖奏笛歌、次伴佐伯兩氏奏久米舞、悠紀方行之、兩氏五位若小忌列之、舞人廿人若冠退紅袍半臂下襲白袴額劍等、琴工六人從之、於舞臺北列舞、舞如駿河舞、次安倍氏奏吉志舞、主基方行之云々、】と見えたり、近世に至ては、此儻絶て傳はらずとぞ、【北山抄に引れたる承平記、又江次第などに無歌とあれば、當昔既く歌は絶て、舞のみ遺れりしなり、】抑初國所看し天皇の大御代に始まりて、さばかりめでたかりし樂の、絶はてぬるは、可惜しとも可惜しく、哀しとも哀し、

故爾邇藝速日命參赴白於天神御子聞天神御子天降坐故追參降來即獻天津瑞以仕奉也故邇藝速日命娶登美毘古之妹登美夜毘賣生子宇摩志麻遲命

此者物部連也。積臣、蝶臣、祖也。

邇藝速日命、書紀に、饒速日此云邇藝波椰卑とあり、名義、邇藝は、書紀に書れたる饒の意にて、邇々藝命を、天邇岐志國邇岐志云々と申せる邇岐志と同じ、速日は、上卷勝速日の御名の處【傳七の五十三葉】に云るが如し、○參赴は麻章伎臣と訓べし、【書紀に、此二字をマウツとも、マウケリとも、マウキツとも訓り、マウはマキの轉れる言、ケリは來而有と云意なり、此外詣至參來來、朝來歸などを、マウケリと訓り、高津宮段、御哥に麻章久禮、万葉四柱に參來而、廿一に麻爲許牟などあり、○白於天神御子は、天皇に申すなり、○聞天神御子云々は、邇々藝命の御事なり、○追參降來とは、邇々藝命の御跡を追て、天より降來るなり、【天より降るを參と云るは、常の例に違へれども、こは邇々藝命既に此國に降居坐る故に、其方を尊みて參とはいふなり、】書紀此卷首に、抑又聞於鹽土老翁曰、東有美地青山四周、其中亦有乘天磐船飛降者云々、厥飛降者謂是饒速日敷と見え、又終りにも、及至饒速日命乘天磐船而翔行、大虛也、既是鄉而降之故、因目之曰虛空、見日本國矣、【日本國とは、畿内の大和國をいふ、】さて此邇藝速日命は、天上より降れる神なることは論なけれども、【姓氏錄にも、此神の子孫なる氏々は、皆天神部に載せ、續後紀八にも、天神饒速日命とあり、】何神の御子とも知難し、【姓氏錄などにも、御父を記せる所は無し、】思ふに、天照大御神の御子孫には非て、他天神の御子なるべし、【其故は、姓氏錄の例、神別に天孫天神地祇の三ありて、天照大御神の御子孫の氏々をば、天孫部とし、他天神の子孫をば、天神部とせるに、此神の子孫の氏々は、天孫に収ずして、天神の部なればなり、然るに舊事記に、天忍穗耳命の御子天火明命を以、此邇藝速日命とせるは、甚く古書どもの趣に違ひて、全偽説なる由、傳十五の九葉に委く辨るが如し、さて此神の天降坐し時の事を甚厳重く記して、三十二人の防衛神、五部人五部造、天物部二十五部人などを、御從に副て降し賜ふと云て、盡く其神等の名をも擧たるは、ひたぶるの虚言とも見えす、思に

是らは、實には皆御孫命の天降坐しし時の御供奉の神たちにて、古事記に記し傳へたるが、埋れて遺れりしを、竊に取て、此、邇藝速日命の事に偽りなせる家記を取て記せる物とこそ見えたれ、さて此神の天より降坐しし時代は、御孫命の御天降よりは後、天皇の日向より發坐しし時よりは遙に前なるべくして、其、中間何時のほども、さだかには知がたし、【御孫命の天降坐るを聞て、追て降るとあるは、追續てほどなく降れる如くに聞ゆめれども、然には非ず、先づ御孫命の降坐て後に、又同じ如降れる故に、追てとは云なり、其、間幾許年を経て後の事とも知がたし、さて天皇日向に坐ししほどに、往昔倭國へ此神の天降、けむことを聞食ししも、いたく近き事の如くも聞えず、抑此ほど神代の際なれば、猶人の命長きもありぬべければ、此神も、天降て後數百年存在て、天皇には仕奉りしも知がたし、舊事紀には、饒速日命は既く薨て、天皇に仕奉りしは、子の宇麻志麻遲命とせれども、登美毘古が妹に娶とある、其、登美毘古も猶存在れば、邇藝速日命の存在むも何かは疑はむ、○天津瑞は天上より持來つる物にして、天神の子なる徵信の實なり、されば瑞は、師の斯流志と訓れつるぞ當れる、【万葉十九の三十九葉に、從古昔無利之瑞、これらの瑞も斯流志と訓べし、瑞、字は説文に、以玉爲信也とある意を取て、表物に用いたるなり、然に是を美豆と訓は、いみしききがことなり、其はもと書紀、神代、卷に、美豆穗國の美豆に、此、瑞、字を書て、此云彌圖とありて、其餘も同意の美豆には、瑞宮瑞籬など皆書れたるより起れり、此も當らぬ文字なれども、此らは美豆と讀言は違はぬを、是らに效て他意の瑞、字をも、皆同く美豆と訓ふこと、心得て、祥瑞などをさへ然訓るも、大非なり、それも斯流志とこそ訓べけれ、】書紀に、時、長髓彦乃遣行人言於天皇曰、嘗有天神之子乘天磐船自天降止、號曰櫛玉饒速日命是娶、吾妹三炊屋媛亦名長髓媛亦名鳥見屋媛、遂有兒息、名曰可美真手命、故吾以饒速日命爲君而奉焉、夫天神之子豈有兩種乎、奈何更稱天神子、以奪

人地乎、吾心推之未必爲信、天皇曰、天神子亦多耳、汝所爲君是實天神之子者、必有表物、可相示之、長髓彦即取饒速日命之天羽々矢一隻及步鞞賜示於長髓彦、長髓彦見其天表、益懷踞踏、曰事不虛也、還以所御天羽々矢一隻及步鞞賜示於長髓彦、見其天表、益懷踞踏、然而凶器已構其勢不得中休而猶守迷圖無復改意、饒速日命本知天神、慙慙唯天孫是與、且見夫長髓彦稟性復狼不可教以天人之際、乃殺之帥其衆而歸順焉、天皇素聞饒速日命是自天降者、而今果立忠効、則褒而寵之、此物部氏之遠祖也、【是を以見れば、矢又鞞などの類も、天上のは尋常の制とは遙に勝れて、めでたく貴き物なりけり、さて天皇の天表を見て、益踞踏しを思へば、天孫命の御物は、又更に絶異たること知られたり、さて舊事紀に、天神御祖詔以天璽瑞寶十種、授饒速日尊云々、また宇麻志麻治命以下天神御祖授饒速日尊天璽瑞寶而奉獻於天孫云々、また饒速日命自天受來天璽瑞寶同共藏齋號曰石上大神云々など云り、思ふに此十種神寶を授かり賜へりしも、實には邇々藝命なるを、例の偽りて邇藝速日命とせるにや、但し垂仁天皇の御代より、石上の神寶を物部氏の掌れるは、元來此十種神寶の由縁も有し故かとも聞ゆれば、此は實に饒速日命の持來しにもあらむか、若し然らば、今此に天津瑞と云物は、かの天羽々矢步鞞のみならず、此十種神寶も其中にありけむ、十種神寶の事は、傳十の卅七葉に云り、さて此天上より持來し瑞物を、私寶とせず、天皇へ獻れるは、【書紀の趣は異なり、又舊事紀に、天羽々弓天羽々矢、復神衣帶手貫三物、葬斂於登美白庭邑、以此爲墓とあるは、此記に、獻天皇とあるに違ひ、又天羽々弓と云名なども心得ず、】服従へる表なり、○登美夜毘賣、名意、登美は地名にて、上の登美毘古の處に云るが如し、夜は未思得ず、○宇麻志麻遲命、書紀には、可美真手此云于魔詩奈耐とあり、名義、遲は阿斯訶備比古遲などの遅ならむか、【但、

書紀には手とあれば、他意か、さて姓氏錄に此人、名多く出たる、みな治とあり、味島乳とも書り、手と云る處は一ツもなし、舊事紀には、亦云「味問見命」と云り、さて舊事紀に此人の勳功の事をいみしく記せるは、子孫の氏々の大に廣がり榮へたるを思へば、然もありけむかし、○物部連、此はまづ母能々布又物部てふ稱の事を説て、後に此氏の事をば云む、抑物部は、母能々布部といふことにて、布辨を約て母能々布とはいふなり、さて其母能々布と云は、【名、義は未考得ず】總て武勇職を以て仕奉る建士の稱にして、万葉書に、是を宇治の枕詞に云るも、いちはやしといふ意なり、【此事冠辭考に委し】、又三卷には武士とも書り、評後世までも武士をものふと云り、さて又朝廷に仕奉る人等を凡ても母能々布と云て、母能々布之八十伴緒などよめるも、万葉に多きは、上代に武勇職を主とせられし世の古言の遺れりしなり、【母能々布の事、師の冠辭考に委く説れたり、其中に、古凡て武き入をものふと云て、そは世に限らなく多ければ、八十稜威人とは云りと云れつるは違へり、八十氏とつゞけ云るは、かの八十伴緒と云ると同じくて、武き人のみならず、凡て朝廷に仕奉る人も皆母能々布と云る、其氏々の多き意にて、八十稜威人の意には非ず、彼八十と云ふして、たゞものふのうぢといひ、又ちはやぶるうぢ、ちはや人うぢなど云るとは、つゞけの意異なり、彼ちはやぶるちはや人などは、唯宇治とのみつゞけて、八十宇治とはつゞけたる例なきを以て、此、差をさるとるべし、母能々布之と云る枕詞は、只宇治とつゞけるは、彼ちはや人などと同じくて、いちはやき意、八十宇治とつゞけるは、八十伴緒の氏々の多き意にて、同枕詞同地名ながら、そのつゞけの意ことなり、よくせずば混ぬべし、さて又ものふの八十乃媼、ものふの八十心などつゞけるも、八十氏とつゞくと同意にて、八十の枕詞なり、さて又冠辭考に、上代には母能々布てふ稱は見えず、後に云る名なりと云れつるもいかゞとぞおもふ、一記に此稱は見えずれども、そはついでなくてたま／＼漏たるにこそあらめ、物部てふ稱、既に上代よりあれば、母能々布の稱も有し

ことしるべし、】さて物部と云者は、一部の武士にて、其は上代に、殊に勇て武事の勝れたる輩なりし故に、其部を殊に武士部とは名けられ、なり、【されば母能々布と云は、凡て武き人の稱、物部と云は、一部の武、人の稱にて、差別あるを、万葉などに、母能々布にも物部と書る故に、まぎらはしきことあるなり、】さて上代に物部と云る者の見えたるは、崇神紀に物部八十手とある是なり、【この物部は姓にあらず、物部の人を云なり、】姓氏錄に、原造、神饒速日命天降之時從者天物部現度造之後也、また坂戸物部、同神從者坂戸天物部之後也、また二田物部、同神從者二田天物部之後也と見え、【舊事紀、饒速日命天降、段に、五部造爲伴、領率天物部、天降供奉とありて、其五部の中に、二田造と云も坂戸造といふもあり、又天物部等二十五部人同帯兵仗、天降供奉とありて、此二十五部皆某物部と云名等なり、其中に二田物部と云もあり、又島戸物部と云もあるは、姓氏錄に現度造とある是歟、現一本に峴と作り、島、字の誤にや、さて姓氏錄の右の三氏は、未定雜姓部に收れり、未定雜姓といふは、勘尋、姓氏職由本系、而此等姓祖違古記、事漏舊典、雖加研究、稽然所不及、故集爲別卷、號曰未定、附之於末、以俟後賢、とありて、慥ならざる姓どもなり、然れば右の天物部などある類も、皆實は御孫、命の御天降の御從神なりけむを、偽て饒速日命の伴神とせること、上に云るが如くにて、祖違古記と云るものなり、されど物部といふ稱は、神代より有て、彼御天降の御從にて、天より降れる故に、天物部とは云なるべし、】書紀、雄略卷に、遣物部兵士三十人、誅殺前津屋并族七十人、また天皇便疑御田、軒其采女、自念將刑而付物部、また付物部、使刑於野、欽明卷に、有至臣所將來、民筑紫物部、莫奇委沙奇能、射火箭など見え、職員令、囚獄司に、物部四十人、掌主、當罪人、決罰事、續紀和銅四年十月、始定祿法、中にも、召使門部物部主、師等並緜二鈎錢十文とあり、類聚國史天長八年二月、囚獄司物部定額四十人、依先名負氏入色人、通取他氏云々とあ

る、名負氏とは、先祖より世々物部なる種の人をいふなり、とありかれば後には、降りてたゞ刑人の事を掌て、いと賤職となれるなり、【雄畧卷にも既に其さま見えたり】さて物部連氏は、遠祖宇摩志麻遲命武勇勳功ありける故に、上件(カミノコト)の天(アマ)物部の人等を帥領(シヤウリヤウ)しめ賜ひしより、【舊事紀に、宇摩志麻治命率(シヤウ)天物部(アマモノベ)而翦(シヤウ)夷(イ)荒逆(ワラシク)云々と云るは、實なるべし、】子孫世々相嗣(シヤウソク)て、物部を率領(シヤウリヤウ)て仕奉(シヤウホウ)れるによりて【書紀雄畧卷に、物部目連(モノベメツネ)自執(シヤウシツ)大刀(オホタカ)使(シヤウ)紫(ムラサキ)開(ヒラキ)物部(モノベ)大斧(オホノコ)手(テ)執(シヤウ)楯(タテ)叱(シヤウ)於(オ)軍中(イクサノナカ)云々、大斧(オホノコ)手(テ)以(シヤウ)楯(タテ)翦(シヤウ)物部(モノベ)目連(メツネ)云々、目は人名なり、續紀九に、石上朝臣勝男等率(シヤウ)内物部(ウチモノベ)云々、これら物部を率(シヤウ)たる證なり】此(コノ)姓(シヤウ)を賜(タマ)はれるなり、書紀崇神卷に、物部氏遠祖(モノベノトヨソノ)大綜麻杵(オホソウマシ)又物部連祖(モノベノツネソノ)伊香色雄(イカシキオ)垂仁(タケニ)卷に、物部連祖(モノベノツネソノ)十千根(トシチネ)などいふ人見ゆ、されど此(コノ)姓(シヤウ)を賜(タマ)ひしは、何時(イツトキ)とも見えず、【傳二十一の二葉師木縣主の下考へ合すべし、さて垂仁、卷二十六の處に、物部十千根、大連とあれば、此(コノ)姓(シヤウ)より先に既に此(コノ)姓(シヤウ)は賜(タマ)へるなり、舊事紀に云、饒速日命(ニギハヤヒノミコ)兒(コ)宇摩志麻治命(ウマシマヂノミコ)云々、七世孫建(シヤウ)建(シヤウ)心(シヤウ)大(オホ)禰(ニ)命(ミコ)伊香色雄(イカシキオ)命(ミコ)子(コ)也(ヤ)、弟(イモ)安(ヤス)毛(モ)建(シヤウ)美(ミ)命(ミコ)、弟(イモ)大(オホ)新(ニ)河(カ)命(ミコ)、纏(マキ)向(ムカ)珠(ス)城(シヤウ)宮(ミヤ)御(ミ)宇(ウ)天皇(テノ)御(ミ)世(セ)賜(タマ)物部連(モノベノツネ)公(キミ)姓(シヤウ)、弟(イモ)十(トシ)千(チ)根(ネ)命(ミコ)、同(トウ)御(ミ)世(セ)賜(タマ)物部連(モノベノツネ)公(キミ)姓(シヤウ)と云り、さも有(ア)けむ、姓氏錄にも、伊香色雄(イカシキオ)命(ミコ)饒速日(ニギハヤヒ)命(ミコ)六(ムツ)世(セ)孫(ソノ)孫(ソノ)大(オホ)新(ニ)河(カ)命(ミコ)は七(シチ)世(セ)孫(ソノ)孫(ソノ)とあり、】さて仲哀(ナカアハ)卷に、物部(モノベ)瞻(シヤウ)昨(シヤウ)連(ツネ)、履(シヤウ)中(ナカ)卷(マキ)に、物部(モノベ)伊(イ)苜(モ)佛(フツ)大(オホ)連(ツネ)、同(トウ)長(ナガ)眞(マ)膽(タン)連(ツネ)見(ミ)え、雄畧(オウリヤク)卷に、物部連(モノベノツネ)目(メ)爲(シヤウ)大(オホ)連(ツネ)と見え、此(コノ)後(ノチ)も位(イ)貴(キ)き人(ヒト)世(セ)々(々)に見(ミ)えたり、さて天(アマ)武(ム)卷(マキ)十(トシ)三(サン)年(ネン)十(トシ)一(イチ)月(ゲツ)戊(ツチ)申(シタケ)朔(ツキ)、物部連(モノベノツネ)賜(タマ)姓(シヤウ)曰(イハ)朝(チ)臣(シヤウ)臣(シヤウ)、續紀(シヤウ)に又(マタ)、寶龜(ホウキ)六(ムツ)年(ネン)十(トシ)二(ニ)月(ゲツ)從(シヤウ)三(サン)位(イ)石(イシ)上(ノカミ)朝(チ)臣(シヤウ)宅(タチ)嗣(ソク)賜(タマ)姓(シヤウ)物部朝(モノベノチヤウ)臣(シヤウ)臣(シヤウ)、以(シヤウ)其(シヤウ)情(シヤウ)願(シヤウ)也(ヤ)、同(トウ)十(トシ)年(ネン)十(トシ)一(イチ)月(ゲツ)、勅(シヤウ)中(ナカ)納(ノク)言(コト)從(シヤウ)三(サン)位(イ)物(モノ)部(ベ)朝(チ)臣(シヤウ)宅(タチ)嗣(ソク)宜(シヤウ)改(シヤウ)物(モノ)部(ベ)石(イシ)上(ノカミ)朝(チ)臣(シヤウ)宅(タチ)嗣(ソク)賜(タマ)姓(シヤウ)物部朝(モノベノチヤウ)臣(シヤウ)臣(シヤウ)、三(サン)【姓氏錄左京神別【天神】石上朝臣、神饒速日命之後也、【宇摩志麻治命十六世孫物部連公麻呂、賜物部朝臣姓、改賜石上朝臣姓】とあり、一本には細書二十九字は無し、【細書は、後、人の舊事紀に依て書加たるものなるべし、連

公と公字を添(ソ)へたるは、例(レ)なきことにて、舊事紀にのみ然(シ)るなり、さて物部連麻侶は、天武(テンブ)卷に出(デ)たれば、朝臣(チヤウシヤウ)姓(シヤウ)を賜(タマ)へるは、信(シヤウ)に此(コノ)人(ヒト)の世(セ)なり、又石上(イシノカミ)と改(シヤウ)まりしことは、書紀に見(ミ)えされども、同卷(トウマキ)の末(ノチ)又(マタ)持統(チトウ)卷(マキ)に、石上(イシノカミ)朝臣(チヤウシヤウ)麻呂(マロ)と見え、次に十八(ジヤウ)氏(シヤウ)を舉(シヤウ)たる處(トコロ)にも、石上(イシノカミ)とあれば、是(コノ)も此(コノ)人(ヒト)の世(セ)に改(シヤウ)まりしこと明(シヤウ)し、舊事紀(キウシキ)に、饒速日(ニギハヤヒ)尊(ミコト)十七(ジヤウ)世(セ)孫(ソノ)物部連(モノベノツネ)公(キミ)麻侶(マロ)、淨(シヤウ)御(ミ)原(ハラ)朝(チ)臣(シヤウ)臣(シヤウ)改(シヤウ)連(ツネ)公(キミ)賜(タマ)物部朝(モノベノチヤウ)臣(シヤウ)臣(シヤウ)姓(シヤウ)、同(トウ)朝(チ)臣(シヤウ)臣(シヤウ)御(ミ)世(セ)改(シヤウ)賜(タマ)石(イシ)上(ノカミ)朝(チ)臣(シヤウ)臣(シヤウ)姓(シヤウ)と云(イ)り、麻侶(マロ)は、續紀(シヤウ)に養老(ヤウロウ)元年(ネン)三(サン)月(ゲツ)癸(ミ)卯(トウ)左(サ)大臣(シヤウ)正(シヤウ)二位(ニ)石(イシ)上(ノカミ)朝(チ)臣(シヤウ)麻呂(マロ)薨(シヤウ)大臣(シヤウ)大(オホ)連(ツネ)物部(モノベ)目(メ)之後(ノチ)、宇麻子(ウマコ)之子(コ)也(ヤ)とあり、凡(レ)て物部氏(モノベノシヤウ)の事(コト)、饒速日(ニギハヤヒ)命(ミコ)より麻呂(マロ)大臣(シヤウ)までの世(セ)次(ツギ)、舊事紀(キウシキ)五(イ)卷(マキ)に具(シヤウ)に舉(シヤウ)たり、其(コノ)文(フミ)の中(ナカ)には信(シヤウ)がたきことども多(オホ)けれども、歷(シヤウ)世(セ)の次第(ツギ)などは、大方(オホカタ)違(チガ)へることも無(ナ)しと見(ミ)ゆるは、家譜(ケフ)を取(シヤウ)て記(シヤウ)せるものなるべし、さて石上(イシノカミ)と改(シヤウ)められし由(ユ)縁(ヰ)は、傳(ツタ)十八(ジヤウ)卷(マキ)石上(イシノカミ)神宮(シヤウノミヤ)の下(ノチ)に云(イ)るが如(シ)し、さて代(シヤウ)々(々)住(シヤウ)地(チ)も即(シヤウ)石上(イシノカミ)にぞありけむ、古今(コノイマ)集(シヤウ)雜(サツ)上(ノカミ)詞(ジ)書(シヤウ)に、石上(イシノカミ)並(ナラ)松(マツ)がみやづかへもせて、石上(イシノカミ)と云(イ)所にこもり侍(シヤウ)りけるを云(イ)々、とあるを以(シヤウ)て見(ミ)れば、今(イマ)京(キョウ)に移(シヤウ)りて後(ノチ)も、此(コノ)氏(シヤウ)大(オホ)和(ワ)石上(イシノカミ)に、昔(シヤウ)の宅(タチ)地(チ)など猶(シヤウ)そのま(マ)にぞ持(シヤウ)たりけむ、抑(シヤウ)宇摩志麻遲(ウマシマヂ)命(ミコ)の子孫(ソノ)孫(ソノ)物部連(モノベノツネ)氏(シヤウ)より支(シヤウ)別(シヤウ)たる氏(シヤウ)々(々)甚(シヤウ)多(オホ)くして、姓氏錄(シヤウ)にも數(オホ)多(オホ)見(ミ)え、續紀(シヤウ)四十(シヤウ)に、韓國(コノクニ)連(ツネ)源(ネ)等(トウ)言(コト)、己(シヤウ)等(トウ)是(コノ)物(モノ)部(ベ)大(オホ)連(ツネ)等(トウ)之(シヤウ)苗(ヒコ)襲(シヤウ)也(ヤ)、夫(コノ)物(モノ)部(ベ)連(ツネ)等(トウ)、各(オノ)因(シヤウ)居(シヤウ)地(チ)行(シヤウ)事(コト)、別(シヤウ)爲(シヤウ)百(ヒャク)八(ハチ)十(シヤウ)氏(シヤウ)云(イ)々とあり、【百(ヒャク)八十(シヤウ)とは、たゞ百(ヒャク)にも多(オホ)く餘(オホ)りて數(オホ)の多(オホ)きをいふ古(コノ)言(コト)なり、】又(マタ)神(シヤウ)名(ナ)帳(チヤウ)に、諸(シヤウ)國(クニ)に物(モノ)部(ベ)神(シヤウ)社(シヤウ)いと多(オホ)し、【こは其(コノ)國(クニ)々(々)に居(シヤウ)住(シヤウ)る此(コノ)氏(シヤウ)人(ヒト)の祖(ソノ)神(シヤウ)を齋(シヤウ)へる社(シヤウ)と見(ミ)ゆ、其中(ナカ)に物(モノ)部(ベ)天(アマ)神(シヤウ)社(シヤウ)と云(イ)もあるは、正(シヤウ)しく饒速日(ニギハヤヒ)命(ミコ)を祭(シヤウ)れるならむ、】さて持統(チトウ)紀(キ)に、四年(シヤウ)春(ハル)正(シヤウ)月(ゲツ)戊(ツチ)寅(シヤウ)朔(ツキ)、物(モノ)部(ベ)麻呂(マロ)朝(チ)臣(シヤウ)臣(シヤウ)大(オホ)盾(タテ)云(イ)々、【是(コノ)は天(アマ)皇(ミコ)即(シヤウ)位(イ)の時(トキ)の儀(ノリ)なり、】續紀(シヤウ)に、神龜(シヤウ)元(ネン)十(トシ)一(イチ)月(ゲツ)己(ツチ)卯(トウ)大(オホ)嘗(シヤウ)云(イ)々、從(シヤウ)五(イ)位(イ)下(シヤウ)石(イシ)上(ノカミ)朝(チ)臣(シヤウ)勝(シヤウ)男(ヲ)石(イシ)上(ノカミ)朝(チ)臣(シヤウ)乙(シヤウ)麻呂(マロ)從(シヤウ)六(ムツ)位(イ)上(ノカミ)石(イシ)上(ノカミ)朝(チ)臣(シヤウ)諸(シヤウ)男(ヲ)從(シヤウ)七(シチ)位(イ)上(ノカミ)榎(エノ)井(イ)朝(チ)臣(シヤウ)大(オホ)島(シマ)等(トウ)率(シヤウ)内(ウチ)物(モノ)部(ベ)立(シヤウ)神(シヤウ)楯(タテ)於(オ)齋(シヤウ)宮(ミヤ)南(ミナミ)北(キタ)二(ニ)門(カド)、また延(シヤウ)曆(リキ)四(シヤウ)年(ネン)正(シヤウ)月(ゲツ)丁(ツチ)酉(トウ)朔(ツキ)、天(アマ)皇(ミコ)御(ミ)大(オホ)極(シヤウ)殿(テン)受(シヤウ)朝(チ)臣(シヤウ)儀(ノリ)如(シ)常(トウ)、石(イシ)上(ノカミ)榎(エノ)井(イ)二(ニ)氏(シヤウ)各(オノ)堅(シヤウ)梓(シヤウ)楯(タテ)焉(ヤ)、貞(シヤウ)觀(クワン)儀(ノリ)式(シキ)大(オホ)嘗(シヤウ)祭(シヤウ)儀(ノリ)に、石(イシ)上(ノカミ)榎(エノ)井(イ)二(ニ)氏(シヤウ)人(ヒト)各(オノ)二(ニ)人(ヒト)、率(シヤウ)内(ウチ)物(モノ)部(ベ)冊(シヤウ)人(ヒト)、【着(シヤウ)紺(コン)布(フ)衫(シヤウ)立(シヤウ)大(オホ)嘗(シヤウ)宮(ミヤ)南(ミナミ)北(キタ)】

門神稱戰、【門別稱二枚戟四竿】云々と見えたり。此氏、人此事を仕奉るは、上代の式の遺れるなり、【榎井朝臣は、物部氏より別れたる氏なり、孝徳紀に、物部、朴井、連、椎子、齊明紀に、物部、朴井、連、鮎などいふ人見え、天武紀に、朴井、連、雄君と云人を、物部、雄君、連とも記されたり、此、雄君、連は、壬申年の大功あるに依て、天武五年に卒れる時、贈位など有て、氏、上とし賜へる人なり、然れば榎井、朝臣は、此人の子孫なるべし、さて同十三年に五十二氏に朝臣、姓を賜へる中に、此氏見えざるは、朴井、連とも稱ながら、此時はなほ物部、連の内にて、共に朝臣にはなれるなるべし、さて正しく榎井、朝臣と改まりしは、彼、麻呂公などの石上、朝臣と改まりし同時の事なるべし、續紀文武天皇二年十一月己卯、大嘗、榎井、朝臣、倭麻呂堅、大楯とある、是、榎井、朝臣と見えたる始なり、又養老三年五月、榎井、連、持麻呂賜朝臣、姓などもあり、舊事紀物部氏の歴世の中に、榎井、臣等祖と云、あれど、臣と云る、尸も違ひ、又書紀の趣と合されば、信がたし、姓氏録には此氏見えず、たゞ和泉國、神別に、榎井部といふありて、饒速日命、後也とあるのみなり、朴井てふ地名は、推古紀二十葉に見ゆ、○穗積臣、此氏の事は、堺原、宮、段【傳二十二の二葉】に云べし、○姦臣、姦は宇泥辨と訓べし、舊印本に此字を姦と作るは寫誤、延佳がさかしらに采女、二字に改めつるも、中々に非なり、今は一本に依れり、猶姦の事は、下卷朝倉、宮、段の三重、姦下【傳四十二の二十五葉】に委に云べし、さて此氏の姦てふ名を負けるは、元如何なる由縁にか知がたし、踐祚大嘗祭式薦、悠紀御膳、行立、次第に、采女司、采女朝臣二人【左右前】とあれば、元姦の事に由れる名には有なり、さて此氏、人、書紀舒明、卷に采女臣摩禮志、孝徳、卷に采女、臣使主麻呂、天武、卷に采女、臣竹羅など見えたり、同卷十三年十一月、采女、臣賜、姓、曰、朝臣、また續紀に、天平神護元年二月、攝津國島下郡、人右、大舍人采女、臣家麻呂、采女司、采女、臣家足等四人、賜、姓、朝臣、と見え、姓氏録右京神別【天神】采女朝臣、石上朝臣、同祖、神饒速日命、六世孫大水口宿禰之後也、【舊事紀に、大水口宿禰命、

積積、臣采女、臣等祖、出石、心命子と云り、和泉國、神別【天神】采女、臣、神饒速日命、六世孫伊香色雄命之後也とあり、【天武紀に、采女、造賜、姓、曰、連とあるは、異姓なるべし、】

故如此言向平和荒夫琉神等。退撥不伏人等而坐畝火之白檮原宮治天下也。

如此、こゝは朝倉、宮、段、大御歌に加久能基登とあるに依て訓り、さて此は始よりの事どもを指て總云なり、○荒夫琉神は、此は彼、熊野、山の荒神を云べし、○言向は許登牟祇、平和は夜波斯と訓べし、此語のこと傳十三【十葉二十四葉】に云り、上卷に、言趣、和、其國之荒振神等、また言向、和、平葦原、中國などあり、○不伏人は、麻都漏波奴比登と訓べし、人、字諸、本皆之と作るは、決て寫誤なり、故、今は例に依て改つ、其、例も訓の例も次に擧るが如し、水垣、宮、段に、令、和、平、其、麻、都、漏、波、奴、人、等、倭、建、命、段に、言、向、和、平、東、方、二、道、之、荒、夫、琉、神、及、摩、都、樓、波、奴、人、等、また同段に、平、東、西、之、荒、神、及、不、伏、人、等、也、また言向、和、平、山、河、荒、神、及、不、伏、人、等、などあり、さて此言は、書紀雄略、卷、大御哥に、飲、哀、積、彌、彌、磨、都、羅、符、【是に依れば、漏を羅とも通はし云るなり、】万葉二卷に、千磐破、人、乎、和、爲、跡、不、奉、仕、國、平、治、跡、十八、年、に、麻、都、呂、倍、乃、牟、氣、乃、麻、爾、々、々、二十、年、に、知、波、夜、夫、流、神、乎、許、等、牟、氣、麻、都、呂、倍、奴、比、等、乎、母、夜、波、之、波、吉、伎、欲、米、【此、倍は、必波とあるべき處なるを、もとより如此よみ誤れるか、又後に寫誤れるか、】書紀に、歸、順、不、服、不、順、な、ど、あり、○退撥は、万葉十九卷に、天、雲、爾、磐、船、浮、云、々、國、看、之、勢、志、豆、安、母、里、麻、之、掃、平、千、代、累、彌、爾、繼、爾、所、知、來、流、天、之、日、繼、等、云、々、とあるに依て、波、良、比、多、比、良、牙、豆、と訓べし、又五卷に、可、良、久、爾、遠、武、氣、多、比、良、宜、臣、とあり、【如此訓まむも宜しけれども、上に言向とあれば、牟氣てふ言重なる故に、此は然は訓がたし、又字のま

まならば、曾祖波良比とも訓べけれど、言うるはしからず、凡てかゝる古言は、例をよく考へ、勤めて語をうるはしく訓べきなり、師は波伎夜良比と訓れつれど、此も宜しとも聞えず、又上卷大穴牟遲神段に、毎河瀬追撥とあるに依らば、若し退は追字の誤にて、淤比波良比と訓べきかと思へど、此は然らじ、さて倭建命段に、撥治參上覆奏とある、撥治も、波良比多比良牙豆とも、波良比牟氣豆とも訓べし、書紀神代卷に、駮除平定、○畝火は、大和、國高市郡にある山名なり、此下なる大后の御哥に、宇泥備夜麻と見え、書紀欽明卷、哥にも見え、允恭卷に、新羅、客が此山を愛て、宇泥呼巴椰と云ること、又推古卷に畝傍池、皇極卷に、蘇我大臣の畝傍家、此畝字を、釋紀にも今、本にも敏に誤て、トシカタノイへと訓るはひがことなり、續紀に文武天皇四年八月に、此山の樹木の故なくして枯たりしことも見ゆ、万葉一には、雲根火耳梨香山と三山の妻競の近江宮、天皇、大御歌、又三原原宮、御井、哥に、畝火乃此美豆山者、日緯能大御門爾彌豆山跡山佐備伊座、二音に、輕市爾吾立聞者、玉手次畝火乃山爾鳴鳥之音毋不所聞、四音に、天翔哉輕路從玉田次畝火乎見管などよめり、書紀、此御卷に、畝傍山此云宇泥備夜摩とあり、神名帳大和國高市郡畝火山、口坐ス神社【大月次新嘗】あり、さて今此山の東南の麓に、畦樋村と云、あるなり、【今土人は樋を清て呼り、然れども古書には、備字などを用て、皆濁音なり】○白檮原宮、白檮は加志と訓べし、此樹の事は、玉垣宮段に、葉廣熊白檮とある處【傳二十五の二十葉】に云べし、さて此宮、號は、此地舊は白檮樹原にて有し故に、【書紀にも、披拂山林、經營宮室とあり】負なるべし、かくて此地、地名は、今世には遺らされども、大宮所は、畝火山の東南の麓に近き地なりしこと、書紀にて著明し、【或説に、葛上郡なる柏原村、此宮、趾なり、此村畝火山の西南方にあられ、日本紀の東字は、西を寫誤れるなりと云るは非なり、今の柏原村は、畝火山のあたりに非ず、やゝ遠ければ、さらに畝火の白檮原と云べき地理にあらず、由なきことなり】書紀に、道臣、命

に宅地を賜て、築坂邑に居しめ、大來目を來目邑に居しむとあるは、皆京城の近き邊の地なりけむ、【築坂は、宣化天皇の御陵のある身狭桃花島坂と同じ、今三瀬より東方輕村へ越る間の岡にて、東よりも西よりもやゝ登る坂路なり、其上の平なる地に窟あり、これ彼御陵なるべし、此事猶委き考あり、此地畝火より遠からず、又久米村久米寺なども、畝火に近き地なり】書紀云、己未年三月辛酉朔丁卯、下令曰云々、觀夫畝傍山東南、檮原地者、蓋國之塊區乎、可治之、是月即命有司、經始帝宅、【古語拾遺に、此、大宮造らし、間事、其餘も此御代の御制どもなど、くさく記せり】万葉一には、玉手次畝火之山乃檮原乃日知之御世從云々とよめり、○治天下、治は斯呂志賣伎と訓べし、次々の御世々々の段なるも皆同じ、万葉廿二に、安吉豆之方夜方登能久爾乃可之婆良能宇禰備之宮爾美也婆之良布刀之利多豆、安米能之多之良志賣之祢流須賣呂伎能云々、攝津國、風土記に、宇禰備能可志婆良能宮、御宇、天皇世など見ゆ、【凡て古の天皇の御事を申すに、古は某宮治天下、天皇と申せり、書紀、天武卷に孝德天皇を、難波宮治天下、天皇、天智天皇を、於近江宮治天下、天皇などある類なり、又某宮、御宇、天皇とも書る、御宇も阿米能志多志呂志賣志と訓ことなり、後世には是を誤て、某天皇、御宇と云て、御宇を御時の意に用るは非なり、御宇、時とはいふべし】書紀云、辛酉年春正月庚辰朔、天皇即帝位於檮原宮、是歲爲天皇元年、云々、故古語稱之曰於畝傍之檮原也、太立宮柱於底磐之根峻、時樽風於高天之原、而始馭天下之天皇、號曰神日本磐余彥火々、出見天皇焉、【書紀に、此、大御代の元年を辛酉と定め、又紀中何事にも某月某日と、日を指て書されたること、甚く疑ひあり、此事已委曲に論へり、其文いと長くて、此には擧がたき故に、別に眞曆考と號て一卷とせり、】

古事記傳二十之卷

本居宣長謹撰

白檮原宮下卷

故坐日向時娶阿多之小椅君妹名阿比良比賣自阿以下五字以音生子多藝
志美美命次岐須美美命二柱坐也

阿多は地名にて、薩摩國にあり、委くは上卷隼人阿多君トコある下【傳十六の四十二葉】に云るが如し、【此の阿多も、彼、上卷なる阿多、君一ツにて、姓ここ聞えたるに、地名なりといへるは、如何イカといふに、此、御代のころは、いまだ姓を云る例なければなり、此事猶次に委コトいへり、但此はなほ地名ながら後に姓ナリなりつれば、即彼、阿多、君にてはあるなり、】○小椅君は、地名に依れる人、名なり、【阿多は大名にて、其中にある小椅トコといふ地なるべし、此、地物に見えざれども、必然るべし、今此、名の地は無きか、大隅薩摩の國人に尋ぬべし、舊事紀に景行天皇の御子たちを擧アゲたる中に、雙小橋別命、三田小橋別祖ミ云り、三字一本に兎ウサ作り、何れも誤にて、吾田小橋、別なるべし、是れも此なる一ツ地名トコ聞えたり、さて小椅君は、其、地をうしはける人にて、即名ナに負オスるなるべし、又此は名には非ずして、阿多氏、中より別れたる一ツ、姓の如くにも聞ゆめれき、若し姓ならむには、必ず其人の名あるべきに、名をいはで妹イモ云るコトいかゞ、某、氏の妹イモは云まじければなり、又君てふ加婆カバは、必姓の下にこそ附ツケる例なれ、名の下にはいかゞ、

もいふべけれど、凡て加婆彌は、元は其人を尊みて云るより起れることなり、此御代のころは、未だだかに姓云物
 はなかりしこと、見ゆれば、たゞ其居處の名なきを以て、某處君と尊み呼ぶが、世々に其稱の傳はりて、つひに姓は
 なるなり、殊に此小橋君なきは、妃の兄君にすれば、尊みて某處の君といはむことさらなり、書紀神代卷に、
 火闌降命即吾田君小橋等之本祖也とある小橋も、此人を指して云るなり、凡て此記にも書紀にも、某者某氏祖とあるは、
 皆其子孫の姓を舉る例にて、人名を舉る例はをさく、無れば、此小橋も猶姓の如くにも思はるれども、若し姓ならば、
 君字は小橋の下にあるべきに、上にしもあるは、必し人名なり、かゝる處に人名を舉たるは、同神代上卷に、大三
 輪之神、此神之子即甘茂君等大三輪君等、又姫船五十鈴姫命、とあるたぐひなり、是れも此天皇の太后に坐故に、
 かく御名を舉たる如く、小橋も妃の兄君なる故に、殊に其名を舉たるなるべし、さて此時は、いまだ吾田君云は姓に
 はあらず、尊みて如此呼るまゝに記せるなり、凡てかゝる事も、其時代に隨て心得別くべきものぞ、さて此記には、
 橋階なきに皆橋字を書り、凡て古は多く此字を用ひたりと見えて、万葉集神名帳姓氏録和名抄、郷名なき、其餘の古
 書にもあまた見えたり、万葉七に倉橋、神名式下總國に高橋神社、阿波國に天橋立神社、和名抄武藏國、郷名良
 椅、與之波之なき、此外もなほ多かり、さて此字、舊印本に手偏に書るも、延佳本に記中なるを皆土偏に書るも、共に
 誤なり、今は一本に従へり、他の古書なるも、記中異處なるも、みな木偏なればなり、延佳が皆土偏に書るは、さかし
 らに改つる物見ゆ、又師は、石偏なるべし、崎は橋なり、ミ字書に云り云、れつれども、是れもいかゞ、崎も崎も、
 古書に崎と同く佐伎に用ひたる字にて、橋に用ひたる例もなく、又字書に其義も見えず、さて椅も字書には橋の義な
 れども、皇國の古書にも多く見えたれば、決て此字なり、凡て古は、漢國の字義によらずして、世にあまなく用ひな
 らへる例多し、倉に掠字、隈に前字を書つたぐひなり、○阿比良比賣は、和名抄に、大隅國郡名始羅阿比良、又同

國大隅郡始羅、熊毛郡阿枚、これら皆本は一地なるべし、書紀神代卷の、日向吾平山、上ノ陵といふも同じ地なり、
 是らの中の地名に因れる名なり、書紀には、娶日向國吾田邑、吾平津媛爲妃とあり、是れにも姓を舉ずして、吾田、
 邑とあるを以て、此記の阿多も、此は地名なることを知べし、○娶は米志豆と訓べし、又伊禮豆も、美阿比坐豆
 とも訓べし、書紀に、此字又御又納又通なきをも然訓たり、○多藝志耳命、書紀には手研耳命と書れたり、名義さ
 だかならず、若しは倭建命段に、吾足不_レ得_レ歩_レ成_レ當_レ藝_レ斯_レ形_レとある、此物に因れる御名か、當藝斯といふ物のこと
 は彼處に釋べし、○書紀に書れたる研は、伎志流と訓字にて、此は借字なるべし、耳は尊稱にて、忍種耳命なきの耳
 と同じ、其事彼處に傳七の五十四葉、委くいへり、○岐須美々命、書紀には此御子無し、故に思ふに、此御名志須と
 は通音なれば、御兄の御名とたゞ多の畧りたるのみの差にて、いさよく似たり、舊事記に研耳と書るは、おしあてな
 るべし、又下に至りて、多藝志美々命の御事のみ出て、此御子の御事見えず、若し此御子坐ば、必し其御事も出べき
 ことなり、これらを以て思ふに、此は御兄の御名の傳へのいさ、か異なりしが、まがひて二柱はなれるにて、書紀の方
 や正しからむ、○是れより次々、凡て古への御代々々の王等、皇子皇女男女王等を、古は凡て王と云り、の御名に種
 種の色あり、今茲に其大概をいはず三種なり、一には由縁に就て、諸物名なきにつけられたる、一には居地名を
 以申せる、三には美稱で付奉れるなり、王等のみならず、凡人の名も、大方此三種なり、さて此三色の例を一
 二つづ、いはゞ、垂仁天皇の御子火中に生坐し故に、本牟智和氣御子と着られ、景行天皇の御子雙生坐るを、父天皇
 異坐て、確に誥し給へりし故に、大確命小確命と申し、應神天皇は、生坐し時に、御腕に鞆のごまくなる御肉の坐
 ける故に、大鞆和氣命と申し、仁徳天皇は建内宿禰の子と同日に生坐て、木兔と鶴鶴との祥ありしに因りて、其祥を相
 易て、御子を大鶴鶴、建内宿禰の子を木兔と名け坐し、清寧天皇は、生坐ながら御白髮坐ける故に、白髮命と申し、反正

天皇は、御齒の奇びに坐しに因りて、水齒別命を申し、が如きは、由縁の物名を取て奉れりし證例なり、又聖德太子は、麻の戸にして生まし、故に、麻戸を申し、天武天皇の御子大伯皇女を申し、は、備前國の大海にして生坐し、故の御名なる、是等も處名ながら、猶由縁に就たるなり、次に開化天皇の御孫沙木毘古王の、沙木に坐し、【此王、垂仁天皇、弑せ奉らむ謀ける時に、天皇の大御夢に、沙本の方より暴雨降來見坐し、こ見ゆ、】應神天皇の御子宇遲能和紀郎子の、山代の宇遲に坐し、仁賢天皇の御子春日山田郎女の、春日に坐し、【書紀繼躰卷に、勾大兄皇子の、此皇女を妻問坐る御哥に、春日の春日の國に、くはし女をあり聞て云々、】雄略天皇の皇后若日下王の、河内の日下に坐る、【天皇、此後の御許に、日下に幸行し、事見えたり、】又此天皇長谷宮に坐し、故に、大長谷若建命を申し、安康天皇は、石上穴穗宮に坐る故に、穴穗命を申し、皆居地名を以申せる證例なり、又舒明天皇の御子蚊屋皇子は、吉備國の蚊屋采女、腹、天智天皇の御子伊賀皇子は、伊賀采女が腹より生坐る、此等は御母の本郷の名を取れる御名を聞えたり、次に神武天皇、初は豐御毛沼命、又狹野命を申し、後に天下所知看て、神倭伊波禮毘古命、又神倭伊波禮毘古穗々手見命を申し、【此大御名のこ、書紀神代下卷に見ゆ、】倭男具那王は、武御功によりて、倭建命を申せる類は、美稱て着奉れる證例なり、凡て御代々々の天皇たちの、長き大御名なごは、大方何れも此例なり、凡人にも其類多かり、【凡人のは、書紀垂仁卷に、八綱田が功をほめて、倭日向武日向彦八綱田てふ名を賜ひし類なり、さて又天皇崩坐て後に、大御證を奉らる、こは、書紀神功卷に、皇太后崩坐て、葬奉れる日に、氣長足姫尊着奉られしこ見えたり、疑はし、此事委く伊邪河宮段に論べし、此外には、上代には其例二記に見えず、續紀に至りて、持統天皇崩坐て後に、大倭根子天之廣野日女尊つけ奉られたるこ見えて、次々の天皇のも其御事見ゆ、此は何れの御代のころより始まりしこにか、詳ならず、書紀天武卷に、大三輪眞上田君子子の卒しに、壬申年の功

をおもほして、大三輪眞上田迎君云證を賜しこ見えたり、然れば天皇のも、是よりは先よりありけむかし、さて後には、仁明天皇の御證日本根子天璽豐聰尊を申し、其後は見えず、此事絶たるにやあらむ、文德清和光孝の三御代は、此漢様の御證のみなり、平城嵯峨陽成又宇多より以來は、凡て漢様のも絶て、其後に漢様なるはた、崇德安德順德崇光稱光明照靈元なごのみなる、それも皆院を申し、天皇を申し、安徳のみなり、後醍醐は吉野にては天皇を申せるを、此も京にては院を申し、凡て院を申し御號は、御位御坐て後の宮の號より起れば、正しくは某院天皇、若しくは某院帝なご、こを申し、只院のみ申すは、甚く畧きたり、さて圓融花山光嚴光明なごは、漢様ながら佛寺の名なり、さて又桓武を柏原帝、仁明を深草帝、文德を田村帝、光孝を小松帝も申し、又宇多醍醐村上なご、これらは皆御陵の地名なり、又平城嵯峨水尾なごは、後に御坐まし、地名、陽成朱雀冷泉なごは、後の宮の名なり、其後の御證みな京城の坊名、若しくは京の邊の地名なごを取て着奉らる、こ、なれり、抑これらの御事ごもは、古の御證の事ついでに、一わたり申せるなり、【大概古の王等の御名は、上代の三種にして、又希々には、御母の名に因れり、こ見ゆるもあり、孝靈天皇の御子千々速比賣命は、御母千々速眞若比賣なり、孝元天皇の御子建波邇夜須毘古命は、御母波邇夜須毘賣なるが如し、又繼躰天皇の御子菜田大娘女は、御母菜田連氏の女、用明天皇の御子當麻土は、御母當麻藏首氏の女なる、これらは御母の姓を取るか、又應神天皇の御子大山守命は、職名なり、【此例は他に見えず、後世に式部卿親王師宮なごいふさまなり、】猶此等の外なるも種々あるべし、さて又上の色々の中なる此、こ彼、こを、合せ連ねて申せる御名も多し、又某王亦名、某亦名、某なご、あるを以て、凡てを思ふに、一柱の王に、御名二、三もありし中の一が傳はりて、餘は傳はらぬも多かるべし、【たこへば生坐し時に、由縁につきて着奉りし、本よりの御名は御名として、又其居地の名なごを以申せる御名もあり、又美稱て申せる御名もありつるを、其中に何れにまれ一

を記し傳へて、世に遺れるが(こし)なほ細なる(こ)もは、其處々に云べし、さて又や、後には、其乳母の姓を取て、御子の御名にせられし御制も有き、文德實錄に、先朝之制、每皇子生、以乳母姓、爲之名焉、故以神野、爲天皇皇諱、こ見えたる、此は嵯峨天皇御名神野に申せるは、御乳母の姓なりし(こ)に就て云るなり、抑此制は、何れの御世より始まりしにかあらむ、上代よりも希々には此例も有るか、詳ならず、欽明天皇の御子たちなごよりして、姓に思はる、御名の多く見ゆるは、此例か、桓武平城なきの御子たちの御名は、男、女みな此なり、さて彼嵯峨天皇の御名の外に、乳母の姓を取られたる證の、物に見えたるは、天武天皇初大海人皇子に申せしに、その崩りまし、時に、大海宿禰薨、いひし人の、第一に誄奉りし(こ)の見えたるは、御乳母の氏族に聞え、孝謙天皇御名阿倍に申せるに、阿倍朝臣石井といふ御乳母見え、平城天皇初御名小殿に申せるに、安倍小殿朝臣堺に云御乳母見え、桓武の皇女朝原内親王の御乳母に、朝原忌寸大刀自云見えたる、是らなり、「然るに嵯峨天皇の御子たちの御名は、悉く古への例を廢て、何にも依る(こ)なく、たゞに二字を撰て着る、是後世の名の如くになれる始なり、其御名も、皇男のはみな良字を下におかる、其中に源朝臣云姓を賜へるはみな、皇子の一字、皇女のは某姫云、次に淳和天皇の御子たちのも、同じさまにて、此は多く上に恒字をおかれ、仁明天皇の御子たちは、下に常字をおかれ、文德のは、上に惟字をおかれ、清和のは、上に貞字、陽成のは、上に元字、光孝のは、上に是字、醍醐のは、下に明字、村上的のは、下に平字なり、又皇女のは、嵯峨天皇より以來今に至るまで、みな某子に申す、さて又清和天皇を惟仁に申せしより始まりて、醍醐天皇を敦仁、一條天皇を懷仁、後冷泉天皇を親仁、後三條天皇を尊仁に申す、是より後は、皇子たち凡て某仁に着らる、(こ)になり、此後天皇の大御名に仁字の着らるは、後鳥羽天皇を尊成、順德天皇を守成、後二條天皇を邦治、後醍醐天皇を尊治に申せる、是のみなり、そもく時代に従ひて、萬の事の漸くに移りかはるまに、人の

御名も、古今に世々にかはり來ぬるさまを知らしめむために、如此近き世の御事まで、事のついでにかつて申せるなり、

然更求爲大后之美人時大久米命曰此間有媛女是謂神御子其所以謂神御子者三島湟咋之女王勢夜陀多良比賣其容姿麗美故美和之大物主神見感而其美人爲大便之時化丹塗矢自其爲大便之溝流下突其美人之富登此二字以爾其美人驚而立走伊須須岐伎以音此五字乃將來其矢置於床邊忽成麗壯夫即娶其美人生子名謂富登多多良伊須須岐比賣命亦名謂比賣多多良伊須氣余理比賣是者惡其富登也故是以謂神御子也

大后は、字の任に意富岐佐伎訓べし、後世の皇后なり、古は天皇の大御妻等を后に申して、其中の最上なる一柱を、殊に尊みて大后に申せし(こ)に、上卷八千矛神ノ段【傳十一の三十葉】に云るが如し、「大は、大臣大連なきの大と同じくて、あるが中に一人を尊みて云々稱なり、」されき猶疑あらむ人の爲に、其證をもを擧てなほ委に云む、先古に后(こ)は、一柱に限らず、後に妃夫人なき、申す班までを、幾柱にても申せり、「今世女童の詞に、十二人の御后といふなるは、愚なるに似たれども、かへりて古に近し、」倭建命ノ段に、弟橘比賣命を、其后にありて、又次に坐、倭后等

云々あるは、橘比賣をも坐倭をも、共に后に申せるなり、【倭建命は、萬を天皇に准へて申せる例なり、】又等云るを以ても、一柱に限らざることを知べし、されば書紀反正卷に、皇夫人また夫人、敏達卷にも、夫人、これらを伎佐に訓るは、古にかなへる訓なり、字鏡にも、嬪妃也支佐支あり、【又書紀に、夫人をば意富刀自に訓る處もあるは心得ず、又妃夫人嬪女御なごを、多くは美賣に訓り、そもく御賣は、皇后を始奉て、夫人嬪なごの列までも通ひて申すべければ、此訓は悪からず、但神武卷に、尊正妃爲皇后とある、正妃を牟加比賣、皇后を伎佐に訓る、こは文字に就ては然も訓べけれども、當時の實の稱には叶ふべくも非ず、牟加比賣は皇后を申すべく、又伎佐は、妃なごにもわたる稱なればなり、さればこは、正妃を伎佐、皇后を意富岐佐に訓て宜し、凡ていづこにても、妃夫人なごは伎佐、皇后は意富岐佐に訓べきなり、】さて其、后等の中の第一なるを太后に申せし證は、此處を始として、玉垣宮段に、其、太后比婆須比賣命見え、訶志比宮段に、息長帶比賣命を太后に申し、高津宮段に、太后石之日賣命見え、又遠飛鳥宮段、朝倉宮段なごにも、同く太后に申せり、又書紀天智卷に、天皇御病甚重くならせ給へる時に、天武天皇の儲君に坐けるが、後事を辭申給へる御言に、請奉業付屬太后云々、ある太后も、皇后倭姫王を申たまへるなり、【凡て書紀の例は、上代の事を記されたるも、後世の如く漢國の定めに従ひて、當代の太后をば皇后に書き、御母后をこそ皇太后に書れたるに、此は其例に違ひて、たまく當時の實の稱のま、に、當代のを太后に書れたるなり、此、餘にもかくこりはずしては、凡ての漢様の例に違ひて、古の稱のま、に書れたるこもまゝ見えたり、御子をば皇子皇女に書るが、凡ての例なるに、をりくは王にも書れたる類なり、】又万葉二に、近江、大津、宮御宇天皇聖躬不豫之時、太后奉御歌、また天皇大殯之時太后御歌、また明日香、清御原、宮御宇天皇崩之時、太后御作歌なご見え、又伊豫國風土記に、天皇等於湯幸行降坐五度也、以下大帶日子天皇與

太后八坂入姫命二軀爲一度也、以下帶中日子天皇與太后息長帶姫命二軀爲一度也、云々ある、是らなり、さて上件如く、古に太后に申せしは、當御代の第一なる御妻なり、然るを萬の御制漢國のならひ賜ふ御代にたりては、正しき文書なごには、當代のをば皇后、先代のを皇太后に書る、こもなれり、されき口に言語、又うちこけたる文なごには、奈良のころまでもなほ古の隨に、當代のを太后、先御代のをば大御祖に申せるを、【されば書紀なごに、皇太后皇大妃皇大夫人なご、あるをば、皆意富美意夜に訓べし、古の稱は然なり、まこに大御母に坐を、伎佐美賣なご、は申すまじき理なり、然るを書紀清寧卷に、皇大夫人を意富伊伎佐に訓るは、古に叶はず、皇極卷に、天皇の御母吉備姫王を、吉備、島、皇祖母命とある、此、古の稱なる、又續紀九に、藤原夫人を、宣文、則皇大夫人、語、則大御祖、この詔のあるを思ふべし、皇后にまれ夫人にまれ、大字を加へて御母の事とするは、漢國の定めここあれ、皇國の古にはさるここなし、故、文には漢様を用ひながら、語にはなほ古のま、に申されしなり、いまだ漢籍を取用ひられざりし前の御代には、大妃大夫人なご云品の差別はあらざりしかば、太后にまれ凡の後たちにまれ、御母に坐しては凡て大御祖にぞ申せし、孝徳紀に、皇極天皇を皇祖母尊に御號奉らる、こも見えたる、こは天皇に坐すら猶如此申せるを以て、后も夫人も、大御祖に申すに差別はなかりしこもさるべし、さて皇極は孝徳の大御姉に坐せども、大御母に准へて、此御號奉り給へりしなり、さて又こは御母に申すこもなるに、祖母に書れたるは如何、疑ふ人あり、凡て古は、母を多く美意夜に申して、古書にも御祖に書れば、其例のま、に祖字を書き、又皇祖尊に書ては、先代天皇にまざる、故に、御母なるこも知しめむために、母字をも添へられたる物なり、かゝる例他にもあり、彼八咫鳥を、書紀には頭八咫鳥に書れたるも、八咫は頭の大きなるこも知しめむ料に、頭字を添へられたる類なり、】其後遂に常の語にも、當代の嫡后をば太后に申し、大御母を太后に申すこもにはなれるぞかし、【凡て何事もかく漢様にの

み變はて、は、古様をよく辨知人もなくて、たましく古書に遺在を見ては、返りて疑をさへなすめり、師の万葉考にすら、彼二の卷なる八后を疑て、天皇いまだ崩坐ざるほごなれば、大后さあるは誤なりとて、皇后書改められ、又別記に、夫人の訓を論はれたるなご、中々にみな誤りなり、○美人はみな袁登賣を訓べし、「必しも美字にはか、はらず、古へに若き女をばなべて袁登賣と云り、○求は麻岐を訓べし、上卷八千矛、神の御哥に、夜斯麻久爾、都麻々岐迦泥豆とあり、○此間には許々を訓べし、倭國を指て云なり、【間字、一本に國とあれごなほ間なるべし、】○媛女もみな袁登賣を訓べし、【袁登賣をば、記中に美人も媛女も媛子も書り、みな同じことなり、】此媛女は、伊須氣余理比賣を申すなり、○神御子とは、大かた神社の御靈の、顯壯夫に化て、女に娶て、生坐る御子を云なり、水垣宮、段に、意富多々泥古を神子と云る類なり、彼、段を考へ合すべし、○三島は、津國に在て、書紀雄略、卷に三島、郡と見ゆ、後に二郡に分れて、島、上島、下島といふ是なり、【凡て諸國郡郷の名、字はつめて二字に書ごも、なほ元ま、に讀例なれば、是もミシマノ上ミシマノ下と云べきに、和名抄に、志末乃加美と、頭的美を畧していへるは、いかなることにか、】三島之藍御陵は、諸陵式に島、上、郡にあり見え、神名帳に、島、下、郡に三島、鳴、神社あり、伊豫國、風土記には、津國、御島と書り、万葉七尋に、三島江之玉江、十一尋に三島江之入江なごよめり、【後、世の哥にも多くよめる名所なり、】今も島、上、郡に三島江村あり、【淀川に傍たることなり、】○渟咋、神名帳に島、下、郡溝咋神社あり、今此郡に溝杭莊と云ありて、其内なる馬場村と云に此社は坐なり、【此地島、上、郡の堺に近くして、三島江と相遠からず、】さて此神社は、此人を齋へるか餘神か、さだかならず、又渟咋と云は、本此人の名なりしが、後に地名とはなれるか、將地名を取て此人、名ごせるか、是も詳ならず、此人書紀には、溝欄耳神あり、【國造本紀に、都佐、國、造、志賀、高穴穗、朝、御代、長、阿比古、同祖、三島、溝杭、命、九世、孫、小立、足尼、定、賜、國、造、】○勢夜陀多良比賣、勢夜は地、

名なるべし、聖德太子傳曆に勢夜、里と云見えて、今大和、國平群、郡に勢野村あり、【太子傳なるも是なるべし、】陀多良は、如何なる意にか未考、得ず、【陀濁れるは、上より續きの音便なり、】内膳式、漬年料雜菜の中に、多々良比賣、花搗三斗【料鹽三升】と見え、衛門府、風俗、歌にも多々良女乃花、字鏡にも著々太々良女とあり、此花の名、此比賣に由縁ありて著たるにやあらむ、さて此比賣の名、書紀神代、卷には、三島溝欄姫、神武、卷には玉櫛媛とあり、○其容姿麗美は、曾禮加富余斯と訓べし、容姿を加富と訓べき由は、上卷【傳十三の五十九葉】に云り、さて万葉十四【三】に可抱與吉と見え、書紀景行、卷に容姿麗美、垂仁、卷に美麗、雄略、卷に麗、允恭、卷に麗妙、孝德、卷に美姿、頭なご、みな加富與斯と訓り、さて上なる其は、即ち多々良比賣を指言にて、中昔の物語文なごにも此如云る例多し、【か、る處に其と云むは、漢文訓めきたりと思ふ人あるべけれど、からぶみの其は云とさまたく異なり、また此字は、其の誤りかとも思はるれご然らず、】記中には、活玉依毘賣其容姿端正、また一孺子其容姿麗美、また髮長比賣其容姿麗美なご見え、又朝倉宮、段には、河邊有洗衣童女、其容姿甚麗とあり、【是れ下に甚とあれば、上なるは皆甚に非ることしるべし、】○美和は、大和、國城、上、郡大神神社を云、此社のこと、水垣、朝、段【傳二十三の三十四葉】に委と云べし、○大物主、神、書紀崇神、卷の哥に、於朋望能農之とあり、此神は大穴牟遲神の和魂に坐て、美和に拜祭る神なり、出雲、國、造、神賀、詞に、乃大穴持、命乃申給、久、皇御孫、命乃靜坐牟大倭、國、申、天、己、命、和魂乎八咫鏡爾取託、天、倭、大物主櫛、玉、命、登、名、乎、稱、天、大美和乃神奈備爾坐、云々、皇孫、命、能、近、守、神、登、貢、置、天、さあるを以しるべし、抑此、大物主と申す御名は、右の詞の如く、美和に櫛坐、御魂の御名にして、大穴牟遲、命の一名にはあらず、倭、大物主とあるにてもしるべし、【須佐之男、命の、出雲の熊野に拜祭る御名を、櫛御氣野、命と申し、建御雷神の、下總の香取に拜祭る御名を、齋王、命と申すたぐひにて、美和社にかぎれる御名なり、】故、上卷に、大穴牟遲、神の亦、名ごも舉たる處には、此御名は出

さす、大方古書皆此御名は、美和にのみ申せるをや、さて此御名の義は、まづ書紀一書に、是時歸順之首渠者大物主、神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天、陳其誠款之至時、高皇產靈尊勅大物主神、汝宜領八十萬神、永爲三皇孫奉護、此ある、つらく此段を考るに、此神の御名、初には大己貴神のみありて、今歸順へる處に至て、名を更て、かく大物主神あるは、即此時に高御產靈命の賜へる御名なるべし、【神代紀にて此一段は、事の趣まぎらはしき故に、古來くさく誤れることなり、よくせばまがひぬべし、己別に委き考へあり、今その大旨をいさ、か云む、まづ長隱者矣云までは、此神の現身の事、大物主神及事代主神云々云よりは、御靈の事なり、凡て神代の故事、現身御靈、差別なく語り傳へたる物なる故に、まぎる、こと多し、此段も此差別をよく辨ふべきことなり、長隱は、現身は八十珣手に隠たまふを云、さて御靈を留めて、皇孫命の御護神なし賜ふ、其時に高天原に參出たまひて、高御產靈日命の詔を蒙りたまひ、大物主てふ御名をも賜はりたまふなるべし、故此處に至て、始て此御名を舉たるなり、されば帥給ふ八十萬神も、御靈を云なり、さて又彼上文に、故更條々而勅之、夫汝云々ある、此つゞきの條々は、御靈のうへの事を豫て詔し賜へるにて、汝應住天日隅宮云も、御靈の鎮坐すべき宮を云なり、抑如此現身御靈を別て見されば、此段解がたし、一段の内にして、前以後御名のかはれるを以ても、此差別あることを曉るべし、物主は、八十萬神の首にして、皇孫命を護り奉るを以て、神之大人云むが如し、凡て物云稱は、萬に泛くわたる中に、人を指て云こと多し、【たこへ此人彼人を、此者彼者ともいふ類なり、】此も然なり、そは神は神代の人なる故に、彼八十萬神を指て物云は云り、【又神代紀に、葦原中ノ國之邪鬼ある邪鬼を、私記に安之岐毛乃訓、また尸者を毛乃万佐訓、中昔に毛乃々氣云なるなご、これらの例に依れば、皇孫命を守り奉る神靈の方に就て云か、何れにまれ、彼八十萬神を云ことは、違はざるなり、】主は之大人の約りたるなり、大は例

の美稱なり、かくて此御名は、此神現身御名は八十珣手に隠坐て、御靈の此ノ國には留まりて、御護神なり給ふ方の御名なるが故に、現身の一名には非ず、大美和に拜祭る御名はなれるなり、【彼高御產靈日命の賜へるを以て、即美和に鎮坐御名をせざるなり、然るを書紀に、大己貴神の一名をも舉たる處に、亦名大物主神あるは、古書に見違へり、撰者のさかしらに加へ給へるか、かくて世々の證者、たゞ廣大己貴命の一名このみ心得居らば、古書に見るこの精しからざる故の誤なり、】○見感而は、美米傳且訓べし、此詞上卷海神宮段に出たり、【傳十七の二十六葉】○其美人は、勢夜陀多良比賣を云、○爲大使は、加波夜爾伊禮流訓べし、日代宮段に、朝入廁之時云々、云例もあればなり、【此を師は、久曾麻流訓れき、そは上卷に屎麻理、書紀神代卷に、送糞此云俱蘇摩摩なごあれば、然もあることなれども、彼はその糞を主として云る處なるを、此は同事ながら、糞の事を云る處に非れば、然訓はわろし、又加久志須、或は氣賀志須なご訓るは、糞てふ言を惡み避て、修るへるものにて、古言は聞えず、中昔の言に、波許須なご云る類なり、】○丹塗矢は爾奴理夜訓べし、【之を添て訓はわろし、】矢に丹を塗れるは、何の料にか、未考得ず、若しくは唯筋のみにやあらむ、山城風土記に、玉依日賣於石川瀬見小川遊爲時、丹塗矢自川上流下、乃取挿置床邊、遂孕生男子云々、號可茂別雷命、所謂丹塗矢者、乙訓社坐坐火雷命在、似たる事なり、○化は、大物主神の化坐るなり、○爲大使之溝流下、此七字を訶波夜能斯多訓べし、古、河屋は、溝流の上に造りて、まりたる屎は、やがて其水に流失る如く構たる故に、【今世にも、如此構たるもあるなり、】河屋は云なり、【省て河のみも云り、万葉十六に、川隅よみて、川に廁をもたせたる哥あり、又今世に、兒の尿尿を受る器を、御河こいふも是なり、】○富登は上卷に出、○立走、万葉五に、難波津爾、美船泊農等、吉許延許婆、紐解佐氣豆、多知婆志利勢武あり、○伊須々岐伎は、即驚て立走るさまなり、大殿祭詞に、夜女能伊須々伎云々事無久あるも、夜睡

れるほごに、物に壓はれなきして、心さわぎ驚くを云て、同意なり、【夜女は夜目にて、夜も睡れるを云、上に朝目も
 もありし類なり、然るを師の祝詞考に、童女のこゝに、せられたるは叶はず、又童女なり云ながら、夜の御床に仕奉
 る云れつるは、いかにぞや、一ツの夜を、童女の與に夜を、二ツに兼用ひむこあるべきかは、】又源氏物語朝貌、卷
 に、西なる御門を云々、驚てあけさせ給ふ、御門守寒げなるけはひ、宇須々伎いで来て、速にもえ開やらすこある、宇
 須々伎も同言なるべし、【伊字は殊に近く通音なり、此も門守がおそろきて、立走り來るを云り、契冲此を春敷
 こいへるは當らず、】さて又榮花物語【かやく藤華卷】に、曾々伎立て云々、狭衣に、若宮おはして曾々伎ありき給
 ふ、なごあるは、驚くには非れども、事のさまは同じ、【須字曾は通音なり、今世に、人のふるまひの靜やかならず、
 騒がしきを、曾々許志こいふも、同言なり、】又大殿祭詞に、取替計魯草乃噪伎【古語云蘇々岐】無久こある、蘇々伎
 は、亂れそ、くるを云て、此も事は異なれども、意は通へり、又万葉十六丸に、古部狭々寸爲我哉こあるも、少年のす
 ずろきさわぐを云り、猶上卷【海神、宮、段須々鈎の下】傳十七の四十二葉【考合すべし、さて右の例をも以て思ふに、伊
 は畧ても云言なるべし、】師は、此伊をも發語なりこいはれつれども、他の發語の伊は、いさ、か異に聞ゆ、是は
 出坐なきの伊も同じ、凡て言の頭を濁る例はなければ、出を傳こいふは、伊を畧けるにて、伊は發語にはあらず、此も
 是に准へてしるべし、】伎は語辭なり、○置於床邊、倭建命の御哥に、袁登賣能、登許能辨爾、和賀波伎斯、都
 流岐能多知こあり、○富登多々良伊須々岐比賣命、富登こは、父神丹塗矢に化て、御母の陰を突坐し、により、多々良
 は御母の御名により、【書紀に、踏躰書れたるは、借字なるべし、】伊須々岐は、上文なる立走り伊須々岐の事に依れ
 る御名なり、○比賣多々良伊須氣余理比賣、富登を比賣、改たるなり、伊須氣は、伊須々岐を、通音に約たるなる
 べし、余理は、玉依毘賣の依こなり、意は彼處に見ゆ、【傳十七の七十四葉】○是者云々の十三字は、亦名の註なり、

抑此、比賣命の御事、書紀には、庚申年秋八月癸丑朔戊辰、天皇當立正妃改廣求華胃時、有人奏之曰、事代主神共
 三島、溝檜耳神之女玉櫛媛所生兒、號曰媛踏躰五十鈴媛命是國色之秀者、天皇悅之、見え、綏靖、卷にも、媛踏
 躰五十鈴媛命、事代主神之女也こ見えたり、此記傳への異なるなり、但し神代、卷には、大三輪之神之子媛踏躰五
 十鈴媛命、【踏躰此云多々羅】又曰事代主神化爲八尋熊罴、通三島、溝檜耳而生兒、媛踏躰五十鈴媛命、是
 爲神日本磐余彥火々出見天皇之后、也こ見えたり、【抑かく神代、卷には、此記も同じく、大三輪神の御女云々、方を主
 として記しながら、此御卷には、其傳へをば一、曰こも舉ずして、た、事代主神の御子このみあるは、いかにぞや、
 一、いかに古の傳へにはあるべけれども、彼、卷こ此、卷こ違へるに似たるをや、さて事代主神申すも、此神の鑑坐
 社の御靈を云なれば、神名帳に、大和國葛上郡鴨都波八重事代主命、神社、また高市郡高市御縣坐、鴨事代主、神
 社、此二社の内の御靈なるべし、飛鳥神社も同神なれども、事代主申す社、號の方なるべし、○上件大物主神の
 故事、水垣宮段なる、同神の活玉依毘賣の許に通ひ坐るこ、相似たり、姓氏錄の大神朝臣條に、初大國主、神妻
 三島、溝檜耳之女王櫛媛云々こあるは、此こ彼こ一に混ひたるものなり、【舊事紀に、事代主神化爲八尋熊罴、通
 三島、溝檜、女活玉依姫、生天日方奇日方命、姫踏躰五十鈴媛命、云るも、二事を一に混へたり、】又書紀、崇神、卷な
 る、倭迹々姫命の事もよく似たり、【仙覺が万葉抄に引る、土佐國、風土記には、此倭迹々姫命の故事を、即かの三輪
 ふ名の由縁の故事せり、】同神にしてかく似たる事の此、彼こに見えたるは、本一なりしが、傳の混て、此、事彼、事に
 轉れるか、將神の御所爲なれば、此、時も彼、時も似たる事のあまたありしか、測り難くなむ、○謂神御子也、これま
 で大久米命の天皇に申し給へる詞なり、

於、是七媛女遊行於高佐士野。以士音二伊須氣余理比賣在其中。爾大久米命見其伊須氣余理比賣而以歌白於天皇曰。夜麻登能多加佐士怒袁那那由久。袁登賣杼母多禮袁志摩加牟。爾伊須氣余理比賣者立其媛女等之前。乃天皇見其媛女等而御心知伊須氣余理比賣立於最前以歌答曰。加都賀都母伊夜佐岐陀且流延袁斯麻加牟。爾大久米命以天皇之命詔其伊須氣余理比賣之時見其大久米命。鯨利目而思奇歌曰。阿米都都知杼理麻斯登登那杼佐那流斗米。爾大久米命答歌曰。袁登賣爾多陀爾阿波牟登和加佐那流斗米。故其孃子白之仕奉也。於是其伊須氣余理比賣命之家在狹井河之上。天皇幸行其伊須氣余理比賣之許一宿御寢坐也。故取其山由理草之名號佐草河也。山由理草之

之本名云
之イヒキ
佐草也。

七媛女は那々袁登賣を訓べし、上卷に八稚女も見え、又日代宮段に二媛女もあり、○高佐士野は、歌に夜麻登能とはあれども、何郡ならむ詳ならず、【大和志に、十市郡南浦村にあり云るは、何の據あるにか、例のおほつかなし、又師は、城下郡にあり云れつれど、是は夜麻登を、倭郷に見ての説ならべければ、取かたし、】姓氏録の未定雜姓の中に、河内國に佐自努公云あり、【右京皇別にも此姓あり、又神名帳、常陸國新治郡に佐志能神社あり、】○遊行は阿曾辨流を訓べし、【下を辨理よめば語絶る、を、辨流よみて、次の語へ意を續くるは、雅文の格なり、】○大久米命云々、此段は天皇幸行の時、高佐士野にして、七人の媛女の遊べるが行過奉れる、其時に大久米命も御從に侍ひ賜へるなり、然るに幸行のことも、御從に侍へることも言さずして、然聞ゆるは古文なり、さて此人は、本より伊須氣余理比賣をよく知居しなるべし、故今七人の中に在を見付たるなり、さてそは容色のこよなく勝れて美麗くして、諸の媛女等に混ぶべくもあらざれば、彼ぞを指して申さずとも、必いちじろく見取賜はむ物ぞ、推量奉れる故に、歌以て試み奉れるなり、○夜麻登能は倭之なり、大和國を云、【餘國ならむにこそ國を云べけれ、倭には國を云べくもあらざれば、是は城下郡なる倭郷なるべし、云疑もありぬべけれ、凡て哥は、五言の句より起まることにて、七言より起まるはなき故に、首に五言句を置むために、國名を出せるものなり、さて五言句を、四言にも三言にも云は、古への恒ぞ、】○多加佐士怒は高佐士野なり、○那那由久は、七行にて、七人行を云、○袁登賣杼母は媛女等なり、○多禮志摩加牟は誰を將見にて、志は助辭なり、麻久は妻問するを云、【契沖が、志摩加牟を讀て、志を發語し、枕を纏こみして、万葉二の磐根四卷手さいへるを引るはあたらす、】上卷八千矛神、御哥に、夜麻久爾、都麻々岐迦泥、且あり、○一首の意は、今此處を七人連ねて遊び行媛女等の中に、何れにか大御心は着坐る、三問申すなり、其は此中に彼、伊須氣余理比賣の雜れることをば先申し置たるべければ、即何れを其人に見坐るぞ申す意にて、如此は申せ

るなり、○立其媛女等之前、こは大美和大神の御子なる故に、常に尊みて、今も先には立たるか、はた母方も良家なりし故か、はた何こなく此時たまく、先に立るか、何れにても有らむ、○御心知云々、大久米命の推量奉れるに違はず、最先に立るを其、人、炳焉く見取たまへるなり、○最前は、御哥に依るに、伊夜佐伎訓べし、【師は麻佐伎訓れつれきも、いかゞ、近世には眞先云言多けれきも、古言にはいまだ見あたらす、】上巻夜見段に、最後あるをも、伊夜波氏訓つ、其處の傳【六の二十八葉】考へ合すべし、○加都賀都母は且々もなり、こは事の未慥ならず、はつゝなるを云辭なり、假令ば且々見ゆきは、未さだかには見えす、はつゝに見え初るをいふ、其は慥に見ゆるこ、未見えざるこの中間なる故に、且見え且見えす云意にて、且々重ね言なるべし、万葉四に、玉主爾、珠者授而、勝且毛、枕與吾者、率二將宿、【勝且毛を、玉主爾の上へ移して見べし、】こは且々も玉主に玉をば授て云るにて、未うけばりて授畢ぬるにはあらざれきも、先はつゝに授初たる意なり、【此、勝且を、誤字なり云は、此句を上へ移して心得べきこをしらざるなり、】此、餘中昔の物語文なきにも多かる、皆同意なり、【今、世の語にも、物の足はぬを且々なり云めり、】○伊夜佐岐陀氏流は最先立有なり、抑伊夜てふ言には、常に彌書き、万葉往々に益こも書き、顯宗紀には轉字をも訓り、是らは皆意通ひて一しく聞ゆるを、此は上文に最前ある字の如く、七人の中に第一に先に立る意聞ゆ、【俗言に一ち云に同じ、】○延喜斯麻加牟は可愛を將見にて、斯は助辭なり、延は、伊邪那岐伊邪那美大神の、愛登登可愛登賣詔へる愛を【此、愛は假字なり、】書紀には、可美も可愛も善も書れたる意にて、即可愛媛なるを、可愛のみ云るなり、其例は下巻輕太子の御哥に、宇流波斯登、佐泥斯佐泥豆愛ある、宇流波斯はうらはしき妹云こなり、又万葉十四に、曾能可奈之伎乎、刀爾多氏米也母、又加奈之伎我、古麻波多具等毛、又加奈思家乎於吉氏【家は、伎を東語にかくいへるなり、】なき云るも、悲愛夫云こを、加那志伎のみ云

り、此等の如し、○以天皇之命は、娶む所思看すこを、詔ふ勅命なり、○跡利目は、歌に依るに、佐祢流斗米訓べし、跡は只借字にて、佐祢流は裂有なり、そは自然に裂て有るをいふ、他の此を裂たるには非ず、【跡は、罪ある人の面を刻て墨を入る、を云て、米佐久訓む字なり、そは目のあたりを裂ゆるに、然云るなるべし、さて此處に此字をしも書るは、此人の目大にして、裂たるが如くなる故に、米佐久てふ訓を借たるのみか、又は打見たるが、彼、跡る者の目のさましたりし故に書るか、何れにまれ借字にてはあるなり、猶跡の事は、穴穂宮、段に、而跡ある處に云べし、さて師の冠辭考みつゝの條に、此文を引れたるには、此字を點に改めて書れたり、まここに點は慧也こも堅也こも注して、佐登志も加斯許志も訓ば、跡よりは利目に似つかはし、然れきも、哥に佐祢流あるは、決裂有なるべければ、此も其、同言の借字なるべければ、なほ跡なるべく思はる、若し點字せば、三字を連て、佐登伎米なき、訓べきにや、されき此は目の貌を旨云るなれば、佐祢流なるべし、思奇云も、佐登伎にてはいかゞなり、】さて此は、此命の目の甚大にして、裂たる如くなるを云なり、利目は、視るここの明らけき目なり、【俗に目のこき云は、速に物を速視取方に云り、其こはいさ、か異にて、物を明らかによく見辨るを、利こは云なり、されき云もてゆけば、彼も此も一なり、耳口なきの利も同じ、】抑此命の目は、満々し久米三名に負て、【此事傳十九に委く云り、】人に異なる目になむ有ける、故に伊須氣余理比賣命も、見て奇しと思はせりしなり、○阿米都々【四音一句なり、】知杼理麻斯登々、此二句甚解り難し、されき例の試に強て云はば、鳥の名四、歟、そは阿米は詳ならねき、若しくは和名抄に、胡鷺子、阿万止里ある、是を阿米のみも云るにや、都々は鶴鶴の一名【または阿米都々は、千鳥の枕詞にもあらむか、されき其意は未思ひ得ず、】知杼理は古哥に多く見えて論なし、麻斯登々は、書紀天武、卷に、平鳥此云芝苦々、和名抄にも、鴉之止々ある鳥にて、眞鴉ならむか、【眞いふは、眞鴨眞鹿なきの例なり、】さて如此鳥も名を舉た

るは、凡て鳥の目は圓くて利げなる物なる故に、此、大久米、命の目を譬へたるなり、【刀、具に鵞目云名のあるも、其形の似たるより云り、此等を以ても、此、鳥なきの、目の譬へに似つかはしきことを思ふべし、又天竺國に舍利弗云し僧は、舍利は鳥名にて、その母の眼の明らかなるこゝ、かの鳥の眼の如くなりし故に、舍利云しを、子、名にせるなり、こいふこゝもあり、】古の哥には、鳥を以物物の譬へにせる例多し、神代に沼河日女の哥に、吾心浦洲の鳥ぞ、八千矛、神の御哥に、奥つ鳥胸見時、又群鳥の吾群往ば、率鳥の吾所率往ばなき見え、朝倉宮段には鵞鳥領巾取拵て、鶴尾行令合、庭雀うす、まり居てなき、多く並べたるも有るや、され右の考も、猶思ひ定めがたきこゝなむある、【其、故は、鳥を譬へに擧るは然るこゝなれども、そは皆一事には一をこそ云へれ、かの朝倉宮段なる哥も、鳥三を云へれども、各異事の譬へなり、然るに是は一物の譬へに、鳥四を並べ云るは、いまださる例を見ざれば、いかゞあらむ、若しくは此、さける利目のあやしきこゝを甚しく云むして、こゝさらに多く重ねたるにもやあらむ、万葉十四に、おききすむ小鴨のまころ、八尺鳥いきづく妹を云々、鳥名云るはあり、なほ後人よく考へてよ、】○那村佐那流斗米は何裂有利目なり、○一首の意は、汝の目を見れば、胡鷺鷯千鳥真鷲なきの目の如くになむある、何如此は裂たる利目なるぞ、云るにやあらむ、【此哥、契沖が、阿米は天、都々は千鳥を喚聲なるべし、又は千鳥を都々千鳥も云にや、さて倭建、命薨坐て、化八尋白鳥翔天ニあれば、都々千鳥呼かくる意なるべし、麻斯は汝にて、千鳥を云たるべし、登々は都々通す、又千鳥を呼詞か、云るは皆ひがこゝなり、まづ都々いひ汝云て、千鳥を呼かけたるこゝも、此哥の趣に似つかはしからず、又倭建、命の千鳥に化て、天に翔たまへる例のあれば、天千鳥云むこゝもいかゞなるうへに、天千鳥の間に、都々て呼言を拵て云べきものは、又師は、五言七言六言讀て、初、句を天地、中、句を取坐、末、句を點利目なりして、一首の意は、天地をも手に取り坐すが如き、さかしき眼さなる勇士

なり云るなり、云れき、されき天地云に、都て助辭を中に置きにあらす、若地の本語を、都々知なりせば、さもあらむか、神名式、對馬に都々智神社あり、されき此は異意なるべし、さて又天地をも手に取、坐すべき勇士云こゝを、籽理麻斯登々那云ては、語、のはず、登々那は如何なる詞かせむ、そのうへ梓は、凡て濁音に用る字にて清音に用ひたる例なきに、此説の如くにては、一、共に清音なるをや、此はみづからも心よからずや思はれけむ、誤字ならむか疑ひおかれたり、此、籽字、記中に梯書る處多きにつきて、此も梯にて、清音のト、歟も云べけれき、梯はテの假字にこそ用ふべき字なれ、トには用ふべくもあらす、記中假字に此字を書るは、みな梓を誤れるものなり、○袁登賣爾は媛女になり、汝に云むが如し、○多陀爾阿波牟登は直將逢なり、万葉なきの哥にも、まのあたり逢見こゝを、直に逢さ多く云り、古の言なり、○和加佐那流斗米は吾裂有利目なり、彼より、何さけるこゝめ、奇しみがめたるに應へて、如此吾裂たる利目は、天皇の御爲に、汝に行遇て、見つけむしてぞ、云なせる哥なり、○白之仕奉一也、は、上に娶む所思看こゝを、詔へる大命を、諾奉れる御答なり、○伊須氣余理比賣、命、そも、此、比賣の御名、都て十二度出たる中に、初て出たる處、此處、二處のみ命ありて、其餘は命云言なし、此は太后にして、次の天皇の大御母に坐さば、必いづこも、命あるべきに、然らざるは、所以あるか、【若、所以あらば、二處には命さあるはいかに、】將所以はなきか、いふかしくこそ、○狹井河は、神名帳、大和國城上郡に、狹井坐、大神荒魂、神社【令、義解、又四時祭式なきに、狹井社あり、】あれば、其處にある河なるべし、【大和志、城上郡、部に、狹井溪、源目三輪山、邊、狹井寺跡、至、管中村、入、三輪向溪、云、】云り、まこゝに此川にや、猶よく尋ぬべし、○上は邊云こゝなり、辨訓べし、○之許は、師の賀理訓れたるに従ふべし、【又能母登、訓むも悪からず、】万葉十四に、伊可奈流勢奈可、和我理許武等伊布、【吾之許なり、】又已許呂能未伊母我理夜里豆、又、和理可欲波牟、此、外に

も多し、○一宿は比登與訓べし、○御寢坐也は、玉垣宮段にも、爲御寢坐也見え、丹後、風十記にも、神御寢坐間云云見え、若櫻宮段には、大御寢也ともあり、○註に佐草河、延佳云、印本作佐阿別本、今参考補正云云、【己が見たる一本にも、草河あり、一本には佐井河あり、是れも悪し】まことに然るべし、○山由理草は、百合の一種なるべし、此より外他古書に見えず、和名抄にも、百合和名由里、一種のみなり、万葉、哥には、佐由理又姫由理云はあり、【山由理は、百合紅花者、名山丹是也、新井氏は云り、さもあらむか、万葉による佐由理は、ただ由理なるべし、佐は多く添へて云辭なればなり、姫百合は、別に一種にて、夏の野のしげみに咲るよめるなご、かの漢名山丹云物聞ゆ、今、世に姫由理云物も山丹なり、さて山由理てふ名は、他に見えざれども、凡て本草の名に、山某云多ければ、此、姫由理も、山由理云つべき物なりかし、師は、山字を少の誤として、佐由理訓れき、然れども、佐夜佐枝なき云類の佐を、小こも少こも書は、後世のこにこそあれ、古書にはさらに例なきこもなり、其上、此も、諸本みな山字にて、少こ作る本もなければ、かたぐ従ひがたくなむ、○山由理草之本、名云佐草也、新井氏、百合を由理云は、も、韓地の方言聞ゆ云りき、若此、説の如くならば、信に古名は佐草と云けむ、師の冠辭考さきくさの條に、古に三枝と書て、佐紀久佐と云し物は、佐由理花なるべしと云て、此處の文を引て、【其中に、山由理を指て字を少に改めて、佐由理訓れたるは、誤なるこに云るが如し、然れども佐由理はた、由理なれば、山由理を指て然云むも、實は違はず、但、由理、反伊なれば、佐由理、佐草音近ければ、一名の轉れるかと思ふ人もあらむか、そはひがこなり、名は元より別なり、】佐草と佐紀と音通ふと云れき、信に古は此、佐草を、三枝とも云て、一物なるべし、【今、世に人の氏族の名に、三枝と云ありて、佐伊具佐と唱ふ、こは紀を音便に伊と云なり、】草と紀と通ふ例は、書紀神武、御卷に、山城水門亦名、山井、水門ある、是れも一の名なるを、草とも紀とも云るなり、さて神名式に、大

和國添上郡率川坐大神御子神、社三座、これを或書に、三座中は此伊須氣余理比賣命、左は事代主神、右は玉櫛媛なりと云り、さもあるべし、【但し事代主神と云るは、書紀、神武、卷の傳へに依れるなるべし、神代、卷又此記に依らば、左は大物主神なるべし、大神御子神とあるにもかなへり、】かくて神祇令に、孟夏三枝祭、義解に、率川、社、祭也以三枝、華、飾酒、樽祭、故曰三枝也【四時祭式此祭、條に、三枝、花の事は見えざるは、官幣物の限には非ればなり、】とあり、由緒あるこなりけり、○此、註の文に疑あり、其、故は、本文に狹井河と書るを、字を變て佐草河と作るこいか、下なる哥に、佐草賀波と書るに依れるなるべけれき、凡て哥は假字書の例なれば、論なきを、註は必せる本文の字のまゝにこそ書べけれ、又狹井は地名なれば、其處にある故に狹井河と云なるべきを、佐草草の多かりし故といふもいか、【若しは本河名より出て、其、あたりの地、名にもなれるか、又は地名本此、草名より出たるを、此は河名、の註なる故に、河へ係ていへるか、】

後其伊須氣余理比賣參入宮内之時天皇御歌曰阿斯波良能志祁去岐袁夜邇須賀多多美伊夜佐夜斯岐豆和賀布多理泥斯然而阿禮坐之御子名日子八井命次神八井耳命次神沼河耳命

柱三

宮内は意富美夜能知と訓べし、○御歌日は美宇多余美志賜波久と訓べし、○阿斯波良能は葦原之なり、○志祁去岐袁夜邇は醜小屋になり、醜さを延て志祁去岐と云は、寒き暑きを佐草神伎阿都祁伎なさいふ類なり、【但しこれらの格ならば、

志古祁伎云べきを、古祁を下上に云るも、一の格なるべし、又下上に誤れるもしりがたし、一本には去字を志し作り、それも志岐はこひしきかなしきなきのしき聞ゆれば、醜しきなり、さて此志祁去岐を、契沖も師も繁きなり云れつるは、葦原の繁き中にある小屋云意なるべけれど、若し其意ならむには、葦原の志宜美能小屋なきいはては聞えず、此言小屋へ着たれば、小屋を云るこし明けし、万葉四段に、牟良布能織屋戸爾、十三段に、刺將姫、少屋之四忌屋爾、攝將棄、破薦乎敷而、十九段に、牟良波布、伊也之伎屋戸母、大皇之、座牟等知者玉之可麻思乎なきあり、さて此は、彼狭井河のべなる家なり、抑此比賣の家は、然云ばかりの醜屋には非るべけれど、天皇の大宮に比べては、こよなかりけむ故に、如此はよみ給へるなりけり、上代には、凡て海川の邊は、多く葦原なりしかば、此家のあたりも然ぞありけむ、○須賀多々美は菅疊なり、倭建命段に、弟橘比賣命將入海時、以菅疊八重皮疊八重繩疊八重敷于波上而、下坐其上二あり、○伊夜佐夜斯岐氏は彌清敷而なり、日本紀に、潔身を美乎佐夜米氏訓り、さやめては清めてなり、万葉に清を佐夜よめり契沖云り、伊夜は、此は幾重も重ぬる意なるべし、此家は醜屋なれども、天皇の御寢坐に因りて、菅疊を彌重敷て、清潔めたるなり、【若し此意ならば、伊夜斯岐佐夜米なきあるべきに、伊夜佐夜あるは、異意敷も云べけれど、幾重も重ね敷て、清潔なるを指てよみ賜へるなれば、清潔に敷て云意なり、師は多にの意なり云れき、障るをも佐夜流云る例もあれば、是もさるこしなれども、疊は幾重も重ぬるこしをこそ云れ、多きこしを云むは似つかはしからず、】○和賀布多理泥斯は朕一人寢しなり、終は伎あるべきを、斯よみ賜へるは、和賀の賀の結の格なり、【賀は之の格も同じ、】○此御哥は、今伊須氣余理比賣を大宮内に召納て率寢坐に就て、有し新枕のをり所思出で、さる醜屋に負ぬ菅疊を八重敷清潔めて、希見しき旅宿せしこよよみ賜へるなり、○阿禮坐は生坐にて、宇麻禮賜へり云こしなり、阿禮てふ言の意は、新現通へり、生るは此身

の新に成なり、又現るなればなり、【宇麻を切れば阿なる故に、阿禮は即宇麻禮なり、意得るは違へり、宇麻禮は所産にて、言は元より別なり、】明宮御宇天皇の生坐るをも、其御子者阿禮坐あり、續紀一に、天皇御子之阿禮坐牟彌繼々爾見え、月次祭祝詞にも、阿禮坐皇子等乎毛裏給比見え、万葉一六に、阿禮座師神之盡、六段に、阿禮將座御子之嗣繼なき見ゆ、又書紀允恭卷に、皇后産大泊瀬天皇、さある産を、阿良志麻須訓るは、令生坐なり、【凡て阿禮坐は、御子に就ていふ言にて、宇麻禮賜ふ云意なり、故御母に就ていふこしは、阿良志坐なり、令生坐の意なればなり、又宇牟は母に就たる言なる故に、子に就ていへば宇麻禮といふ、所生の意なり、されば古書に生字を書るに此差別あり、母に就て某生某ある生は、親の子を産なれば、宇牟か阿良志坐か訓べし、子に就て某生さある生は、子の誕生なれば、宇麻禮か阿禮坐か訓べし、然るに世、人此差別なく、生字をば、子に就ても親に就ても、阿禮坐訓を古言の心得たるは非なり、凡て何事も文字に委ねおく故に、古言の、差別あるこしを得辨へ知らざる、此類多し、其例を一ツいは、賜ふ賜はるこを一ツに心得、遣す遣さるこを一ツに心得るなき、皆誤なり、多麻布は與ふる人に就ていふ言、多麻波流は受る人に就ていふ言にて、所賜の意なり、都加波須は遣る人に就ていふ言、都加波佐流は行人に就ていふ言にて、所遣の意なり、凡ての言つかひ、此等を以て准へ知べし、】○日子八井命、姓氏録には彦八井耳命あり、【舊事紀も同じ、】八井の意いまだ思得ず、御弟命の沼河の例に依らば、字の如きか、さて此御子の事、下に論あり、○神八井耳命、名義、八井は上と同じ、耳は上卷忍穂耳命の處に云るがこし、次なるも同じ、書紀綏靖御卷に、四年夏四月、神八井耳命薨、即葬于畝傍山北二あり、【此御葬の事、大和志に、在高市郡山本村一稱、御陵山傍、有小祠、曰岩井耳云り、山本村畝火山の邊にあり、】○神沼河耳命、沼河は書紀に依て奴加波訓べし、上卷に沼河比賣云あり、万葉十三に、沼名河之底奈流玉、神名帳に、越後國類

城郡奴奈川神社あり、是を和名抄、郷名には、沼川、奴乃加波あり、此例に准へば、那は之の意にやあらむ、〔淨御原、天皇の御名天、淳中原瀛真人、淳中此云三農難あり、是も中は借字にて、同意なるべし〕さて沼河は、沼の如く水の淀みて深き川なごをいふか、また砂ならて泥なる川をいふか、又此、御名は、然る川の意にて、御兄の御名の八井も此も、稱名なる由あるか、將地名か、詳にはしりがたし、書紀云、庚申、年九月壬午朔己巳、納媛踏鞿五十鈴媛命、以爲正妃、辛酉、年春正月庚辰朔、天皇即帝位於橿原宮、是歲爲天皇元年、尊正妃爲皇后、生皇子神八井命、神淳名川耳尊あり、〔凡て書紀に、上古の御代々々皇后を立たまふことなごを、如此某年某月某日、月日を記されたること甚疑はし、其由別に眞曆考に委く論へり、考へ見べし、又きはやかに尊爲皇后なご、いふことも、漢國の事にこそあれ、皇國の上代にはさる事あるべくもあらず、皇后は何時よりこなく、自皇后なるべきをや、さて神八井命は、綏靖、卷には、此記と同く、井下に耳ノ字あるを、此處に無きは、後に脱せるにや、又此記に日子八井命申す例もあれば、本より耳てふ言をば省きても申せるか、

故天皇崩後其庶兄當藝志美美命娶其嫡后伊須氣余理比賣之時將殺其三弟而謀之間其御祖伊須氣余理比賣患苦而以歌令知其御子等歌曰佐章賀波用久毛多知和多理宇泥備夜麻許能波佐夜藝奴加是布加牟登須又歌曰宇泥備夜麻比流

波久毛登章由布佐禮婆加是布加牟登曾許能波佐夜牙流於是其御子聞知而驚乃爲將殺當藝志美美之時神沼河耳命曰其兄神八井耳命那泥汝命持兵入而殺當藝志美美故持兵入以將殺之時手足和那那岐豆不得殺故爾其弟神沼河耳命乞取其兄所持之兵入殺當藝志美美故亦稱其御名謂建沼河耳命

庶兄は、字鏡に庶兄万々兄あり、如此訓べし、〔上卷に庶兄弟あるをば、た、阿爾於登軒母訓たりき、彼は異母兄弟等を凡て云る、其を麻々某いふ稱を知らざればなり、又書紀、綏靖、卷に、庶兄をイロネ、用明、卷に、庶弟をハカカ、訓るなごは、皆當らず〕又同書に、嫡母、万々波々、前、万々妹なごもあり、〔漢國にて、庶、字は嫡に對へる稱にして、嫡妻の生る子を嫡子いひ、妾の生るを庶子いふ、されば庶兄は、嫡妻の生る弟の、妾の生る兄をいふ稱なり、此も其、定まりの如く庶兄と書けり、然れども皇國にては、嫡庶を論ず、凡て異母の兄弟を麻々兄麻々弟と云けむこと、彼、字鏡に嫡をも庶をも万々あるにても知べく、又和名抄に、繼父、万々知々、繼母、万々波々に見え、又古も今も、非所生子を麻々子と云、今、言に非所生親子の間を麻々志伎中と云り〕○嫡后は意當岐佐伎と訓べし、上に大后とあることおなじ、○娶は、此は多波久と訓べし、書紀に、通〔景行卷允恭卷〕訶〔允恭卷〕淫〔安康卷〕なご皆然訓り、

凡て男女の交通の、義に違へるを多波久三云り聞ゆ、字鏡に、奸亂也犯淫也多波久三あり、【同書に淫、太波留三あり是も本同言なるべく、又万葉二十に多波和射三あるも、又狂も、皆同言にて、本は男女の事には限ず、凡ての事にいふ言なりけり】さて此、當藝志耳命の、嫡后に奸坐るこゝ、書紀には見えず、疑はしきこゝなり、此、次に嫡後の患苦坐て、御哥賦して、御子等に知しめ給へるなきを見れば、未交通はしたまはざれども、強て犯し奉らむ欲て、聘ひ賜へるを、多波久三は云るにやあらむ、【興婆布又都麻杼比なごいふも、既に交通せるをも、未せざるをいへば、多波久も然らむか、又思に、上卷に將婚欲婚なご書る例を見れば、此もたゞ交通せむし給ふをいへば、將、字欲、字なきを加へて書べきに、然はあらで、直に娶書るは、若しくは既に其事ありしにもやあらむ、若然らば書紀には、綏靖天皇の皇母なる故に、憚り忌て省かれたるか、但書紀にては、天皇元年に皇后に立給て、七十六年に崩坐しかば、其時皇后御年甚く老給たるべければ、然るこゝあるべくもあらず、然れども此記の傳にては、此、大后何れの年より召れ給ひしもなく、又凡て書紀の年、數、強て拘り難きこゝ多ければ、左右に定めがたし、此、御名に多く命云こゝを省て云るも、如此有事の亂のありし故に、當時より貶して申せるか、當藝志耳命も、是より下には、みな命てふこゝを省ける例をも思ふべし、されど假令然る事ありとも、後の御心より和ひ給へるには非ずして、たゞ當藝志耳命の強たる所爲なりけむこゝ、御哥よみして其、惡事を令知賜ひしにておしはかるべし、】○三弟は美婆羅能意登御子多知三訓べし、上に擧たる三柱の御子なり、○將殺は斯勢牟登志氏三訓べし、上卷沼河日賣の哥に、伊能知波、那志勢多麻比會、【命は莫殺給ひそなり】水垣宮、段の哥に、奴須美、斯勢牟登、宇迦々波久斯良爾、【竊弑む窺はく不知なり】なご見え、書紀卷々に、弑また殺を斯勢麻都流三訓り、斯勢は令死の切りたるにて、殺をいふ古言なり、【弑の字、音には非ず、】○謀之間は波加理基都富村爾三訓べし、獨言するを獨基都、政、爲を麻都理基都なご云例にて、謀事爲を切め

て、如此云なり、書紀三云、神日本磐余彦天皇崩時、神淳名川耳尊、性純深悲慕無已、特留心於哀葬之事焉、其庶兄手研耳命、行年已長、久歷朝機、故亦委事而親之、然其王立操厝、懷本乖仁義、遂以諒闇之際、威福自由、苞藏禍心、圖害二弟、于時也、大歳己卯冬十一月、神淳名川耳尊與二兄神八井耳命、陰知其志而善防之、至於山陵事畢乃云々、【抑大后の所生る御子は、三柱の弟御子等なれば、天、日嗣は、此、御子たちの中、ぞ所知看むこゝ論なきに、其を殺せむ謀れるは、高御座を窺へりしこゝ知られたり、また大后に婚けむせられしはさらなり、】○御祖、古、御母を皆御祖三云り、此事上に委く云り、○患苦は字禮比氏三訓べし、上卷にも、其、御祖命哭患而三あり、○以歌は字多與美志氏三訓べし、【字多毛且三訓まむも悪からず、】○令知は、殺奉むこゝをなり、○歌日は會能美字多三訓べし、○佐章賀波用は自、狭井河三なり、此川の事上に見ゆ、用を延佳本に由三作るは非し、此事も先卷に委く云り、○久毛多知和多理は雲起巨なり、此は直に狭井川より起三云には非ず、【狭井川に雲の立騰る處は、白檮原京より見え分るべきに非ず、】此川の方より云意なり、其は京より狭井川は東北、方にあれば、たゞ東北の方より起るなるを、此、比賣命の本郷なる故に、女の御心に、平日に其方さまをば、凡て狭井川の方三心得坐るから、如此は讀坐るなり、○宇泥備夜麻は畝火山なり、○許能波佐夜藝奴は木葉喧擾ぬにて、木、葉のさや、く、鳴り騒ぐなり、万葉二九に、小竹之葉者、三山毛清爾、亂友、【清は借字なり、】十、【葉邊在、葉之葉左夜藝、秋風之、吹來苗丹、雁鳴渡、古今集十九に、小竹の葉の佐夜具霜夜をなごよめり、又上卷に、葦原之水穗國者、伊多久佐夜藝氏有祁理、】傳十三の五のひら【此、御段の上にも同語あり、又須勢理毘賣の御哥に、多久夫須麻、佐夜具賀斯多爾三もあり、】傳十一の五十一のひら【○加是布加牟登須は欲風吹三なり、○一首の意、表は、狭井川の方より雲の發渡て、大宮のべなる畝火山の樹葉さもの喧擾ぐを見坐て、風の吹發なむ三するこゝを所知看たるさまにて、然警賜

へる裏の意は、當藝志美々の方に事謀をし設るぞ、其は汝等を殺さむてなり云るにて、雲起、巨木、葉さやぐは、事謀する譬へ、欲風吹一は殺さむとする譬なり、【雲の起る方を、狹井川從こしもよみ給へるは、若しくは當藝志耳、命の家、其方に在し故かと思はるれども、其までの意はあるべからず、彼、命の家は、何處にありけむも知べからねむ、書紀に片丘なる大窰中に臥たまへりしここのある、片丘は葛下郡なれば、畝火山の西なり、此、磐石、其家にありし歟、たこひ家には在らずとも、住りし地に遠からじ、是を以見れば、其家、京より東北の方にはあらじと思はる、さて又雲の立渡るは、風の吹むとするさまなれども、木の葉のさやぐは、方に風の吹、時の事にこそあれ、吹むとするさまによみ給へるは、事のさま違へるに似たれども、然細に思ふは、後世の意なり、た、木の葉のさやぐは、風の吹に事縁る故に、かくはよみたまへるなり、凡てかゝるこゝ、古は大らかにこそよめれ、又風は先、山上より吹て、後に山下へは吹おろすものなる故に、先、山の木、葉のさやぐが見えて、いまだ山下までは吹及、ざるほきなりとも云むか、其は殊にくたし】○又歌曰は、た、麻多このみ訓べし、○比流波久毛登草は、畫者雲居にて、雲居居は、雲にて居るを云なり、夕には風になるべき雲の、畫のほきは、未雲にて居るを云、居居は、起、騒ぎなきはせず、山際なきに懸りて、駐り集るを云なり、【俄に黒雲の起りて、いみしく雨の降ぬべきけしきなるが、雨はふらずて、風の吹出で、其雲は晴ゆきこゝなき、常にあるものなり、これらも其雲の即、風になるなり、師の、此句を、雲の如く居るなり、又多知を切むれば知なるを、通して登云云るか、然らば雲立居なり、云れつるは、二、共にわろし、雲の如く居居は、何物の居るにか、又立居居は云がたし、さては立もし居もするこゝになるを、此處はた、静まり居る意ならではかなはず、】○由布佐禮妻は、夕去者にて、夕になれば云むが如し、万葉に多き詞なり、明去ば朝去ば、春去ば秋去ば、又春去ぬればなきもいひ、夕さらば春さらば、秋さらばなきもいひ、又夕去來れば春去來ればとも、春去にけりとも、又春去往とも、

さまぐに云る、みな去は其時になる意に云り、【去往る意にはあらず、春去往云るも、春になりゆくなり、春去にけり云るも、春になりにけりいふ意なり、】今の俗言に、夜を夕さりとも夜さりとも云は、此より出たる言なるべし、○此、御哥は、當藝志美々の、畫のほきは忍びて、さりけなく在るを、雲の静まり居るに譬へ、夕になれば、汝等を殺し奉むて、其事謀設けをするぞ云云を、風の吹むして、木の葉のさやぐに譬、たまへるなり、○聞知こは、御母命の御哥を聞て、其意を解り給へるなり、○爲、將、殺、當藝志美々之時云々、書紀に、至於山陵、事畢、乃使弓部、稚彦造、弓、倭、蝦部、天津、眞浦造、眞、麩、鎌、矢部、作、箭、及、弓、矢、既、成、神、淳、名、川、耳、尊、欲、以、射、殺、手、研耳、命、こあり、○兄は伊呂勢、訓べし、其解傳九【二十六葉】に見ゆ、○那泥は、人を親み尊みていふ稱なり、書紀神代、卷に阿姉、見え、万葉四、に、己が女、名、姉、よみ、今、本の訓は誤れり、九、に、妹、名、根、よみ、常にも、男には兄女に姉云ば、那泥は女に局るべきに似たれども、此に兄命を詔へれば、男にもわたる稱にて、【伊呂泥も女に限る如くなれども、安寧天皇の御子に、常根津日子伊呂泥命申すあれば、是も男女にわたる稱なり、】泥は、天津日子根なき、常多かる泥なり、○汝命は、那賀美許登、訓べきこゝ、上【傳七の五葉】に云り、○兵は、和名抄に、兵庫寮、豆波毛乃、久良乃、官、あれば、都波毛能、訓べし、刀鋒の屬の總名なり、書紀に、鋒、及、兵、器、兵、仗、兵、革、な、皆、然、訓り、【漢國にても兵、字は、も、械、也、も、戎、器、也、も、注、して、其、義、なる、を、轉、して、其、兵、を、執、人、を、多、く、兵、云、る、其、をも、誤、り、て、都、波、毛、能、訓、る、から、後、世、に、は、只、勇、士、の、稱、の、如、く、な、り、て、剛、者、の、意、こ、心、得、て、刀、鋒、の、屬、の、名、なる、こゝを、は、知、ら、ず、な、り、ぬ、皇、國、に、て、は、古、其、人、を、指、て、都、波、毛、能、云、る、こゝは、無、り、き、書、紀、な、ぎ、に、人、を、云、る、兵、字、又、卒、な、ぎ、を、然、訓、る、は、誤、なり、又、其、を、イ、ク、サ、ビ、ト、な、ぎ、訓、る、こゝぞ、宜、し、き、】名、義、は、鐔、物、なり、【和名抄に、鐔、都、美、波、】匠、具、農、具、其、餘、も、諸、器、に、刀、鋒、の、屬、の、物、は、多、か、る、中、に、兵、器、に、局、り、て、鐔、ある、故、に、此、名、を、負、る、なり、【都、美、波、の、美、を、省、き、て、都、波、云、

るは、後、世には鏢をも即都婆婆云云同じ、さて書紀には此に弓矢を新に造り給へるこ見えて、遂に其を以射殺し給ふこあるを以思へば、此に兵こあるも、弓矢ならむか、若し然らば、刀鋒のたぐひより轉りて、弓矢なきをも同く都波毛能云云歟、但此記の傳は弓矢にはあらで、刀鋒のたぐひなりけむも知がたし、○語、器物を凡て宇都波毛能といへば、兵器も本は宇都波毛能云云て、其は諸、器の惣名なるが、別て兵器の名にもなれる歟、又兵器を本にて、諸、器の惣名にもなれる歟、何れにまれ宇都波物と都波物とは、本一名の如くにて、まぎらはしけれども、本より別にて、宇都波物は、本坏の屬の名にて、空埴物の義なるを、爾を省けるは、土師を波自云云同じこなり、物を實む料に、内を空に造れる故に然云り、さて後には、必しも土物ならぬとも、凡ての名にもなれるなり、○持は登理氏訓べし、書紀神功、卷にも、荷持此云能登利こあり、【され毛知且訓も、あしくはあらず、】○故持兵は神八井耳命なり、○和那々岐氏は、書紀には戰慄こあり、又神功、卷に戰栗栗々、清寧、卷に慄然振怖、敏達、卷に搖震、皇極、卷に動手、又掉戰なき見え、字鏡に、悸動也亦惶也和奈々久、また惜、懼也和奈々久、又乎乃々久こあり、このほか物語文なきにも常に云る言なり、【和乎こは、殊に親しく通ふ音にて、乎乃々久も同言なり、俗言に身の震動ふ貌を、和陀々々こも、乎杆々々こもいふ、是れも同じ、】○弟は伊呂登訓べし、下卷若櫻、宮段に伊呂弟こあるこ同じ、○書紀に、會有乎手研耳命於二片丘大窰中獨臥于大牀時淳名川耳尊【淳上に神字を脱せるか】謂神八井耳命二日今適其時也、夫言貴密事宜慎故我之陰謀本無預者今日之事唯吾與爾自行之耳、吾當先開三窰戶一爾其射之因相隨進入、神淳川耳尊突開其戸神八井耳命則手脚戰慄不能放矢、時神淳名川耳尊擊取其兄所持弓矢而射乎手研耳命一發中胸、再發中背遂殺之見ゆ、【是に大窰中に臥こあるに依て思へば、此記に持兵入而云々、故持兵入以云々、所持之兵入殺云々、こ三たびまで入云るは、命内なる故歟、はたさばかりの意はなきか、又三處ながら、入、字の兵、字の

下につゞきてあるは、異なる意なきある歟、驚かしおくなり、】○亦稱其御名謂建沼河耳命こは本の神を建こ更めたるにはあらず、是、時より亦御名に如此も申せりこいふなり、上の亦、字に其、意見えたり、故、次の此、命の御段の始には、又舊のま、に神こあり、建沼河耳命登母麻志伎訓べし、大毘古命の御子にも、建沼河別命こいふあり、
爾神八井耳命讓弟建沼河耳命曰吾者不能殺仇汝命既得殺仇故吾雖兄不宜爲上是以汝命爲上治天下僕者扶汝命爲忌人而仕奉也

讓てふ言は、佛足石、哥に、由豆利麻都良牟こあり、○得殺仇は、延志勢賜比奴訓べし、仇、字は讀べからず、仇をこ云こは、上にあるを、此に又云むは、煩はしければなり、また得殺こあるをば、常には殺すこを得訓、こも、其は漢籍讀なり、延志勢云云古言なる、此事先に例なき引て委く云りき、○雖兄は阿爾那禮杆母訓べし、【此兄は、伊呂勢なき、訓てはわろし、】○不宜爲上は、加美登阿流辨加羅受訓べし、さて此、上は、只此二柱の間の上下を云に非ず、天下、萬、人の上にて、天皇なるこを云なり、一姓の中の長を氏上といひ、【氏、長者こ同じ、】長子を子上といひ、【兄、字を古能加美訓によりて、一人には限らぬ如く聞ゆれども、然には非ず、漢字に依て古言の意を勿失ひそ、】諸官の長官をも皆加美云、是れらも皆其、所有中に、最上たる一人を云て、同じこなり、さて又爲を登阿流訓、は、多流云云同じ、多流は即登阿流の切りたる辭なり、故、多流云云べきを、登阿流云云こ、古言に多し、【凡て此、多流多理に二あり、幹、言の下に附るは、此こ同じくて、皆登阿流登阿理なり、但漢文にて、瑟兮惻兮なき云類は、

用言の下なれども、字音にて活かざれば、躰言に同じくて、是れも登阿理の切りたるなり、さて用言の下に附るは、皆
 且阿流且阿理の切りたるなり、云たり聞たりなき云類是なり、多良牟多禮なき活きたるも右の二なり、○汝命爲上、
 此爲上は、加美登麻志氏訓べし、凡て尋常の人には、阿理阿流云辭を、尊みていふべきは、坐云例なり、續紀、
 宣命に、皇坐且天下治賜君者云々、また君坐氏御宇事云々なき、此外も皆かくの如し、○上代には日嗣
 御子申すは、一柱に限らざりしかば、【此事上にも下にも委く云り、】神八井耳命も神沼河耳命も、共に日嗣御子に
 坐て、此時御位を嗣坐すべきは、未何れも定り給はざりし故に、今如此る御論議はあるなり、若し豫て定まり賜へら
 むには、今更ら此御論議はあらめやも、然るを書紀には、四十有二年春正月壬子朔甲寅、立皇子神沼名川耳尊爲
 皇太子ありて、此處に至りては、於是神八井耳命慙然自服、讓於神沼名川耳尊曰、吾是乃兄而懦弱不能致果、今汝特
 擬神武、自誅元惡、宜哉乎、汝之光臨天位以承皇祖之業、あるは、心得ぬことなりかし、【其故は、若し神沼河
 耳命一柱、既く皇太子に定まり坐てあらむには、皇位を嗣坐むこと、本より論なきに、此に至りて今更に、讓云々
 あるは如何ぞや、また宜哉乎云々ある語は、かねてより定まり坐る如く問ひれども、若し然らばいよく、讓曰云々て
 ふ語に叶はず、されば此は、哉乎二字を除きて、宜汝之光臨天位以承皇祖之業云云てこそ、本末あひ叶ふべ
 れ、凡て書紀に、某年月日立某爲皇太子あるは、上代のは何れも疑はしきを、此に宜哉乎書給へるは、上に爲
 皇太子あること、首尾を合さむての文なるべし、】さて上代には、武を主として、天下治しめしこと、此段を
 見てさるべし、○僕は阿禮訓べし、【上にも吾者あり、書紀にしも吾者あり、】○忌人は、師の伊波比毘登訓れ
 たるぞ宜き、此訓は、黒田宮段に、伊波比辨を忌翁書るにて定むべし、凡て伊波布伊牟本同言にて、齋字を
 も書て、【後世には、忌字をば伊牟のみ訓て、伊波布には齋字祝字なきをのみ書き、齋を毛能伊美も訓を以

て、同言なることを知るべし、】諸の凶惡事汗穢事なきを忌避て、萬を慎むを云なり、故多く神に仕奉る事に言り、【後
 世には伊波布は、壽ぐ事をいひ、伊牟はた、嫌惡て去ることをのみ云て、反對なる如くになれ、】壽を云も、
 其人其物を吉からしめむ願ふにつきて、凶惡事を嫌去て、慎む意より轉り、又た嫌去を伊牟云も、凶惡事を嫌去
 より轉れるにて、本は一意なり、【書紀、此御卷に、時勅道臣命、今以高皇產靈尊一朕親作顯齋一用汝爲
 齋主云々、顯齋此云于圖詩怡破毘、また神代卷に、是時齋主神號齋之大人、齋此云伊幡毘、】此訓注の齋字
 の下に、今本に主字あるは誤なり、是は下の齋字の訓注にて、伊幡比このみあれば、主字あるべき由なし、後人の
 さかしらに加へたるなり、さて此文を、齋主齋之大人は同言なるに、かく云るはいかゞ、人の疑ふことなれども、
 よく聞えたることなり、齋主はその時の職をいひ、下の齋之大人は、其神の名になれるよしを云るなり、後まで香取、
 神號を、伊波比奴志神申すを以しるべし、【なき見え、万葉七に、三幣出取、神之祝我、鎮齋杉原、十四に、
 爾布奈末爾、和家世乎夜里且、伊波布許能戸乎な猶多し、さて此の忌人は、書紀にも、吾當爲汝輔之奉典神祇者
 有て、天皇の御親行ひ給ふ御神事を、扶輔奉り給ふ職を云なり、然るは上代には、御神事を、有が中に最嚴重き
 御業として、【職員令に神祇官を第一として、太政官より上に次第られたるなき、上代の意の遺れるなり、後世何事も如
 此こそあらまほしけれ、】書紀に右に引る文にも、朕親作顯齋一見え、神功卷には、皇后選吉日一入齋宮一親
 爲三神主一も有如く、大御親仕奉り賜へる故に、【後世までも大管なきには此式遺れり、】其御扶輔を爲給ふなれ
 ば、甚々重き職掌にぞ有ける、上に扶汝命いひ、書紀にも爲汝輔一あるに心を著べきものぞ、【齋主云、すし
 て、齋人云るは、如何に云に齋王は、中臣忌部なきの諸の神職を總帥て仕奉る職なる故に、主云を、今此神八
 井耳命の仕奉賜ふは、然には非ず、天皇の御自ら仕奉賜ふ御事を、扶奉り給ふ方の職なる故に、主は稱さるなり、】

○仕奉は、神に仕奉見むか、天皇に仕奉見むか、何れにても違ふべからず。

故其日子八井命者

茨田連之手島連之祖

日子八井命、書紀には此、皇子無し、姓氏錄には、神八井耳命、男彦八井耳命あり、【其文は下に引べし、舊事紀にも、御名は彦八井耳命ありて、神淳名川耳尊の御弟せり】故思に、此命若白鸕原朝の皇子ならましかば、御兄弟等の當藝志耳命を殺し賜ふ時に、必出給はましを、其段には唯二柱のみにて、此命は見え給はぬを思へば、書紀の方正しくて、姓氏錄に見えたる如く、實は神八井耳命の御子にぞ坐けむ、然るを此記に其御見しもせるは、混れたる傳なるべし、其まぎれは、此命御齡も長しく、勇なごの優りて、父命よりは、御威名も殊に高くありし故なるべし、されば姓氏錄に、茨田連なき、たゞに神八井耳命之後このみはいはずして、その男彦八井耳命之後、此御名をしも擧るは、彼氏々、此命を以て本祖とする故なるべし、○茨田連、茨田は河内國の地名にて、其地より出たる姓なり、其地の事は、下卷に、茨田、堤こある下【傳三十五の十五葉】に云べし、さて此姓は、高津宮、御世十一年に、茨田、堤を築せられし時、河内人茨田、連杉子てふ人、功を立たりし事、書紀に見え、繼躰紀に、茨田、連小望云人見ゆ、さて天武、卷に、十三年十二月戊寅朔己卯、茨田、連賜姓曰宿禰、姓氏錄河内國、皇別、茨田、宿禰、多朝臣同祖、彦八井耳命之後、菅原母能古、仁德天皇、御代、造茨田、堤、【菅原母能古を、今、本に男野現宿禰作るは誤なり、古本に依て改めつ】又續紀に、文武天皇二年八月戊子朔、茨田、足島、賜姓連、【万葉世に、茨田、連沙彌麻呂云人見ゆ】又姓氏錄右京皇別、茨田、連、多朝臣同祖、神八井耳命、男彦八井耳命之後也、續後紀、承和六年四月壬子朔庚申、右京人正六位上茨田、連魚麻呂等七人賜姓、忠宗、朝臣、又姓氏錄山城國、皇別、茨田、連、茨田、宿禰同祖、彦八井耳命

之後也なき見ゆ、【此外にも同書に、河内國皇別に、下家、連彦八井耳命之後也、また江、首彦八井耳命、七世孫來目津彦大雨、宿禰大碓命之後也、また尾張部彦八井耳命之後也なき見ゆ、是らは茨田、連より別れたる氏もなるべし、○姓氏錄の撰者萬多親王の御名は、乳母の姓を取れるなり、そは此氏人なりけむ、此御名も初は茨田に書れしを、後に萬多は改め書れつるなり、○手島連、手島は和名抄に、攝津國豐島【手島】郡豐島、天之方こある、此地より出たる姓なり、姓氏錄攝津國皇別、豐島連、多朝臣同祖、彦八井耳命之後也、日本紀、漏、【松津、首、豐島、連同祖】こあり、

神八井耳命者

意富區小部連坂合部連火君大分君阿蘇君筑紫三家連
雀部雀部造小長谷造都祁直伊余國造科野國造道奥石
城國造常道仲國造長狹國造伊勢船
木直尾張丹羽區島田區等之祖也

意富臣、意富は地名、和名抄に、大和國十市郡、郡、意富こある、【今、本に、飯を誤て飯こ作り、上總國望陀郡の飯富をも、飯に誤れるを、於布こあるにて、其誤をしるべく、大和なるをも、准へて知べし、さて今も十市郡に多村ありて、太さも書り、神名帳に、多坐彌志理都比古神社、臨時祭式に太社こ見えて、或作多社こある是なり、此社今も多村にあり、此氏神にや坐らむ】此より出たる姓なり、書紀にも神八井耳命云々、【是即多臣之始祖也】見え、景行、卷に多、臣、祖武諸木、天智、卷に多、臣、蔭敷、天武、卷に多、臣、品治なき見えて、同卷十三年十一月戊申朔、多、臣、賜姓曰朝臣、姓氏錄、左京皇別、多朝臣、出自諡神武、皇子神八井耳命之後也こあり、此記撰はれたる安麻呂朝臣は、此氏人なり、【万葉十七に、大朝臣德太理てふ人見ゆ】三代實錄に、貞觀五年九月五日、右京人散位外從五位下多、臣

自然麻呂、賜姓宿禰、信濃國諏方郡、人右近衛將監正六位上金刺、舍人貞長、賜姓大朝臣、並是神八井耳命之苗裔也、○小子部連、小子之訓は、和名抄、越中、國婦負郡、名小子知比佐古、あるに依るべし、さて此、姓の人は、書紀、雄略、卷に、小子部連、螺贏、七年に、此、人大命を蒙りて、三諸、岳の雷神を捉へ、參れりし勇に依りて、雷云名を賜ひき、姓氏錄に、小子部、雷云ある、此、人なり、右の故事、靈異記に委く記せり、】天武、卷に、小子部、連、鉤なご見ゆ、同御世十三年十二月戊寅、朔己卯、小子部、連、賜姓、曰、宿禰、】姓氏錄、左京皇別、小子部、宿禰、多、朝臣同祖、神八井耳、命之後也、大初瀬幼武、天皇、御世、所遺諸國、収、歛、蠶、兒、誤、聚、小兒、貢之、天皇、大晒、賜姓、小兒部、連、また和泉國皇別、小子部、連、神八井耳、命之後也、○坂合部連、坂合は、佐加比、訓べし、書紀に、即、境も書れたり、【凡て境は、即、坂合の意の名なり、】さて此、姓の此に出たるこころ心得ず、其故は、姓氏錄、大和國、皇別に、坂合部、首、阿部、朝臣同祖、大彥、命之後也、また攝津國、皇別、坂合部、大彥、命之後也、允恭天皇、御世、造、立、國境之標、因、賜姓、坂合部、連、【連の尸を賜ふ云ながら、此、尸を擧ぐるは如何ぞや、若、脱たるにや、】また左京神別、坂合部、宿禰、火明、命、八世、孫、暹倍足尼之後也、右京神別、坂合部、宿禰、火闌降、命、八世、孫、暹陪足尼、後也、火明、命、火闌降、命、異傳なり、】和泉國、神別、坂合部、火闌降、命、七世、孫、夜麻等古命之後也、見えて、皇別、神別、一、の坂合部、氏、あれども、神八井耳、命の御後なるは見え、若、右の二、の中の一、が、まがひて、此に出たるにやあらむ、さて書紀、雄略、卷に、坂合部、連、連、宿禰、【是は神別の方なり、】推古、卷に、境部、臣、摩理勢、境部、臣、雄摩侶、【是らは臣、尸なるは別姓か、】孝德、卷に、坂合部、連、連、磐積、齋明、卷に、同磐、鐵、同、藥、同、石、布、なご見え、天武、卷、十三年十二月に、境部、連、賜姓、曰、宿禰、【是らは皇別の方か、神別の方かしらず、】こ見えたり、○火君、【火、字、或は大、或は炊、或は炊なごに誤れり、今は延佳本又一本に依れり、】火は地名、筑紫の肥國是なり、名の由なご上卷【傳五の十一葉】に委く云り、其處に引る肥後、風土記に、肥君等祖、健緒組、ある

は、即、此、氏の祖なるべし、書紀、欽明、卷十七年に、筑紫、火、君、見ゆ、【今、本火を大に誤れり、】國造本紀に、火、國、造、瑞籬、朝、大分、國、造、同祖、志貴多奈彥、命、兒、遲、男、江、命、定、賜、國、造、【大分、國、造、同祖、あれば、此、氏なるべし、】姓氏錄、【右京皇別】火、多、朝臣同祖、また【大和國皇別】肥、直、多、朝臣同祖、神八井耳、命、後也、【景行紀に、火、國、別、又、火、國、造、なごあるは、別姓なり、】○大分君、大分は地名、書紀、景行、卷に、十二年、天皇、遂、幸、筑紫、到、豐、前、國、云々、冬、十月、到、碩田國、其地形、廣大、亦、麗、因、名、碩田、也、碩田、此、云、於、保、岐、陀、也、ある是なり、風土記にも同じ如見えたり、和名抄に、豐後國大分郡、於、保伊多、ある、岐、を、伊、云、るは、後の音便なり、【大隅國桑原郡にも大分てふ郷あれど、其にはあらず、】伎陀を分、書は、段の意なり、さて此、氏、人は、書紀、天武、卷に、大分、君、惠、尺、同、稚、臣、【臣を見もかけり、】見ゆ、壬申、年の亂に、功ありき、○阿蘇君、阿蘇は地名、和名抄に、肥後國阿蘇郡【阿曾】阿蘇、郷是なり、書紀、景行、卷に、十八年六月、到、阿蘇、國、也、其國、郊、原、曠、遠、不、見、人、居、天、皇、曰、是、國、有、人、乎、時、有、二、神、曰、阿蘇都彥、阿蘇都媛、忽、化、人、以、遊、詣、之、曰、吾、二、人、在、何、無、人、耶、故、號、其、國、曰、阿蘇、也、あり、國造本紀に、阿蘇國、造、瑞籬、朝、御世、火、國、造、同祖、神八井耳、命、孫、速、玉、命、定、賜、國、造、【神名式に、肥後國阿蘇郡、健磐龍命、神大、阿蘇比咩神社、國、造、神社、見ゆ、國造本紀、科野、國、造、條に、神八井耳、命、孫、建、五、百、建、命、あるは、健磐龍、同じ、聞ゆ、彼、社、傳、には、本宮、武磐龍、命、は、神八井耳、命の子なり、阿蘇、姫、神、は、武磐龍、命の妃にて、速玉命の母なり、國造、神、は、速玉命にて、武磐龍、命の子なり、一説には、神八井耳、命の子なり云り、書紀に、化、人、出、賜、ひ、し、阿蘇、都、彥、は、即、健磐龍、命の神靈なるべし、さて阿蘇山の事は、筑紫風土記に、肥後國、阿蘇、郡、々、坤、カ、二十餘里、有、禿、山、曰、闕、宗、岳、云々、委く見えたり、】○筑紫三家連、三家は、美夜氣、訓べし、美夜氣の事は、日代、宮、段に、倭、屯、家、ある、下【傳二十六の三十三葉】に委く云べし、筑紫の屯家は、書紀、繼、躰、卷に、糟、屋、屯、家、【糟屋は筑

前なり。安閑卷に、二年五月、置筑紫穗波屯倉鎌屯倉等。宣化卷に、筑紫肥豐三國、屯倉、散在懸隔。所に見えたり、かくて又安閑卷に、詔櫻井田部、連縣、犬養、連難波、吉士等。主掌屯倉之稅。なごも見えたり。此、姓は、筑紫なる屯家の事を掌れるより出たるか、又三家て地名に由れるか、地名は和名抄に、筑前國那珂郡三宅、筑後國上妻郡三宅なご見えたり、さて書紀天武卷に、筑紫三宅、連得許云人見ゆ、○雀部臣、佐那伎辨訓べし、【佐々伊辨訓は、後の音便なり】、姓氏錄和泉國皇別、雀部臣、多朝臣同祖、神八井耳命之後也【また志紀、縣主、雀部臣同祖】、見ゆ、又建内宿禰の後にも雀部臣ありて、姓氏錄其條下に、雀部云事の由縁、舉たり、【其文は其下に引り】、若此氏も、同じく然る由縁ありしにやあらむ、又地名には、和名抄に、參河國寶飯郡雀部、散々倍、上野國佐位郡雀部、佐々伊倍、丹波國天田郡雀部なごあり、○雀部造、此の外はいまだ物に見あたらず、○小長谷造、まづ小長谷云は、雄略天皇の大御名を、大長谷に申せるに對へて、武烈天皇を小長谷若雀命に申せる、此大御名に由れり、其は彼段に、天皇无太子故、爲御子代、定小長谷部【書紀には、置小泊瀬舍人なごあり】、此あり、然れば、此、姓は、神八井耳命の後の中の人の、彼、小長谷部にてありしが、姓をせざるべし、【大和國の長谷を、歌なごに小長谷よめごも、是は直に其地名より出たる姓にはあらず】、書紀仁德卷に、小泊瀬造、祖宿禰臣、賜名曰賢遺臣、天武卷に、十二年九月乙酉朔丁未、小泊瀬造、賜姓曰連、【續紀十三に、小長谷常人、廿九に、小長谷部、宇麻呂、後紀十九に、小長谷直淨足なご云人見ゆ、是らも皆、彼、小長谷部より出たる姓なるべし】、○都祁直、都祁は地名、【祁、清音に讀べし、濁るべからず】、和名抄に、大和國山邊郡都祁、【續紀六に、開大倭國都祁山之道、神名帳に、山邊郡都祁山口神社、主水式に山邊郡都祁】、是なり、書紀仁德卷に、開鷄稻置大山主、允恭卷に、開鷄國造、貶其姓、謂稻置、見えたる、仁德卷なる允恭卷なるは、一姓を聞えたるに、仁德卷に國

造云すして、稻置あるは、如何、若初、稻置なりしが、中ごろ國造にはなれりし歟、又は後に貶されたる尸を以て、古へも及ばしていへる歟、是ら此氏同じきか異なるか知らず、【都祁開鷄地名は一なり】、○伊余國造、伊豫國の事は、上卷【傳五】に出たり、和名抄に、伊豫國伊豫郡、【神名帳、伊豫郡伊豫神社、名神大、伊豫豆比古命、神社、續紀廿七に久米郡伊豫神】、國造本紀に、伊余國造、志賀、高穴穗朝、御世、印幡國造同祖、政術彦命、兒速後上命、定賜國造、【印波國造、輕島、豐明朝、御代、神八井耳命、八世、孫伊都許利命、定賜國造】、【あり、印幡は下總國にあり、郡名なれり】、○科野國造、信濃國の事は、上卷【傳十四】に出たり、國造本紀に、科野國造、瑞籬朝、御世、神八井耳命、孫建五百建命、定賜國造、【道與石城國造、道與、書紀、齊明卷にも道與と作、又陸道與も作れたり、万葉十四十八に美知能久見ゆ、【能に於の韻ある故に、自は省かる、なり】、和名抄には、陸奥、三知乃於久あり、【古今集顯注に云、陸奥國に書て、みちのおくのくによむなり、哥にはみちのおくよむを畧して、みちのおくよも書り、世俗にみちのくにに申すは、哥の詞に非ず、ましてむつの國に申す無下のこなり、陸云文字をむつ云、ばと思へり、陸をばみちよむなり云り、陸をむつ云は、數の六に此字を借り用ることなり、信に此國名の美知を、牟都と訛れるは、是よりぞまぎれつらむ】、奥は口に對云稱にて、道口、道後の後に同じ、京より行に、初の地を道、口云、終を後、奥も云り、此、國は東北の極に在て、實に道の奥なり、【筑紫にても、大隅薩摩を奥の國云るこ、檜垣家集に見ゆ、又陸奥國にても、黒川郡より北を、奥郡云大同五年の官符に見えたり、源氏物語若菜卷には、播磨國内にて、此國の奥郡云るこあり】、石城は、和名抄に、陸奥國磐城郡これなり、【伊波岐さあり、此郡内に磐城、郷もあり、又名取郡宮城、郡桃生、郡なごにも、磐城、郷あれご、其等にはあらず】、後に郡郷なごになれる地をも、古は國云るこ多し、【春日國吉野國難波國なご云、長谷小國なごもいへり】、又國云ながら、猶大

名の道奥をも擧るは、書紀敏達卷に、火葦北國造なきある例なり、さて續紀八、養老二年五月甲午朔乙未、割陸奥國之石城標葉行方字太巨理菊多六郡置石城國、此あるは、後の事なり、【今本に此陸奥を、常陸と作るは誤寫なり、今古本に依れり】さて類聚國史に、天長三年、外正六位上磐城、臣藤成、授外從五位下、此あるは此氏人歟、國造本紀に、石城國造、志賀、高穴穗朝、御世、以建許呂命、定賜國造、此あるは異姓なり、【其故は、同紀師長須惠馬來田等國造の下に、茨城國造、祖建許呂命云々ありて、茨城國造の下に、天津彦根命、孫云々あり、茨城國造は、書紀神代卷に出て、天津彦根命の後なり、さて常陸國風土記にも、茨城國造、初祖祈許呂命あり、祈は祁の誤にて、此上卷に多、字脱たるなるべし、然れば建許呂命云は、天津彦根命の子孫なり、】○常道仲國造、常道は常陸なり、万葉廿二に比多知、和名抄に常陸、比太知、【比多に常字を書は、万葉十八に等能乃多知波奈比多底里爾之豆、此あるは、變らず常に照を、比多底里云り、此意なり、又十三に常土書り、今本には常を當に誤れり、さて知に陸字を書は、陸奥の陸と同くて、陸道の意なり、古今集類注に、常陸は、ひたかちをひたかちと申すなり、陸をからこもよむなり云るを、契沖が、陸をからこよめること未知す、ひたかちはひたみちなり云る、まことに然り、古哥に、東道の道のはてなる常陸よめるは、東海道の極なればなり、】常陸國風土記に、往來道路、不隔江海之津濟、郡郡、境堺、相經山川之峯谷、取近通之義、以即名稱焉、【此は常道の意なり、】また倭武尊、巡狩東夷之國、幸過新治之縣、時遣國造毘那良珠命、新令堀井、流泉淨澄、尤有愛好、時停乘輿、既水洗手、御衣之袖、垂泉而沾、依漬袖之義、以爲此國之名、國俗諺、云筑波岳、黑雲掛衣袖漬國、是矣、此あり、仲は和名抄に、常陸國那珂郡、これなり、【郡内に那珂、郷もあり、】國造本紀に、仲國造、志賀、高穴穗朝、御世、伊豫國造同祖、建借馬命、定賜國造、○長狹國造、和名抄に、安房國長狹郡、奈加佐是なり、【續紀に、養老二年五月甲午朔乙未、割上總國、平群安房朝夷長狹

四郡置、安房國、此あれば元は上總國の内なりき、又思ふに、上なる常道は、此長狹へも係るか、若し然らば、上代には上總下總安房かけて、大名を常道云しにも有べし、此は嘗に驚かしおくのみなり、又上總國夷瀧郡にも長狹郷あり、又同國望陀郡に飯富神社あり、長狹國造の祖神なるべし、○伊勢船木直、船木、何れ郡にあるにか、詳ならず、【神鳳鈔に、志摩國船木原、御厨あり、志摩國をば、古伊勢へ攝て云るこも多ければ、是ならむか、又多氣郡に今世舟木村あり、】和名抄に、他國には此郷名此彼見たり、是皆古に船に造べき材を採れるより負る名聞えたり、【書紀推古卷廿六年に、安藝國の山にて、船材を伐せられしこ見えて、和名抄に、其國安藝郡船木、布奈木云郷あるは、其地なるべし、】○續紀廿八より卅六まで、船木、直馬養云人見え、後紀一に船木、直安麻呂見えたれども、これらは、越前國人にて他姓なり、○尾張丹羽臣、和名抄に、尾張國丹羽、【邇波】郡、是なり、【郡内に丹羽郷もあり、神名式に同郡爾波神社もあり、】續紀十七に丹羽臣、眞咋云人見ゆ、○島田臣、和名抄に、尾張國海部郡島田郷、是なり、【神名帳、同國中島郡大神社、名神大、臨時祭式に、大或作多見見え、文德實錄五に尾張國多天神、三代實錄卅に尾張國多、名神なきある、皆此神社のここなり、丹羽臣島田臣なき、多、臣の支別なれば、其祖神なるべし、】續紀卅七に島田臣宮成、いふ人見ゆ、姓氏錄右京皇別、島田臣、多、朝臣同祖、神八井耳命之後也、五世孫武惠賀前命、孫仲臣子上、稚足彦天皇、【謬成務】御代、尾張國島田上下二縣有惡神、遣子上平服之、復命之日、賜號島田臣也、【仲臣は、子上の姓にて、彼、仲國造氏なる歟、さて尾張に多、神社あり、又丹羽臣も同祖なれば、子上かの惡神を平けたる功によりて、島田、地を賜はりて、其處に在けるか、若し然らば丹羽臣も共に、此、子上の子孫にやあらむ、】文德實錄七に、島田朝臣清田云々、弘仁十四年改、臣姓爲朝臣、此あり、【清田は、續後紀八にも見え、同十六に、島田朝臣貞繼云人も見えて、此、人は、類聚國史弘仁元年の處にも朝臣あり、】上件十九姓の外に

も、姓氏錄に、右京皇別志紀首、多、朝臣同祖、神八井耳、命之後也、園部、同氏、河内、國皇別志紀、縣主、多、朝臣同祖、神八井耳、命之後也、【此、氏、人三人に宿禰、姓を賜し、こゝ、三代實錄六に見ゆ】、紺口縣主、志紀、縣主同祖云々、志紀、首、志紀、縣主同祖云々、こ見えたり、

神沼河耳命者治天下也

書紀綏靖卷に、元年春正月壬申朔己卯、神沼名川耳尊即天皇位、是年也大歲庚辰こあれば、大御父天皇崩り坐て、三年過て後に、御位には即坐し、なり、【神武天皇元年を辛酉こあれば、崩の年は七十六年こあれば、丙子に當れり、さして丁丑戊寅己卯三年過て庚辰なり、】凡て上代の事は、年紀は必しも拘はり難けれども、此、御世の初を、三年の後こしも定められたるは、據ありけむ、【其所以は今知るべき由なれども、つらく思ふに、】神日本磐余彦天皇崩、時神沼名川耳尊、性純深悲慕無已、特留心於哀葬之事焉、其庶兄手研耳命云々、遂以諒闇之際、威福自由、苞藏禍心、圖害二弟、于時大歲己卯冬十一月云々、至於山陵事畢乃云々、こあるを以見れば、手研耳命の禍害を構へ賜ひしに因て、大御葬すら、四年になるまで【子、年より卯、年まで四年なり、然るに崩の明年秋九月葬上にあるは、此の文違へり、】延緩つるなきなりしかば、其、間は、天皇は何の皇子こも、未定、坐すてありけむを、手研耳命を殺し給て、世間靜まり、さて神八井耳命の諱、坐るに因て、始て御位は定まりつらむ、【或人、此、即位の遅かりしは、三年の御喪を竟賜ひてなりこいふは、例の漢國の儒意なり、皇國にそのかみ三年、喪なき云こいのあるべきかは、】

凡此神倭伊波禮毘古天皇御年壹佰參拾漆歲御陵在畝火山

之北方白檮尾上也

記中御代々々の段の終りに、御年御陵を記せる處の例、多くは此、天皇御年云々、或は天皇御年云々、あるを、此に凡此凡字を置る、此、例は詞志比、宮、段の終りに、凡此、帶中津日子天皇の御年云々、あるこ、輕島宮、段、終りに、凡此品陀天皇御年云々、こあるのみなり、【抑此、凡字、うちまかせては心得ぬこなり、意富余會云々、意富加多云々、須辨豆云々、並古語の法にあたらす、訓べき言なし、故、つらく思ふに、】こは其、天皇の御事をば離れ、て、中間に他事を長く記して、終に其、御代の一段を括總畢る意にて置る辭、聞えたり、故、須辨氏、訓つ、其は上卷に、凡伊邪那岐伊邪那美二神共、所生、島一十四島、神三十五神、こある凡は、此、二大神の島をも神をも生々坐る終りに、其數を括總云る辭なり、又日代、宮、段の始つ方に、其、御子等を擧たる終りに、凡此、大帶日子、天皇之御子等、所錄廿一王、不、入、記、五十九王、并、八十王、こあるも同じ、是、らは凡、云、こ當れるを、此は彼等の例、こ異なれども、事の終りに云る意は相似たるを思、彼、例より轉れる辭なるべし、【又御年の數へ係て云るかこも思へ、物の數をこそ凡若干こいふべけれ、壽數なき然云べきに非ず、】○壹佰參拾漆歲は、毛々知麻理美會那々都訓べし、【歲、字は、漢文の方にて書れども、皇國にては古より今に至るまで、人の壽數を若于歲こいははず、た、幾つ云、是ぞ古言なる、】書紀に、七十有六年春三月甲午朔甲辰、天皇崩于橿原宮、時、年、一百二十七歲、こあり、御年、數、此、記、三十歲の差あり、元より傳へ、異なりし歟、又二、三、三、も、廿、卅、も、只一畫の差のみにて、常によく相誤る字なれば、古書にてまがひつるにも有べし、今孰を正しこも定め難し、○御陵は美波加訓べき由、上卷【傳十七の八十四葉】に云るが如し、○北方は岐多能加多訓べし、【師は、凡て方をば倍訓れつれ、處に依べし、必しも倍をのみ古言こ、ひたぶるには定むべから

【す】○白檮尾上は詞志能袁能字閉訓べし、【尾は上へ屬る心に讀べし】、万葉廿二に、多加麻刀能乎能字倍乃美也【あり、】字を省て訓まむも不可からず、されど是又、袁能閉をのみ古言に偏には定むべからず、】さて山に袁云に、峯尾の二あり、尾は鳥獸なきの尾同く、山のすその長く引延たる處を云、猶此事朝倉宮段に、自り所向之山尾登山上二ある下【傳四十二の八葉】に委云べし、白檮尾は、畝火山の北面の尾にて、白檮樹の多く有しよ、此名を負るなるべし、さて上云に、上を云邊を云二あり、凡て字閉は、裏表云て、裏は内、表は外なるを、上も邊も共に外表なれば、本は同意なり、【共に字を省て閉も云り、然るを後には、字閉は上、閉は邊に分て、二つ言なれり、又邊字は、邊裔邊垂なき云て、中央ならざるはしつ方を云り、されどほりは、其、表外をも云なり、】此の字閉は上を云なり、書紀には、明年秋九月乙卯朔内寅葬畝傍山東北陵【あり、】諸陵式に、畝傍山東北陵、畝傍、檮原宮御宇、神武天皇、在大和國高市郡、北城東西一町南北二町、守戸五烟、見えたり、此、御陵今は詳ならず、但綏靖天皇の御陵に申傳たるぞ、【里人主膳家云り、綏靖を詛れるなるべし、また綏靖家も申せり、】綏靖には坐すして、【綏靖天皇の御陵の事は、彼御段に云り、考へ合すべし、】此、神武天皇の御陵なるべき、其は山本村の西、慈明寺村の南に連きたる高き處に在て、即畝火山の西北方に屬たる岡上にて、正しく尾上云べき地形なり、【是は山の西北方なれば、書紀及式に東北にあるには違ひたれども、御陰井上、御陵も、正しく此山の西なるを、書紀には南にある違ひもあれば、必しも東北にあるに堅く泥むべきに非ず、式は書紀の隨にぞ舉られつらむ、又此記には北方にもあるをや、さて松下氏が前皇廟陵記に、此、御陵下に、可百年以來壞爲蕘田、民呼其田字神武田、暴汚之所爲可痛哭也、餘數畝爲一封云々、夫神武天皇繼神代草味之蹤、東征平中州王道之興、實創於此、我國君臣億兆、當致尊奉之廟陵也、澆季至此、噫哀哉云云、】大和志にも在四條村云り、これらに云るは、四條村

の一町許、東にて、畝火山よりは五六町も東北方にあたりて、田間に僅に三四尺許の高きなる小丘にて、松一木櫻一本生てあり、誰も是を此、御陵の趾と思ふめれど、決して是には非ず、まづ地形、白檮尾上なき云べき處に非ず、久しき世々を經れば、山も變て平になるなき、常のならひなれども、其もなほ其は見ゆる物なるに、此地のさまは然らず、山は清く離れて、其間にいさ、かも、尾の壞れたらむ蹤なき思はる、小高處も残らず、凡て此わたりは、元より平原なりける地こそ見えたれ、且上代の御陵も今見奉るに、有つるまに、全きもあり、又發き壞はれて、内のさまの顯露になれるなきも多けれども、何れも、いさ高く大に、山の如くにて、内の石構なき、すべておほろけならず、當初大に嚴しかりしほ、推計られて著明きを、是はさらに上代の御陵のなごりは見えず、同山邊にて、安寧懿徳の御陵なきは、さばかり高々なるに、此御陵しかりそめなるべき理なきをや、是はや、近き代に、をこの者の、畝火山の東北にあたりて、此丘のたまあるを見付て、ゆくりなく是ぞ定めたるなるべし、されど白檮尾上にあるをも考へず、上代の御陵もものさまを知らずて、いさ妄なることなり、昔承和のころすら、成務天皇の御陵を、神功皇后に誤られしこと、續後紀に見えたれば、況て近代には、まがひけむこと、あやしむべきに非ず、さて歴代の御陵の事、上代には其、諸の制、又祭り賜し式なき、如何有けむ、詳なる事知がたし、書紀天武卷に、壬申年の亂のほ、神の御諭に因りて、遣高市郡、大領高市縣主許梅而、祭拜神日本磐余彦天皇之御陵、因以奉馬及種々兵器、云云見ゆ、是は臨時の事なれども、御陵を祭り幣を奉賜ふこと、物に見えたる始なり、【是より先も、定れる奉幣なきは必有つらむ、】續紀に、神龜五年八月、緣皇太子病、遣使奉幣於諸陵、【是御陵等に御祈事ありし事の、物に見えたる始なり、】又年號天平改まりし時に、諸大陵差使奉幣、【取分て大陵に申すが有しにや、此は未考へず、】同二年九月、遣使以渤海郡信物令獻山陵六所、【是、蕃國の信物を、】

御陵に奉り給ふ事の、物に見えたる始なり、六所は何々なりけむ、」なご、見ゆ、さて職員令に、諸陵司、正一人、掌祭陵、靈、【義解、謂十、月奉、荷前、幣是也、】喪葬凶禮、諸陵及陵戸、名籍、事、佑一人、史一人、土師十人、掌贊、相凶禮、員外、臨時、取充、使部十人、直丁一人、續紀に、天平元年八月、改諸陵司爲寮、増員、加秩、【和名抄に、諸陵寮、美佐々岐乃豆加佐、】書紀持統、卷に、五年十月、詔曰、凡先皇、陵戸者置五戸以上云々、若、陵戸不、以、百姓充、免其、係役、三年一替、【陵戸は上代より有しこなるべし、近、飛鳥、宮、段に、韓袋が子等をして、大御父市邊王の御陵を守らしめ賜ひしこ見ゆ、是を書紀には、充、陵戸あり、】喪葬令に、凡先皇、陵、【義解、謂先代以來帝王、山陵、】置、陵戸令守、非、陵戸令守者、十年一替、兆域、内、不、得、葬埋及耕牧樵採、【陵戸云は、永く其陵々に屬たる戸なり、非、陵戸令守、云は、持統紀に以、百姓充、云るにて、是は其、陵戸無きか、或はたらざれば、其陵の近き民戸を差充て、守らしむるをいふ、諸陵式各陵の下に、守戸有は是なり、】諸陵式に、凡山陵者、置、陵戸五戸令守之、有功臣、墓者、置、墓戸三戸、其、非、陵墓戸、差、點令守者、先取、近、陵墓戸充之、また、凡、陵墓、側近、有、原野者、寮、仰、守、戸、并、移、所在、國司、共、相知、燒除、また、凡、諸、陵、墓、者、毎年二月十日、差、遣、官人、巡、檢、仍、當月一日、錄、名、申、省、其、兆域、垣溝、若、有、損壞者、令、守、戸、修理、專、當、官人、巡、加、檢、校、また、凡、毎年十二月、奉、幣、諸、陵、及、墓、其、陵、別、五色、帛、各三尺、庸、布一段一丈四尺、倭文三尺、木綿四兩、麻一斤、近、陵、別、五色、帛、各一丈、純一匹、絲一絢、調、布一端、倭文一丈、木綿十三兩、麻三斤五兩、裏、料、薦、五尺、黑、葛三兩、遠、墓、及、近、墓、幣、各、同、遠、陵、例、【其、別、貢、幣、物、色、目、見、内、藏、式、】同月上旬云々、頒、幣、日、差、各、陵、墓、預、人、奉、【但、神、功、皇、后、陵、差、寮、主、典、已上、奉、】云々、見えたり、【此、諸、陵、の、幣、物、は、大、藏、省、より、供、る、大、藏、式、に、十二月、供、諸、陵、幣、其、物、納、調、之日、別、收、正、倉、供、幣、數、見、諸、陵、式、こある是なり、さて參議以下、大、藏、省、の、正、倉、院、に、行、向、て、幣、を、頒、つ、儀、式、も、諸、陵、式、大、藏、式

に見えたり、此日天皇建禮門、前、の、幄、に、行、幸、あり、其、儀、貞、觀、儀、式、に、見、え、たり、さて、近、陵、遠、陵、近、墓、遠、墓、は、路、程、の、近、遠、を、以、云、に、非、ず、近、陵、墓、は、いはゆる十、陵、八、墓、にて、其、餘、を、凡、て、遠、陵、墓、と、す、近、は、當、代、に、親、しく、近、き、意、を、以、云、なり、故、に、近、陵、の、幣、物、は、こよなく多く、なほ又別貢の幣物も多くありて、其は別に内藏寮より供ることにて、其色目は内藏式に見え、又中務式に、凡十二月奉諸陵幣者云々、其別貢幣者、臨幸、便所奉送、其使參議已上、及非參議三位、太政官定之、自餘省點之云々、なご、見、え、た、る、如、く、近、遠、は、甚、く、差、別、ある、なり、抑、此、近、遠、の、定、ま、り、し、は、三、代、實、錄、に、天、安、二、年、十、二、月、九、日、詔、定、十、陵、四、墓、獻、年、終、荷、前、之、幣、こあるや始ならむ、其、十、陵、は、天、智、天、皇、田、原、天、皇、光、仁、天、皇、桓、武、天、皇、平、城、天、皇、仁、明、天、皇、文、德、天、皇、七、代、是、當、代、の、皇、祖、等、なり、平、城、は、然、ら、ざ、れ、ば、近、き、故、に、加、へ、ら、れ、た、り、こ、見、ゆ、嵯、峨、淳、和、は、近、け、れ、ば、も、遠、詔、に、て、山、陵、を、置、れ、ざ、る、故、に、入、す、如、此、七、代、を、し、も、定、め、ら、れ、し、は、漢、國、の、七、廟、の、制、を、ま、ね、ば、れ、た、る、なる、べ、し、さて、餘、の、三、陵、は、桓、武、の、御、母、后、こ、皇、后、こ、崇、道、天、皇、こ、なり、崇、道、天、皇、は、延、曆、の、廢、太、子、に、て、その、こ、ろ、厲、給、へ、り、し、より、殊、に、祭、ら、る、なり、次に、四、墓、は、贈、太、政、大、臣、正、一、位、藤、原、朝、臣、多、武、峯、墓、藤、原、朝、臣、冬、嗣、墓、尙、侍、藤、原、朝、臣、美、都、子、墓、源、朝、臣、潔、姫、墓、こ、れ、なり、冬、嗣、公、は、文、德、天、皇、の、御、外、祖、幸、都、子、は、同、御、外、祖、母、潔、姫、は、當、代、の、御、外、祖、母、な、れ、ば、なり、然、る、に、多、武、峯、墓、は、不、比、等、公、に、て、聖、武、孝、謙、の、御、外、祖、に、こ、こ、あ、れ、清、和、の、御、代、に、殊、に、祭、ら、る、べき、由、は、な、き、に、此、内、に、置、れ、た、る、は、此、時、天、皇、は、未、幼、坐、々、ば、凡、て、良、房、大、臣、の、御、心、より、出、た、る、故、なる、べ、し、さて、三、代、實、錄、今、本、に、右、の、多、武、峯、墓、鎌、足、こ、ある、は、後、人、の、な、ま、さ、か、し、ら、に、改、め、つ、る、もの、なり、古、本、に、は、此、名、な、し、多、武、峯、は、不、比、等、公、こ、諸、陵、式、に、も、見、え、贈、太、政、大、臣、正、一、位、も、鎌、足、公、に、て、は、か、な、は、ぬ、物、を、や、さて、又、元、慶、八、年、十、二、月、廿、日、定、毎、年、獻、荷、前、幣、十、陵、五、墓、云、々、こ、の、時、さ、き、に、定、ま、れ、る、内、を、廢、か、れ、た、る、こ、新、に、置、れ、た、る、こ、あり、其、後、御、代、々、に、廢、置、あり、て、延、喜、式、の、こ、ろ、は、十、陵、八、墓、なり、かく、て、後、々、に、は、た、此、近、陵、墓、の、御、祭、の、み、の、如

くになりて、遠陵の奉幣のことは、隠れゆきてをさく物にも見えず、いこ心うきこなりかし、抑近陵墓は、當代に近きを、殊に厚く祭り坐なれば、然もあるべきことなるを、其中に天智天皇をば、永く廢かれぬことになりぬるは、此も彼、漢國の制に、太祖の廟をば、百世こいへも廢す、云にならひ賜へるなるべし、されざ始、清和の御代に、此、第一に置れたるは、當代の大御父尊より、上七世なる故にこそありつらめ、必しも太祖し賜ひしにはあらざるべし、然るを其より後々の御代に至りても、猶此、天皇を殊に祭り坐は、何の由にかおほつかなし、續紀御代々々の宣命に、近江、大津、宮御宇、大倭根子天皇乃、與天地共長、與日月共遠、不改、常、典、止、立、賜、敷、賜、留、留、法、乎、云々、なご、ありて、殊なる由もありげなれども、此、天皇は、皇太子に坐し、ほごより、藤原、大臣共謀給て、蘇我、入鹿を滅し給し御功、又天下の御制度を漢様に革め給へること、こそあれ、其他に殊なることも坐まます、凡、孝徳の御世に、萬の御制の古より有來ぬるを廢て、多く漢様にしもなれるは、此、天智天皇、藤原、大臣の御心より出つこそ見えたる、後、世に此、天皇をしも、中興の主なき申すめるは、此、漢様の事を多く創坐る故なるべし、かくて此、天皇の御陵をしも、永く殊に祭り坐なれば、神武天皇の御陵をこそ、第一に厚く祭り賜ふべく、猶又餘にも有べきをや、さて上代の御陵ごもは、上にも云る如く、何れも甚大に、嚴き御構なりけるは、誠に然あらまほしきわざなるを、佛の道の廣く行はれて、いこも可畏く火葬云にし奉ることの始まりて、中ごろの御世々々は、皆然らぬはなく、御陵も無きが如くにてた、法華堂こか申して、至佛舎のさまなりけるは、甚もあさましく、哀きならひなりけるを、近き御世々々、此、火葬にし奉ることの停ぬるは、禍津日、神の荒びも漸に靜まりて、何事もめでたかりける古に、立、遷りぬべき時の來向へるかも、さて又漢國俗には、王も臣も、墓の外に廟云物を建て、祖をまつる、皇國には陵墓を祭り坐て、外に廟は無し、書紀、皇極、卷に、蘇我、蝦蟇、大臣の、己が祖廟を建て、八僧之僧を爲しつこあるは、漢國王のまねせしなるべし、

明治三十五年十一月十日印
 大正十五年六月二十一日増訂再版印刷
 大正十五年六月二十八日増訂再版發行



再校訂者 本居清造
 發行兼印刷者 吉川弘文館
 印刷所 四日市印刷株式會社

發賣所

東京市日本橋區數寄屋町 六合會館
 大阪市東區北久太郎町四丁目 會社 柳原書店
 名古屋市西區下長者町四丁目 會社 川瀬書店
 東京市京橋區鈴木町十二番地 日用書房
 東京市牛込區早稲田鶴卷町三三 國際美術社

コ-3592

那 < \

~~41~~ 2103
~~108~~ 110881

41
981

終